

平成 1 6 年 度

自 己 点 検 評 価 書

八 洲 学 園 大 学

刊行にあたって

八 洲 学 園 大 学 長
高 橋 進

アメリカ教育省他発行『危機に立つ国家』のなかに、次のような一文がある。

アメリカはかつて、よく訓練をつんだ一部の人々の力で、世界の中での安定した地位を築いてきた。しかしその時代は終わった。アメリカ国民に喚起したいことは、新しい時代に必要とされる、技術レベル、読み書き能力、教育水準を満たすことができなければ、成果に見合った物質的な報酬を受けることができなくなるだけでなく、国民生活に最大限まで参加していく機会さえも実質的に奪われてしまうということである。

「危機」とは、日本の自動車産業がアメリカの自動車産業よりも生産性が高く、開発や輸出に政府の援助が得られるというだけではない。また韓国が世界で最も生産性の高い製鉄所を建設したことや、かつては世界的名声を誇ったアメリカの工作機械がドイツ製品に取って代われようとしているようなことだけではない。これらの状況が意味している、“地球上のあらゆる所に潜在能力をもち、訓練を受けた人材が分配されている”ということ、そのこともまた「危機」を表しているのである。知識、学習、情報、それに訓練を受けた知性が、国際ビジネスでは新しい素材となっている。・・・このような状況下で、われわれが世界市場で保持しているわずかな競争力を死守し、さらに向上させていこうとするならば、教育制度の改革に献身的に取り組み、老若、貧富、人種国民すべてを超えた国民すべてのためになる教育制度を供する必要がある。学習は、現在到来しつつある“情報化時代”で成功するのに必要不可欠な投資なのである。

しかしながら、われわれの懸念は、工業や商業などといった範疇に留まるものではない。知力、倫理観、精神力といった、この国社会の核となっているものにまで及んでいる。

17歳の若者の多くが期待される高度な段階の知的能力を有していない。40%の若者は、文章を読んでも結論を導くことができず、説得力のあるエッセイを書ける者はたったの五分之一である。数学では、数段階の展開を伴う問題を解けた者が全体の五分之一にすぎなかった。

科学や技術が、これからも独創的で人間らしさを追求するものであり続けようとするならば、人文学の知識との関わりをなくしてはあり得ない。同時に人文学も、人間のあり方というものに関わりつづけようとするならば、科学や技術による知識なくしては語りえない。

現在、われわれが直面している危機の様相が、教育の面でどのように現れているのか。この点について、委員会では多くの証言を得た。以下に示す。

- 10年前におこなわれた学力の国際比較では、19科目の学力テストを行った中で、米国人学生が1位もしくは2位を獲得できた科目は一つもなかった。また工業先進国の中で最下位になった科目は七つあった。
- アメリカ人の成人のうち約2300万人が、最も簡単な日常の読み・書き・読解の調査によって「機能的文盲者」（訳注：仕事や状況に必要なとされる読み書き能力を十分にもたない者）と判定される。
- アメリカの17歳の若者のうち約13%が機能的文盲者である。少数民族の若者では、機能的文盲者の割合が40%にも及ぶ。
- SAT（大学進学適正試験）の成績は1963年から1980年までほぼ下降の一途をたどっている。言語能力試験では平均点50点以上も落ち込み、数学の平均点は40点近く下がった。
- 17歳の若者の多くが、期待される“高度な段階”の知的能力を有していない。40%の若者は文章を読んでも結論を導くことができず、説得力のあるエッセイを書ける者はたったの五分之一である。数学では、数段階の展開を伴う問題を解けた者が全体の三分の一にすぎなかった。

引用が長くなったが、上の文章は、アメリカ教育省他発行『危機に立つ国家』（京都大学出版会発行、原著「A Nation At Risk」、西村和雄京大教授、戸瀬信之慶大教授両氏の翻訳）によるものである。本書は、アメリカ教育省他の刊行、レーガン大統領のとき、ベル教育長官が1981年8月26日「卓越した教育に関する全米委員会」を設立した。上に引用した文章は、そのごく一部である。

アメリカの「卓越した教育に関する全米委員会」にもみられるように、アメリカは、失敗に気づくのもはやいが、その修正に着手するのもはやい。数代の大統領が継続して回復に努力し、いまは上昇傾向にある。その着手は全米にわたり、経験的、实际的であり、実用的・実践的である。理論倒れ、空論に終わらない。本書の訳者もいわれるように、日本も早急に、アメリカの改革例に学ぶこと、これが今、日本に求められていることであろうと。

比較的風波にあたらぬ本学の現状から、改めてこの改革に挑んでいるアメリカに学び、基礎基本の何たるかをもう一度省察し、本学において今、何をしなければならぬか、精力的に取り組まねばならぬ。

開学1年目を過ぎて、本学の教員諸氏が、現在為すべきことを十分に理解把握し、懸命に開学業務に取り組んでおられることに敬意を表し、一些事にいたるも、それが本学の教育のどの部分につながっていくのかをよく見極めて前進してもらいたいと思う。問題・課題もまた、そこから見いだせるであろう。

この度ここに刊行する「自己点検評価書」は、省察から発展へ飛躍するための基礎資料である。

なお本評価書は、紙媒体で公表するとともに、八洲学園大学ホームページの中でも公表する。八洲学園大学ホームページのアドレスは次の通りである。<http://study.jp/univ/yashima/index.asp>

凡例

1. 本文の巻末資料として「大学の規則等」を掲載したが、本文中に「資料編」として言及してある資料は、巻末資料とは別に大学の事務局で保管している資料である。
2. 本文中でホームページにふれている場合、アドレスを記載した場合とそうでない場合があるが、基本的には「八洲学園ホームページ」（上記）をご覧いただきたい。

目 次

刊行にあたって	1
I. 八洲学園大学の現況及び特徴	4
II. 目的	5
III. 自己評価	
1. 大学の目的	6
2. 教育研究組織（実施体制）	8
3. 教員及び教育支援	10
4. 学生の受入	16
5. 教育内容及び方法	21
6. 教育の成果	35
7. 学生支援等	36
8. 施設・設備	39
9. 教育の質の向上及び改善のためのシステム	43
10. 財務	46
11. 管理運営	59
12. 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況	63
IV. 専任教員の教育研究活動状況	67
V. 大学の諸規則等	91

八洲学園大学の現況及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 八洲学園大学
- (2) 所在地 神奈川県横浜市西区桜木町7-42
- (3) 学部構成
 - 学部：生涯学習学部
 - 課程：家庭教育課程、人間開発教育課程
- (4) 学生数及び教員数（平成17年3月31日現在）

学生数：学部	収容定員	1200名
在学生	正科生	272名
	科目等履修生	129名
	特修生	21名
教員数	専任教員	教授 7名
		助教授 2名
		講師 3名
	非常勤講師	38名

2 特徴

八洲学園大学は、生涯学習を標榜する日本で唯一の通信制大学である。学生は、インターネットを介してeラーニングにより学習する。このため、学生に対しては学生支援センターを、教員にはメディアセンターを設け、PC全般（インターネット、eラーニングを含む。）に関する技術指導・援助・相談等を行っている。

授業は、テキスト履修、スクーリング履修及び実習により行われるが、開設科目は基本的に選択科目ないし選択必修科目となっているため、選択の仕方により大学に通学しなくとも卒業に必要な124単位を取得できる仕組みになっている。

目 的

八洲学園大学の目的は、八洲学園大学学則第1条に定めるところであり、「八洲学園大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に則り、主として通信の方法により有用な人材の開発を企図し、もって社会に貢献するとともに、併せて生涯学習の要望に積極的に応えることを目的とする。」とされている。

この目的を実現するために、学部は生涯学習学部とし、家庭教育課程と人間開発教育課程の2課程を置き、教育・研究に当たることとしている。本学では、正規の学生である正科生の他に、従前の聴講生に相当する科目等履修生と大学入学資格はないが、将来、正科生となることを希望する者又は正科生にはならないが大学の授業を聞きたいとする者は特修生として受け入れ、勉学の機会を提供している。

また、開学1年目ではあるが、公開講座も開講したところである。公開講座の概要は、次のとおり。

テーマ	誰でも好きになる韓国語講座（初級）
場 所	八洲学園大学 講義室
講 師	本学助教授 巖 錫仁 韓国高麗大学哲学科卒、筑波大学大学院修了、博士（文学）
日 程	16. 11. 30～17. 3. 29 全14回（4回延長） 1回90分
参加費	無料。ただし、教材（市販本）は受講生負担。

自己評価

1. 大学の目的

1) 基本方針の明確性

【現況】

本学は、広く社会に働く人々、家庭の仕事に励む人々、人生における新しい自己開発の意欲を有する人々、年配に至るもなお自己開発の意欲を有する人々を主たる対象として、IT時代の最先端を行く教育・学習システムを開発する。

- (1) 人々が、生涯に亘って学習に取り組むライフスタイルを確立する、潜在的な学習需要を具体的な学習行動に高める、専門的な学習需要にこたえる、学習結果を適切に評価し、社会的に生かす、そのために必要な支援を具体的に実施する教育研究を行う。
- (2) 具体的な支援策としては、学術的・専門的な知識・技能を継承開発し、需要にこたえる、学習者の個人的要請・学習歴にこたえ、柔軟な学習システムを開発する、黒板を背にした学問から、黒板に向かう学習者のための学問に転換を図る、時代的・社会的要請に密接する学問の開発に努め、新しい職業を開拓する、そのための教育研究を行う。
- (3) 学習者からすれば、学習に参加すること自体が、生涯学習学部の自己開発的な教育研究を構成する、適切な学習結果の評価を得ることが、職業に通ずる、生涯、学習機会が得られ、高齢になっても生き甲斐ある生活が送れる、ために、文字通り、主体的・意欲的な学習ができる。以上の理念・目的・方法に基づき、まず教育研究の基本組織としての「生涯学習学部」を組織、初期の目的達成に努力する。

【分析結果とその根拠理由】

以上のような基本方針のもとでの大学の現況をみると、次のような特徴をあげることができる。

- 家庭で働く人々、新しい自己開発を意欲する人々、年配に至ってなお自己開発を意欲する人々など、本学が予想し、期待していた学生が、多様に満遍なく入学してきている。
- いままで家庭に閉じこもっていた人々や、新しく学習の目当てを得た人々が、自分の学習スタイルを確立して、嬉々として学習に取り組んでいる。したがって、専任、非常勤教員共通のFD研修会の席上で、モチベーションの高い学生が多いとの共通の評価・感想が披瀝されている。
- 自分の学習結果を適切に評価してほしいと願っている者が、大多数であることがわかった。
- 現代の30代を中心とする人々の多数が、新しい気分と心構えで、自分の学習することを何とか生かして、自分の目指す職業に就きたいと希望していることがわかった。
- それだけに、連絡・通信等の不十分・不適切のときは、たちまちクレームが大学に寄せられる。教員・職員ともどもに注意をしたことがあった。

2) 本学の目的と学校教育法第52条の関連

【現況】

前項に述べたとおり、本学は、生涯にわたって学習に取り組むライフスタイルを確立するため、および潜在的、専門的学習需要に応え学習結果を社会に生かすための教育研究をおこなうことを目的としており、これは学校教育法第52条に規定された大学一般に求められる目的に添うものである。

【分析結果とその根拠理由】

学校教育法第52条に規定された大学一般に求められる目的から外れるものではない。

本学は、平成15年4月、大学設置認可申請書に必要書類を添えて、文部科学大臣に申請し、大学設置・学校法人審議会の審査を経て、同年11月、文部科学大臣の認可を得たものであり、翌平成16年4月に開学したものである。したがって、本学は上記の大学の目的についても審査を受け、認可されたものであるから、学校教育法第52条の趣旨を十分に踏まえたものである。

3) 目的の大学構成員への周知

【現況】

大学教職員については、平成16年4月開学以前から研修会を開催し、大学の具体的目的、理念、趣旨のほか、実際の授業方法及びテキスト作成について、逐次解説したり習熟をはかった。学生について

は、常時ネットを開けば、八洲学園大学の記事が掲載されているので、学生はそれをみる事ができるし、見た結果、大学に質問を寄せてきている。

【分析結果とその根拠理由】

開学以来教授会等で、本学の理念、目的及びこれに基づく学則をはじめとする諸規程の説明を行ってきたが、それとともに、入試やカリキュラム編成、授業取り組み等についての議論の場で、つねに目的や理念に立ち返り確認するようにしてきた。一般的には、全教職員はネットを利用して常時本学の目的・理念等を知り確認できる。

4) 目的の社会への公表

【現況】

大学の目的など大学に関わる情報は、社会一般に公表している。

【分析結果とその根拠理由】

大学に関わる情報の公開は、大学のホームページと大学案内、学習ガイド・募集要項などの印刷物とで行っている。

大学の目的については、大学のホームページと大学案内、学習ガイド・募集要項などの印刷物において、八洲学園大学が目指すもの、建学の精神、教育理念、教育の目標などとして具体的に公表しているところである。

八洲学園大学が目指すもの

ホームページ <http://study.jp/univ/yashima/univ/index.html> (大学案内 2 P) **【資料：資料篇】**

建学の精神

ホームページ <http://study.jp/univ/yashima/univ/spirits.html> (大学案内 2 8 P) **【資料：資料篇】**

教育理念

ホームページ <http://study.jp/univ/yashima/univ/spirits.html> (大学案内 2 8 P) **【資料：資料篇】**

教育の目標

八洲学園大学学習ガイド・募集要項 4・5 P **【資料：資料篇】**

参考までに、平成16年度の大学ホームページへのアクセス数を示せば、51万件強であり、大学案内、学習ガイド・募集要項などの印刷物は、平成16年度に4万部印刷し、主として資料請求者に配布しているところである。

八洲学園大学ホームページ ユニークビジター数

Filter: study.jp/univ/

平成16年度月別	新規ユニークビジター数
4月	66442
5月	60284
6月	69567
7月	52542
8月	35595
9月	36157
10月	30835
11月	29346
12月	25206
1月	43947
2月	33717
3月	30257
合計	513895

2. 教育研究組織（実施体制）

1) 学部及びその学科の構成

【現況】

本学は、生涯学習学部を設置して、(1) 家庭を豊かにする理念を確立することと、家庭教育力回復の支援ができるような理論と実践力を養うこと、及び(2) 現代社会の変化に対応できる能力と現代社会の諸問題を克服し新たな時代を切り開く知識と教養と実践力をもつ人材を育成することを、目標としている。

この教育目標を実現するために、本学は、家庭教育課程と人間開発教育課程の二つの課程を設置している。両課程は学科相当であるが、学科よりも密接な結びつきであるので、本学では課程としている。

この学部学科の構成と教育内容については、とくに大学の目的、理念、方法等設置の趣旨もふまえて十分に検討を重ねたものである。なお、両課程とも、必修科目を設定しなかったのは、入学してくる学生の経歴が多様であり、結果として適切であったと自負している。

【分析結果とその根拠理由】

本学は生涯学習学部を設置し、そのもとに、家庭教育課程と人間開発教育課程の2課程をおいている。まず家庭教育の重要性はすでに多方面から指摘されてきたが、とくに平成13年の社会教育法の改正によって、国及び地方公共団体は社会教育に関する任務を行うに当たって、「家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするものとする」とされたように、その重要性が改めて指摘されている。本課程は家庭教育アドバイザーの資格を得るためのカリキュラムが用意されているが、それを目指して入学してくる学生は多い。また、人間開発教育課程は、現代社会の変化に対応できる能力をもつ人材の育成を目指すものであるが、同時に社会教育主事、図書館司書などの国家資格をうるためのカリキュラムを用意していて、この資格を目指して入学する学生が多くいる。両課程は、現代社会の要請に応えうる教育研究の内容を備えたものとなっている。

【資料：巻末の「学則」および「履修規程」】

2) 教授会の活動

【現況】

教授会は、学長を議長とする本学の教学上の最高決定機関であり、教授会規程にしたがって教育活動の重要事項を審議してきた。今年度は開学初年度であるので4月1日に臨時教授会を開催した。定例教授会は毎月第3水曜日に設定し、4月以降毎月開催し3月までに計12回開催した。教授会の議題は、両課程及び各種委員会と連携をとって、学長、学部長、両課程長および学生委員長からなる運営委員会において審議したうえで議案整理を行ない、審議事項、資料等に遺漏なきことを期している。

【分析結果とその根拠理由】

教授会の構成は、教授会規程第2条にしたがって、専任講師以上の専任教員で組織されている。今年度は開学初年度であるので、12名の構成員であった。この人数は大学の教育・研究、運営には十分とはいえず、各教員には過重な負担になっている面もあるが、しかし、人事計画として、17年度は専任教員6名が、また18年度には9名が新たに就任することになっており、あわせて27名の構成員となるので、学内の教育・研究、運営についても充実が期待できる。なお、今年度開催した12回の教授会は毎回ほぼ全員の出席であった。

【資料：巻末の「教授会規程」および「教授会議事録」】

3) 教務委員会等の組織の構成及び活動

【現況】

委員会組織は整備されているが、開学一年目というところから、人数的にやや手薄な状況にあった。そのうえ初年度は、教育課程や教育方法等についてきわめて多岐にわたる業務が山積したために、委員会を頻繁に開催して審議するとともに、学生委員会、学生支援センター、システムの業務に携るメディアセンター、事務局とも密接な連携をとって、業務に当たってきた。大変だったが、校務も滞ることなく順調に遂行されている。

特に大学内の組織とその所掌事務を創りあげてゆくという委員会としての重要な実務があったことから「教務とメディアの実務担当者連絡会」を設定した。学内の年間行事と実務、学期毎の事務、一週間毎の事務、明日実行する事務の4項目に分けて、毎週1回の「実務担当者連絡会」を開催した。昨年16

年度は年間 40 回開催し校務の円滑な実施に努力してきた。

「教務とメディアの実務担当者連絡会」について

1、経緯

教務委員会は委員会としてだけではその存在価値はない。校務が滞りなく実施するような細密、緻密な計画と実行があつてはじめて学校運営が可能になる。新設大学が、開学と同時に毎日の校務が停滞することなく行われて、始めて学校が草創されて行く。そのようなことから各部署との連絡、打ち合わせ、すり合わせを必要とし上記各名称のような組織と会議を持って開学から一年間の校務の実施に関わった。

2、組織構成

学部長	水野建雄
教学教務	中田雅敏 石田尊 秋吉正博
メディアセンター	森田恵子 黒川泰延 藤本誠
学生支援センター	木下真澄 三堀将寛

【分析結果とその根拠理由】

根拠となる点は諸内規の充実完備、校務の順調な進歩、学生に関する帳簿等の整理の進行状況などから総合的に判断して評価できるものと思われる。改正すべき点も多々あるが、それは開講年次に従って整備されるものと思われる。来年度の教科書執筆状況等には多少の危惧がある。

優れた点および改善を要する点

1) 基本的にインターネットを使用しての学生管理となる所から、全体的な整理状況が見られない欠点も存在する。その所掌部分では遺漏のない事務的状况ではあるが、部分ごとの連絡や関連性に欠けるようなところもある。一方ではまたパソコン、インターネットの処理であるところからスピードの上では優れた事務処理であり、処置の誤りがなければ優れた機能を有しているといえる。

2) 事務職と教員との間の相互の連絡や、計画の方向に違いが見える。改善を要する必要性はあるものと思われる。しばしば生じる教学側と事務側との齟齬については、連絡会を持つなどして共通理解に努めてはいるが、開学一年目ということもあって、それぞれの側で出張や日程の違いなどが存在してうまくゆかない場面も見られる。こうした点を改善してゆきたいと考えている。

3) 改善の具体策については「教務とメディア実務担当者連絡会」を改組して、二つの組織とした。そのひとつは教学側の教務委員会と、事務職教務課との連絡打ち合わせ会議を秋学期十月より設定し、毎週一回教務委員会会議を開いて検討している。メディア側は別に「システム開発勉強会」を設定して、授業に関するメディアの調査、授業開発、教材開発、メディア事務等の開発研究連絡に当たるといふ組織を作り対応することとした。

3. 教員及び教育支援者

1) 教員組織編成の基本方針

【現況】

16年度は開学初年度のために、予定の専任教員と非常勤講師の合わせて84名の全員が就任しているわけではないが、18年度には全教員（専任教員27名、非常勤講師57名）の就任が、就任承諾書をえてすでに決定して、両課程の教育を行うための教員数は確保できている。教員就任の予定は次のとおりである。

	16年度	17年度	18年度	計
専任教員	12	6	9	27
非常勤講師	38	11	8	57
計	50	17	17	84

【分析結果とその根拠理由】

学部全体の開講科目（テキスト履修とスクーリング履修を含む）は、16年度春学期が56科目、秋学期が61科目であった。これが17年度は50科目近く増加し、さらに18年度は115科目あまり増加し、最終的には211科目になる予定である。これらの授業科目を遅滞することなく行う計画をたて、そのもとに、専任教員、非常勤教員を順次配置していくことになっている。

2) 必要な教員の確保

【現況】

16年度は専任教員12名、非常勤講師38名が就任して授業にあたった。したがって今年度は、開設授業科目のすべてが開講したわけではないが、しかし、家庭教育課程、人間開発教育課程のそれぞれの教育目標を実現できるよう完成年度を見込んで教育課程を編成してあり、そのための適材適所の教員配置ができている。今年度は、専任教員は家庭教育課程には8名、人間開発教育課程には4名が配置され、また、非常勤講師38名が両課程にそれぞれ配置されている。

【分析結果とその根拠理由】

教育課程は18年度完成を目指して16年度から計画的に年次進行で編成してあり、それに見合った教員を確保できている。翌年度に教員の欠員がある場合でも、直ちに補充して授業に支障をきたさないような体制ができている。なお16年度は専任教員の異動はない。

3) 必要な専任教員の確保

【現況】

専任教員の課程別就任予定は次の表のとおりである。18年度には27名の全専任教員が就任し、非常勤講師50名とともに、両課程の授業を担当することになり、教育の充実が期待できる。

専任教員の年度別就任予定は次のとおりである。

	16年度	17年度	18年度	計
家庭教育課程	8	4 (12)	5 (17)	17
人間開発教育課程	4	2 (6)	4 (10)	10
計	12	6 (18)	9 (27)	27

() 内は合計数。

【分析結果とその根拠理由】

16年度は、両課程あわせた専任教員は12名であったが、18年度は27名全員が就任することが決まっており、すでに担当授業科目の割り振りも決定をみている。

4) 教員組織活動の活性化のための措置

【現況】

専任教員（専任予定者を含む）の年齢構成、職階構成、性別構成は以下の表の通りであり、ほぼバラ

ンスはとれているものと思われる。外国人教員は1名の韓国人教員を専任として採用している。なお、実務経験者については、とくに人間開発教育課程の人材開発論教育論グループでは、優れた経験者を教授陣に迎えている。教員の任期制や教員採用の公募制については、今後の検討課題である。

	職 階	男性	女性	計
70歳代	教授2 助教授1	2	1	3
60歳代	教授10 助教授1	8	3	11
50歳代	教授3	2	1	3
40歳代	助教授2	2		2
30歳代	講師4	3	1	4
20歳代	講師4	1	3	4
計	教授15 助教授4 講師8	18	9	27

【分析結果とその根拠理由】

外国人教員については、今後中国人、アメリカ人の教員の非常勤採用を考えている。任期制については、今後検討し必要に応じて採用する方向で考えている。専任教員の採用は、今年度は、開学初年度の関係から学内公募の形をとらざるをえなかったが、今後、広く学内外から公募することを考慮している。

5) 教員の採用及び昇格の基準の制定と運用

【現況】

専任教員の採用・昇格は、本学の「教員選考規程」（16年4月制定）及び「大学教員の採用および昇任に係る選考手順」（17年3月制定）によって行なわれる。教員の採用基準および選考基準は、大学設置基準第14条から17条に準じるものとしているが、詳細については今後両課程において検討して、それぞれの特色を生かした基準案を作成する予定である。

【分析結果とその根拠理由】

採用及び昇格の人事が生じた場合は、全学人事委員会の承認を得て、課程内に小委員会を組織して人選を進め、候補者を決定する。この候補者について、人事委員会によって付託された教員選考委員会が教育・研究・実務等の業績について審査を行い、その結果を人事委員会に報告する。人事委員会はこの結果について総合的に審査した上で候補者を最終的に決定する。人事は教授会の承認をえて決定する。

採用・昇格の際の職位の基準は、大学設置基準第14～第17条に準ずるが、その詳細は、両課程の特殊性と特徴をふまえて、今後早急に検討していくことになっている。

【資料：巻末の「教員選考規程」および「大学教員の採用および昇任に係る選考手順」】

6) 教育活動に関する評価体制

【現況】

学生による授業評価については、今後FD委員会において適切な体制を整えていく。また教育活動の自己点検については、今年度は11月22日に、専任、非常勤合同のFD研修会を開催し、本学の特色を生かした授業方法、本学の特色ゆえの課題等を話し合った。なお、初年度のために若干遅れたが、2月に自己点検・評価委員会を立ち上げ活動を開始した。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、個々の授業については、常時ネットを通じて、授業への学生からの意見、評価が多数よせられている。それらは、支援センターにおいて管理、蓄積し、必要に応じて教員にフィードバックされ、教育活動に生かされている。

しかし、学生による授業評価についての全学的取り組みは、学内に設置したFD委員会において、その方法、内容、フィードバックのあり方等を検討し、実効性、信頼性のある評価案を作成していくことにしている。

7) 教育目的を達成するための研究活動

(1) 家庭教育課程

【現況】

家庭教育課程においては、学業終了時に日本家庭教育学会より家庭教育師の資格を授与されることになっている。そのために教育課程のバックボーンとなる「家庭教育学」の構築に関する研究活動をすすめている。家庭教育課程の教育課程は、小学校教育、中学校教育、高等学校教育では何を教え何を学んでいるかを理解し、総合的に学習した上で専門教育に取り組むようになっている。専門教育分野では、法学、哲学、倫理学、宗教学、教育学、心理学、文学等、学際的に研究成果を深め、次に各家庭で起こり得る問題を解決できる具体的な学習、ケーススタディなどを置いている。それゆえに中心をなす「家庭教育学」を構築する研究活動に取り組んでいる。これは共同研究として推進している所である。

【分析結果とその根拠理由】

家庭教育課程のカリキュラムが既存の学問体系とは異なった全く新しい分野であるところから、全体を統括する学問の必要性に迫られているのが現実である。「家庭教育学」は単に教育学では収まりきれない分野を含んでいる。また「学校教育」「社会教育」の両分野にまたがり、その上に個々に発生する青少年の社会問題と家庭の教育とを結合させて新たな「家庭での教育法」を探るところに本学の特徴がある。そのことに鑑みて、これらの問題を考える時に最も必要となるところの学問が「家庭教育学」ということになる。そこで教育の目標を達成するための基礎となる「家庭教育学」を構築するべく共同研究を行っている。相前後するような形となってしまっているが、既存の学問体系に「家庭教育学」という学問体系が存在しないところから、これを家庭教育課程に属する全教員で構築することに取り組んでいる。

(2) 人間開発教育課程

【現況】

人間開発教育課程では、平成16年の本学開学と同時に、17年度以降の着任予定者を含めて共同研究として「社会人を対象とする遠隔教育の安定的展開に関する研究」を開始した。

平成16年度は月1回の共同研究会を開き、研究の結果を報告書にまとめた。【資料：資料篇<上記の報告書>】。本研究では、研究メンバーの専門性を生かしてそれぞれ個別の研究テーマに取り組むことにしたため、資料1に示したような研究の成果は、それぞれの授業科目の教育内容や方法と深い関係がある。

【分析結果とその根拠理由】

それぞれの研究テーマは、遠隔教育研究にとっても重要なテーマであるが、まだ研究に着手したばかりであり、今後、研究の発展を図る必要がある。また、「課題マップ」を作って多くの課題を挙げているので、それらはいずれも早急に解明することが期待されるものばかりなので、可能なところから研究に着手する必要がある。

資料1 平成16年度八洲学園大学人間開発教育課程共同研究報告書の構成と執筆者

八洲学園大学生涯学習学部人間開発教育課程「社会人を対象とする遠隔教育の安定的展開に関する研究」報告書、平成17年3月

- | | |
|----------------------------------|----------|
| 第1章 平成16年度研究の目的と方法 | 浅井経子 |
| 第2章 平成16年度研究の経過 | 秋吉正博・石田尊 |
| 第3章 平成16年度研究の成果 | |
| 1 遠隔教育における効果的な添削システムの開発に向けて | 石田 尊 |
| 2 遠隔教育とデータベース | 秋吉正博 |
| 3 遠隔教育における大学図書館の役割ーその1ー | 高鷲忠美 |
| 4 アンドラゴジー（成人教育学）からみた効果的な遠隔教育の在り方 | |
| ー これまでの調査研究等の成果から ー | 浅井経子 |
| 5 eラーニングにおける学習成果の評価の課題 | |
| ー 学習成果の評価の活用の観点から ー | 篠崎明子 |
| 6 アメリカにおける遠隔教育の現状分析 | 塙 武郎 |
| 7 事象としての遠隔教育の研究 | 山本恒夫 |
| 第4章 社会人を対象とする遠隔教育の安定的展開のための課題マップ | 全 員 |

資料 八洲学園大学生涯学習学部人間開発教育課程

8) 事務職員、技術職員等教育支援者の配置の適切性

【現況】

平成17年3月現在、次のとおり職員が配置されている。

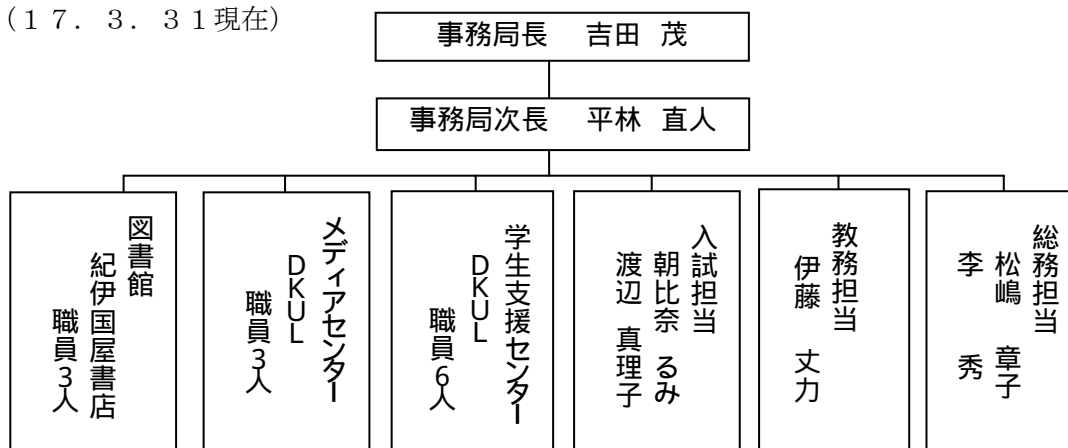
八洲学園大学事務職員・技術職員数

	大 学	DKUL	紀伊国屋	計
専 任	5	6	3	14
非常勤	2	3		5

注1 表中、「大学」とあるのは八洲学園大学を、「DKUL」とあるのは㈱デジタルナレッジ・ユニバーシティ・ラーニングを、紀伊国屋とあるのは㈱紀伊国屋書店をそれぞれ示し、それぞれの会社等に所属する職員の数である。

注2 本学は、eラーニングを使用して教育しているため、学生支援（プロモーション機能及び学生対応機能）及び教員に対するシステム活用支援業務については DKUL に、図書館事務部の司書業務は紀伊国屋に外注しており、これらの会社から派遣されている人員である。なお、現時点では、受講学生数が少ないため TA を配置していないが、1授業科目の受講学生が200人を超えれば、1名のTAを配置することとしている。

事務組織図（17.3.31現在）



【分析結果とその理由】

本学は、平成16年4月に開学したばかりの大学である。開学1年目ということもあって、事務組織は最低の職員数で組織しているが、教員組織、事務組織ともども年次計画により充実することとしており、完成年次における教員以外の職員数は、現在の倍の38人を計画している。

八洲学園大学設置認可申請書（設置する大学等の概要を記載した書類から抜粋）
大学等の概要を記載した書類

教員以外の職員の概要		専 任	兼 任	計
	事務職員	37 (10)	—	37 (10)
	技術職員	—	—	—
	図書館専門職員	—	1 (1)	1 (1)
	その他の職員	—	—	—
計		37 (10)	1 (1)	38 (11)

注 () 内は初年度で、内数。

八洲学園大学の事務組織及びその分掌については、「八洲学園大学の事務組織及び事務分掌を定める規程」で定めるところである。同規程は、大学完成時の姿を想定し規定しているため、現状では、課長、係長をおいていない、事務職員の数が少ないなどの問題があるが、学年進行に伴い整備される予定である。

【資料：巻末の「八洲学園大学の事務組織及び事務分掌を定める規程」】

4. 学生の受入

1) アドミッション・ポリシーの確立と公表

【現況】

入試委員会は平成16年4月に発足し、アドミッション・ポリシーを定めるとともに、入試制度の整備を16年度の目標として、作業を行った。

アドミッション・ポリシーに関しては、募集対象が社会人中心である本学の特色を考慮し、「本学部の目指す人材養成」として、学部と両課程で養成する人材像を示すこととした。これは6月の入試委員会で原案を作成し、6月の教授会で決定して、直ちに秋学期の募集要項（インターネットと紙媒体）に掲載した。（資料1）

また入学者選抜の基本方針については、当初から将来の希望（作文提出）を重視しているが、17年度からは「自己活動歴」の提出を求め、これまでの活動から将来の希望までを一貫して捉えて判定を行うこととした。

資料1

本学部の目指す人材養成

生涯学習学部では、大学設立の理念に基づいて次のような人材を養成しようとしています。

1. 家庭を豊かにする理念を確立し、合わせて家庭教育力回復の支援ができるような論理と実践力を身につけた人。
2. 現代社会の変化に対応できる能力と、現代社会の諸問題を克服し新たな時代を切り開く知識と教養と実践力をもつ人。

そのような人材を養成するため、本学部では家庭教育課程と人間開発教育課程を置いています。それぞれの課程が具体的に目指すところは次の通りです。

家庭教育課程

1. すべての教育の出発点である家庭教育について、子どもを抱えるすべての親にこの学問の学習機会と情報を提供し、家庭教育の充実を図ってもらえるようになることを目標としています。
2. 家庭教育の理論と方法を学ぶことによって、社会問題化しつつある家庭に起因するさまざまな問題についての的確に分析し、問題を解決できる人を養成し、社会の要請に応えます。

人間開発教育課程

1. 豊かな人間性と生涯学習についての幅広い識見を養い、専門的な知識・技術を習得して、生涯学習社会の実現に貢献できる人を養成します。
2. 具体的には、地域や企業で各種学習支援プログラムをデザイン・実施・運営できる人、図書館、博物館で専門性を生かして働くことのできる人、企業などで働く人々の能力開発を支援する人を養成します。

【分析結果とその根拠理由】

今は養成しようとしている人材像を示すに止めており、求める学生像は示していない。現在のところ、これで機能しているが、志願者が定員を越えるようになった場合には、さらに求める学生像を示す必要がある。

【資料1：募集要項の「本学部の目指す人材養成」

<http://study.jp/univ/yashima/adm/application.html>】

【資料2：資料編「入試委員会議事要旨」】

2) 学生の受入方法の適切性

【現況】

学生の受入方法としては、将来の希望（作文提出）を合否の判断で重視しているが、16年秋学期からは「本学部の目指す人材養成」に照らして判断を行っている。17年度入試を17年1月から開始したが、新たに採用した「自己活動歴」についても、判断に当たっては「本学部の目指す人材養成」との関連も考慮している。

【分析結果とその根拠理由】

志願者の将来の希望が本学部の養成しようとしている人材像からずれている場合には、直接本人に確認をするなどの措置を講じており、「本学部の目指す人材養成」は機能している。しかし、「自己活動歴」の場合には、過去の経験を聞いているので、必ずしも「本学部の目指す人材養成」で判断せず、関連を考慮する程度となっている。

また、志願者の「将来の希望」（作文）の内容が明確に希望を示すようになりつつあるように思われるが、まだ数量的な把握は行っていない。

3) 留学生、社会人、編入学生の受入の基本方針

【現況】

本学は通信制の大学で、主として社会人を対象としているから、アドミッション・ポリシーで特に留学生、社会人、編入学生の受入等に関する方針は示していない。すべて「将来の希望」（作文）と「自己活動歴」を主要な判断資料として、合否判定を行っている

【分析結果とその根拠理由】

問題がある場合には、直接本人に問い合わせており、上記のような方針で、現在は支障を来すことはない。

【資料：「募集要項」(<http://study.jp/univ/yashima/adm/application.html>)】

4) 入学者選抜の実施体制の適切性

【現況】

インターネットだけのスクリーニングを行う本学では、対面の試験がないため、入学者選抜「大学水準の確保と本人確認について」（平成16年9月教授会決定）（資料2）に従って実施体制を作り、合否判定作業を進めている。

1 入学時のチェック体制整備について

合否判定資料として、17年度より自己活動歴記載欄を設け、将来の希望についての作文とあわせて、内容を審査する。（あいまいなところがあれば本人に確認する。）

2 合否判定のための審査体制

17年度入試より合否のための審査は課程毎に審査会を設けて行い、入試委員会でその結果を審議する。

3 入試委員会による教授会提出原案の作成

入試委員会は、課程別合否審査の結果を審議し、合否判定についての教授会提出原案を作成する。

4 教授会による合否判定をめぐる審議と合否の決定

教授会は、合否判定についての入試委員会原案を審議し、合否を決定する。

合否判定のための審査方法は次の通りである。

1 審査資料

(1) 願書

(2) 作文

(3) 自己活動歴

(参考) 調査書又は卒業証明

2 審査作業

(1) 願書で入学資格の有無（最終卒業学校）を確認し、記載内容に問題がないかどうかをチェックする。

(2) 作文では、将来の希望(進路、取得希望資格など)と本学の開設科目・取得可能資格にずれがないかどうかをチェックする。

(3) 自己活動歴では、意味不明な記載内容がないかチェックする。

3 自己活動歴の判定基準

(1) 記載例示には、学習歴、職業歴、ボランティア活動・地域活動などの活動歴をあげてあるにもかかわらず、それ以外の履歴のみを記載している志願者については、調査書等チェックし、問題があると思われる場合には、合否案を「保留」とし、入試委員会の検討事項とする。

(2) 記載事項が0件ないしは1件しかない場合には、調査書等チェックして入試委員会に報告する。

問題があると思われる場合には、合否案を「保留」として入試委員会の検討事項とし、記載が0件の志願者は不合格候補とする。

(3) その他、記載内容の意味不明等、問題があれば合否案を「保留」として、入試委員会で検討する。

【分析結果とその根拠理由】

16年度は初年度でまだ体制が整わなかったが、平成17年1月からの17年度入試ではある程度体制が整備されるに至った。公平性を保つことには最初から留意しており、問題はない。

資料2

大学水準の確保と本人確認について

平成16年9月29日 教授会決定

文部科学省の指導	本学の対応
入学時のチェック体制を整備する必要がある。	1 願書に学習・活動歴欄を設けて内容を審査し、不明のところは本人に確認する。 2 出願時に通信制大学や本学について理解しているかどうかをQ & Aにより確認する。(例:「単位が取れなかった場合でもその単位の授業料は返されないことを知っているか。」)
試験やレポートについて、本人確認を行い、単位認定(さらには卒業認定)に当たっては大学としての水準を保つ必要がある。	1 本人確認は電話、USBカメラ、面接などにより行う。 2 単位認定については、個々の教員が大学の水準確保に努める。 3 現段階での対応策としては、不合格科目の多い学生の状況把握を行い、卒業に時間がかかるおそれがあることなどを本人に連絡する。 4 将来的には、履修科目の上限設定、GPA制度の導入なども検討する。
国家資格付与は大学を信頼して認可しているものであるから、資格付与に当たっては水準を保つ必要がある。	社会教育主事、司書、司書教諭、学芸員の資格科目の単位認定では、一定水準を保つようにする。

5) 学生受け入れの検証と入学者選抜の改善

【現況】

本学は平成16年4月に開学したばかりなので、まだ本格的な検証を行うことが出来ないが、合格者が入学するかどうかを規定する要因について、林の数量化Ⅱ類による分析を行った。対象は平成16年度の正科生・科目等履修生の合格者440で、辞退者は38である。

「入学するか・しないか」に大きな影響を及ぼす主な要因(項目)は、職業、年齢、学生区分(正科生、科目等履修生)で、科目等履修生は目的がはっきりしていて辞退が少なく、入学を辞退しやすいのは、職業では、主婦、無職、高校新卒、年齢では、45～49歳であった。(資料3、資料4)

【分析結果とその根拠理由】

今後、学期・学年毎に項目を増やしてこのような分析を行い、入学を辞退しやすい層については、作文で本学の目指す人材像への反応をチェックする方法などを開発し、入学者選抜の改善に役立てていく必要がある。

資料3

レンジ表

項目名	レンジ		偏相関		偏相関検定
課程	0.2466	6位	0.0323	6位	[]
学生区分	1.0486	3位	0.1241	3位	[**]
性別	0.1389	7位	0.0205	7位	[]
年齢	1.5674	2位	0.1359	2位	[**]
地域	0.8733	4位	0.0950	4位	[*]
最終学歴	0.6706	5位	0.0852	5位	[]
職業	2.2359	1位	0.2353	1位	[**]

資料4

テゴリースコア表

項目名	カテゴリー名	n	カテゴリースコア	横%	備考
課程	人間開発教育	303	-0.0768	8.9%	
	家庭教育	137	0.1699	8.0%	
学生区分	正科生	292	-0.3527	6.5%	
	科目等履修生	148	0.6959	12.8%	
性別	男	153	0.0906	9.8%	
	女	287	-0.0483	8.0%	
年齢	19歳以下	32	0.1585	9.4%	
	20～24	90	-0.3049	7.8%	
	25～29	67	0.1444	11.9%	
	30～34	76	-0.0271	7.9%	
	35～39	59	0.7387	13.6%	
	40～44	53	-0.4269	3.8%	
	45～49	21	-0.7091	0.0%	
	50～54	21	-0.4445	4.8%	
55歳以上	21	0.8583	14.3%		

6) 入学定員と実入学者数との関係及びその適正化

【現況】

平成16年度は実入学者数が入学定員を大幅に下回る状況になっているが、開学初年であり、まだ改善するための取組を行うなどの、入学定員と実入学者数との関係の適正化を図るまでには至っていない。

【分析結果とその根拠理由】

平成16年度の入学者数は「I 八洲学園大学の現況及び特徴」に示したとおりである。平成16年度の入学者数は学生定員1200人（家庭教育課程600人、人間開発教育課程600人）に対し、家庭教育課程20パーセント、人間開発教育課程25パーセントの充足率でしかない。これは早急に対策を立てなければならない問題であり、18年度から始まる3年編入対策とあわせて検討を開始している。

5. 教育内容及び方法

1) 授業科目の配置の適切性と教育課程の体系性

【現況】

共通基礎教育科目、共通専門教育科目、基幹科目、専門科目、というように教養科目と専門教育科目がバランスよく体系的に取得できるように配置されている。必修科目は特に設けていないが、本学の教育課程では資格取得に関わる科目が多いことから必然的に必修となる科目がある。家庭教育課程で言えば、家庭教育アドバイザー、地域スポーツインストラクターなどの資格を取得するためには、これに関連する専門科目を履修する必要がある。また人間開発教育課程では社会教育主事、博物館学芸員、図書館司書などの資格取得科目が設けられている点から必然的に必修科目となる。また各課程は資格取得だけを目的としているわけではない。当然専門性を深めるよう教科配置はバランスよく配当されているものと考えている。

【分析結果とその根拠理由】

家庭教育課程が最終的に目指す学問は、「家庭教育学」であるが、社会で活躍するためには具体的方法論の学習も不可欠である。そのため家庭教育アドバイザーとして社会的に貢献するには専門性がより強く求められる。そこで保育期、児童期、青少年期、スクールアドバイザーの四資格を設けた、そのため履修の上でかなり専門分野に専念学習できる体系となっている。反面専門性を強調するところから「家庭教育学」の大道から離れ、方法論のみを求める結果となることが心配でもある。それらは両課程を横断して学習できる、共通専門教育科目、関連自由科目等においてバランスの良いものとした。

家庭教育アドバイザー資格取得のための専門科目の履修の仕方

原則として、専門科目は第一群(保育期)から8単位以上履修、第二群(児童期)から8単位以上履修、第三群(青年期)から8単位以上履修、第四群(ケーススタディ)から8単位以上履修となっているが、保育期アドバイザー・児童期アドバイザー・青年期アドバイザー・スクールアドバイザーの専門性を養うため、各自の専門とする群からは14単位以上履修するものとする。

保育期アドバイザー → 第一群(保育期)から14単位以上履修

児童期アドバイザー → 第二群(児童期)から14単位以上履修

青年期アドバイザー → 第三群(青年期)から14単位以上履修

スクールアドバイザー → 第四群(ケーススタディ)から14単位以上履修

専門科目の履修の仕方を整理すると、最低必要の単位数は次のようになる。

単位の区別		保育期 アドバイザー	児童期 アドバイザー	青年期 アドバイザー	スクール アドバイザー	
専 門 科 目	必修	第一群	【14単位】	8単位	8単位	
		第二群	8単位	【14単位】	8単位	
		第三群	8単位	8単位	【14単位】	
		第四群	6単位	6単位	6単位	【14単位】
		選択単位	10単位	10単位	10単位	8単位
合計単位数		46単位	46単位	46単位	46単位	

- * 選択単位の中から加算して14単位以上になれば2種類を限度として専門とするアドバイザーを重複することが出来る。

【例】例えば、保育アドバイザーと児童期アドバイザーという、二つの資格取得を目指す人は、自分の専門性を高めるために、選択単位の10単位を第一群や第二群の科目を中心に振り分けるようになる。その結果、第一群16単位、第二群14単位、第三群8単位、第四群8単位となることが考えられる。

また、教職経験 30 年以上の経験を有する人には、特例として、以下の単位を選択履修すれば、家庭教育アドバイザー(保育期・児童期・青年期の各アドバイザー、スクールアドバイザーの内、2 種の専門分野)の資格を、〔八洲学園大学修了、日本家庭教育学会認定家庭教育師〕として付与する。

- 共通基礎教育科目 4 単位(2 科目選択)
 - 基幹科目 4 単位(2 科目選択)
 - 共通専門教育科目 4 単位(2 科目選択)
 - 専門科目 10 単位(5 科目選択、内ケーススタディ 1 科目 2 単位含む)
- 合計 22 単位以上

2) 授業内容と教育課程の構成

【現況】

テキスト授業科目、スクーリング授業科目とも本年度の開講科目 46 科目についてはすべて教材として教科書を作成した。教科書は本学オリジナル教科書ですべて書き下し教科書である。授業の内容と教科書との関わりについては教務委員会ですべて点検をしている。不足のものや、授業の内容にそぐわないものなどについては、書き直しを要求している。そのため授業内容については決して遜色のないものとなっている。ただ一部に著作権に抵触する教科書もあったことから、これらは本年度に改正を求めた。

【分析結果とその根拠理由】

授業の内容については、スクーリング科目については「理解度ボタン」があり、学生がわかりにくかったり、授業そのものが成立していない場合は学生が理解度ボタンを押すことによってパソコン上に指摘される。またパソコン上に質問が随時送られるようになっていることから、授業の内容の理解については把握が可能となっている。テキスト履修の学生は担当教員のパソコンに随時質問が届き、これに丁寧に応えることによって授業は適切に成立している。全学生に対するアンケートの結果を見ても、多くの学生が授業に満足であると答えている点でも授業が教育課程の趣旨に沿って適切に運用されていることがわかる。

【資料】 学生アンケート

八洲学園大学学生アンケート

(シラバスと授業内容について)

- 1、シラバスには、授業の各コマの内容が記載されていましたか。また、実際の授業では、その通り行われていましたか。
- 2、シラバスは、履修登録の際に参考にしましたか。特にどのような点が参考になりましたか。

(教室での対面授業について)

- 3、授業はわかりやすいですか。
- 4、授業の質問に対する教員の対応はどうか。
- 5、スクーリングとして授業に出席する場合、宿泊を伴うことはありましたか。そのとき宿泊場所などで不都合はありませんでしたか。

(ネット授業について)

- 6、メディアスクーリング(ネットスクーリング)の授業はわかりやすいですか。
- 7、メディアスクーリングにおいての質問などのやり取りは出来ていますか。
- 8、質問の回答は授業中に迅速に行われていますか。

(印刷教材による授業について)

- 9、印刷教材による学習の内容は理解できますか。理解が進むテキストになっていますか。
- 10、レポートの回数はどのくらいですか。また、その添削されたものはスムーズに戻ってきますか。添削内容に不満はありませんか。

(履修ガイダンス等について)

- 11、八洲学園大学の教育システムが理解できていますか。履修ガイダンスなど十分に行われましたか。
- 12、あなたは、授業についてネットで受講、対面直接、印刷教材によるものの各授業形態間の比率はどれくらいですか。

(図書、設備について)

- 13、あなたは学習に必要とする図書はどのようにして入手していますか。八洲学園大学の図書館では迅速に対応してもらえていますか。
- 14、あなたがネットで学習中に機器トラブルに見舞われたときなど、サポートは迅速に十分なされていますか。

3) 授業内容と研究活動との関連

【現況】

両課程では、それぞれの課程の教育目標を達成するための共同研究を行っている。共同研究は開学前の平成15年度から準備研究を行っているが、その成果をうるためには相当の時間を要す。家庭教育課程については、「家庭教育学の構築」にしても2、3年を必要とするところから、研究活動の成果を直ちに授業内容に反映できるとは言いがたい。だが日本家庭教育学会に属する教員が多いことから、学会での研究成果を反映させたものとなっていることは確かである。(なお、人間開発教育課程の共同研究については、15頁を参照のこと)

【分析結果とその根拠理由】

本学は通信教育課程であるところから、学年進行に応じた履修科目の設定という制度はとっていない。また、必ずしも教養教育、専門教育という名称で科目を分類していないが、学生の学習目標、履修状況に応じて各領域の履修修得単位を定めている。共通基礎教育科目・基幹科目・共通専門教育科目および専門科目から各々卒業に必要な修得単位数を定めることによって全体の教育の目的を達成できるような教育的配慮のもとで研究成果が反映されている。

【資料1】平成16年度八洲学園大学家庭教育課程共同研究「家庭教育学」の構築に関する研究テーマ

〈「家庭教育学の構築に関する各自のテーマ」〉

座長 望月嵩 世話人 佐藤貢悦

- 1、水野建雄：家庭教育と倫理学
- 2、赤沼幸子：児童虐待と非行の関係
- 3、福田和子：親学のすすめ
- 4、石井雅之：正義と親愛の結合的実現と家庭教育
—アリストテレス倫理学の吟味・批判による考察
- 5、佐藤貢悦：家庭教育学の基層
- 6、巖 錫仁：日本儒学の孝思想と家族倫理—江戸前期の儒学者を中心として—
- 7、渡邊達雄：子供と学ぶ道徳の価値
- 8、平山文雄：学校教育から見た家庭教育(新しい「学校教育」から見た家庭教育)
- 9、望月嵩：家庭教育学の構想
- 10、浜田経雄：家庭教育における地域の役割
- 11、吉川國弘：企業人と家庭教育
- 12、秋吉正博：家庭教育の歴史学とその役割
- 13、中田雅敏：戦後文学と家庭教育(文学作品に見る家庭教育)

4) 学生のニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等と教育課程の編成

【現況】

中央教育審議会、社会教育審議会、臨時教育審議会、生涯学習審議会などの政府審議会と並行して行われた社会教育審議会の動向、さらに臨時教育審議会の答申などに盛り込まれた「生涯学習体系への社会移行」への提言を踏まえて生涯学習学部を設置した。これに基づく学術研究の発展動向に沿うように学習課程を体系化した。特に「学校中心の考え方を改め、生涯学習体系への移行を主軸とする教育体系の総合的再編性を図っていかねばならない」という提言を踏まえて「家庭教育課程」と「人間開発教育課程」の両課程を設けて社会的要請に応え得る課程を設置している。学校中心の考え方を改めるといふ社会的要請に対して、新たな視点から「家庭教育課程」を設け、基本的な生活習慣、生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的なマナーや自制心などの「生きる力」の基礎的資質や能力を家庭においていかに培うことが出来るかという学生のニーズに応えている。

また「わが国は今後、社会の変化に主体的に対応し、活力ある社会を築いていくために、学歴社会の弊害を是正し、学習意欲の新たな高まりと多様な教育サービス供給体系、科学技術の進展などに伴う新たな学習需要の高まりに応える」という教育改革の趣旨を踏まえて「人間開発教育課程」を設けた。社会教育や生涯学習が広く社会で生きて活躍する人間を学問の対象に据えて、常に向上心を持って自己開発を遂げながら生きていく方法を学問を通して教授し、学生の多様なニーズに応えている。これは本学の特色である教育課程の中に具現化されている。他大学、他学部との単位互換制度を積極的に推進している。編入学規定を設けて受け入れに対しては柔軟な姿勢で対応している。特に科目等履修生制度を設けて一科目からの履修を可能としている。

補充教育についても通信制単位制の制度を十分に生かしながら個々の学習の進捗状況を把握し、インターネットによる個別指導による学習効果の高まりに配慮している。レポートを二回提出させ、到達目標に達していない場合は再度提出を促し、根気よく何度も添削指導を繰り返すことで学習効果を高めている。

修士課程については現在検討中であり、学長を中心としてその構想作りに取り組んでいるところである。他学部、海外の大学等で履修習得した単位を編入時において最大60単位まで認定して多様なニーズに応えている。

インターンシップによる単位認定に関しては厳正かつ柔軟に対応し、最低一科目2単位から最大60位まで既修の教育機関で取得した単位を認定している。

【分析結果とその根拠理由】

本学は唯一の生涯学習学部には家庭教育課程を設置している状況から、本学の科目名称と他大学習得の科目名称とが著しく異なることから、既修得科目との突合せに困難を要している。特に単位の互換、インターンシップを充実する上において難題がある。たとえば、国際性、安全、環境、倫理などについて

は科目で互換履修受け入れが困難なこともあり、これらは実際に「場所的側面」に重点を置いて、「学外実地研修」という科目で充当している。

高等教育との接続についても「特修生」として受け入れ、本学で定めた指定科目 8 科目 16 単位を履修修得することによって年齢に達した段階で正科生としている。

5) 単位の実質化への配慮

【現況】

生涯学習学部が設置している開設科目は、教養科目と専門教育科目がバランスよく体系的に取得できるように配置されている。必修科目は特に設けていないが、資格取得に関わる場合は必然的に必修となる科目がある。両課程の持つ教育目標に照らして実質的に基礎を成す分野から専門分野へと体系的に単位の修得が可能となる構成配分となっている。

また選択科目、自由選択科目とも学生が主体的に学習の機会を確保できるように十分に留意した教育課程と単位の充足とに配慮している。

殊に単位制の持つ意味については履修案内や、オンラインシステム上で教員紹介、シラバスの公開、授業内容紹介、授業のポイント、ミニ授業配信などを通して履修選択を容易にするなどの措置を取っている。本年度開講した科目は 55 科目でスクーリング授業は双方向性インターネット授業により 90 分 2 単位としている。テキスト履修科目も教科書が 15 章からなり完全学習することにより 15 週 1350 時間を学習することに配慮している。具体的には担当教員のテキスト履修進捗状況報告などによって学生の学習負担を考慮しながら、履修結果を学期 2 回以上のレポート提出状況、添削指導状況によって認定している。

他の高等教育機関、放送大学、日本教育科学研究所、国立婦人教育会館等で実施される野外教育活動、キャンプ活動、レクリエーション活動の指導論、生涯スポーツと家庭、などの科目については教育上有益と認められる他の教育機関と連携と交流を図り単位の認定としている。

【分析結果とその根拠理由】

本年度実施した「自然体験活動の指導」に関しては日本教育科学研究所主催、文部科学省後援で行われた岡山県での自然体験学習活動に学生を参加させ、その報告に基づいて単位の認定を行っている。

また「アイデア発見・連想能力開発スキル演習」「日本人の美意識概論」などの科目については、能や狂言、美術館などの実地研究を時間数として計算し単位認定を行うなどを試みたが、今後は「カウンセリング演習」などにおいて他の公共教育機関との連携認証が可能であるか、検討しなければならない事項が多々ある。

成績の評価、単位認定については、一定の基準を設けているが、開学初年度であるところから各教科、担当教員間で多少のばらつきと評価の格差が生じている。開学初年度の春学期、秋学期の評価、単位認定基準について「細則」を早急に定めて客観的に評価できるシステムを整えたい。

6) 講義、演習、実習等の組み合わせおよびバランスの適切性

【現況】

本学の教育目的実現のために、家庭教育課程に於いては、乳幼児期と家庭教育、児童前後期の家庭教育、青年期中期の家庭教育、現代日本企業論、企業経営と企業統治、現代マネジメント概論等、実務的なベテラン教員の担当する科目と、大学関係の倫理的分野の担当教員とが適宜に部分、分野を分け合って担当している。

人間開発教育課程では、「社会教育グループ」と「人材開発教育グループ」との二つに科目を集別し、実践的、実務的な科目をおいている。大学関係者の経済学や社会学、社会教育学や経営学講義だけではなく、実務的にも多様性を持った教育内容とするため多くの経済同友会会員諸氏を非常勤講師として実務的教育に関わってもらっている。

教育課程の中の教科・科目については半数以上が登校して授業に参加する「演習科目」ないしは「講義科目」となっている。これはインターネットによる通信教育課程の特色を生かしつつ、学生と教職員が直接触れ合いを作りながら授業を進めるよう配慮している。スクーリング授業がインターネットのみによらず登校学生が教室で授業を受けることによって「演習」科目がより演習効果を発揮することが出来るよう配慮したものである。

科目ごとにそれぞれインターネットの双方向による授業参加を含み、登校する受講者とほぼ同数のネットの参加者を予定しているが、教員側に於いてもすべての専任・非常勤の教員には複数の担当科目の

うち、必ず一科目以上は、「演習科目」または「講義科目」を担当してもらって大学に登校して授業を実施してもらい、インターネット双方向授業によって講義や演習科目の充実改善に努めるよう授業工夫をしてもらっている。

通信制大学の利点を生かし、情報機器の活用には大いに開発に努めている。少人数受講型授業、インターネットによる演習授業、インターネット双方向授業による積極的な発問対話型授業等を開発工夫している。

インターネット授業による「討論型授業」についても困難なことはあったが、受講生をグループ別に編成し、事前に資料の解説を行い、質問を提案し、各グループごとにインターネットで討論を重ね、グループの解答を教員に寄せ、さらに教員はこのレポートについて質問をすることで学生は各々がチャットで解答を寄せ合うという画期的な演習授業、対話型授業を開発することが出来た。これらはインターネット指導に関する「マニュアル集」を見ていただければネットによる授業の工夫と充実をご理解いただけるものと思う。

【資料：資料編「学習のしおり」「履修案内」「教員用目的別マニュアル」等】

【分析結果とその根拠理由】

インターネットによる通信制大学という点から講義科目、演習科目については工夫と開発を重ねているが、フィールド型授業、面接型授業に於いては困難さと今後の開発の課題とが残されている。「野外活動の指導」「自然体験活動の指導演習」「ボランティア・文化体験活動」などのフィールド型授業、「カウンセリング演習」科目6科目をどのようにインターネットで行えるかが今後の課題である。

【資料1】 生涯学習学部開設授業科目数

□家庭教育課程

共通基礎教育科目(家庭教育課程・人間開発教育課程) (30科目)

- 1、家庭教育と学校等の教育概論分野 4科目
- 2、学校教育と家庭教育(連携各論) 13科目
内、小学校関係科目 5科目
内、中学校関係科目 8科目

基幹科目(家庭教育課程) (20科目)

- 家庭と教育関係科目 4科目
- 倫理と道徳関係科目 5科目
- 教育と心理関係科目 6科目
- 社会と文化関係科目 5科目

共通専門教育科目(家庭教育課程・人間開発教育課程) (42科目)

- 法と生活関係科目 6科目
- 教育の歴史と家庭教育関係科目 9科目
- 現代社会の諸問題関係科目 6科目
- 健康と社会活動関係科目 7科目
- 伝統と文化関係科目 7科目
- カウンセリング科目 5科目

専門科目(家庭教育課程)

第一群 乳幼児期の家庭教育 (8科目)

- 乳幼児教育の内容と方法関係科目 4科目
- 幼児期教育の歴史と展望関係科目 2科目
- 保育実習関係科目 2科目

第二群 児童期の家庭教育(17科目)

- 親子関係関係科目 2科目
- 道徳性の育成関係科目 6科目
- 社会性の育成関係科目 5科目
- 発達と心理関係科目 4科目

第三群 青年期の家庭教育 (28科目)

- 現代社会と家庭関係科目 4科目

道徳性の育成関係科目	6 科目
社会性の育成関係科目	5 科目
発達と心理関係科目	4 科目
第四群 ケーススタディ (9 科目)	
学外実地研修および卒業論文関係、卒業研究演習 (3 科目)	
演習科目 47 科目 テキスト・講義科目 107 科目	全 157 科目

□人間開発教育課程

共通基礎教育科目(前掲に同じ) (30 科目)

基幹科目(人間開発教育課程) (14 科目)

生涯学習学関係科目 2 科目

社会教育関係科目 3 科目

構想力開発関係科目 3 科目

企業・マネジメント関係科目 6 科目

共通専門科目(前掲に同じ) (42 科目)

専門科目(人間開発教育課程) (62 科目)

(1)生涯学習基礎論・社会教育グループ (38 科目)

生涯学習論関係科目 12 科目

社会教育学関係科目 8 科目

図書館学関係科目 13 科目

博物館学関係科目 5 科目

(2)人材開発教育論グループ (24 科目)

人材教育基礎論関係科目 7 科目

読書能力開発関係科目 3 科目

論述・発表能力開発関係科目 5 科目

文章能力開発関係科目 4 科目

問題アイデア発見能力開発関係科目 3 科目

経営生産業務改善能力開発関係科目 2 科目

学外実地研修および卒業論文関係、卒業研究演習 (3 科目)

演習科目 49 科目 テキスト講義科目 102 科目 全 151 科目

7) シラバスの作成と活用

【現況】

シラバスはいわば学生と教員との授業内容契約に類するものであるところから、本学のシラバスは自賛になるが最もよく整理完備されているといえる。去る平成 16 年 12 月 16 日に行われた文部科学省大学設置・学校法人審議会による「平成 16 年度年次計画履行状況調査」においてもその出来映えを評価された。テキスト履修科目、スクーリング履修科目、いずれを取ってもその目的にかなったシラバスとなっている。使用についてはインターネットを通じて全学生が閲覧した上で履修登録を行うことに使用することも出来るし、授業の進行状況を確認することが出来るようにも完備されたものとなっている。教育課程に沿って授業の一時限の内容まで記している。

【分析結果とその根拠理由】

シラバスを公開することで学生が履修登録を開始することが出来る。学生の履修登録調整や、テキスト履修者への指導をすることも可能であり、インターネット通信制課程においてはシラバスは重要な位置を占めていると言える。

8) 自主学習、基礎学力不足学生への配慮

【現況】

図書館の蔵書確認や貸し出しが遠隔地からでも簡単にできるように、インターネットでの利用申し込みができるようにしている。開館時間は午後 10 時までとし、夜間に利用する学生へ対応している。

また、レポート提出が滞るなどの学習意欲減退の学生に対しては、学生委員会から該当する学生宛てに、学習意欲を喚起する「励ましのメール」を送っている。

さらに、学生が学習に関して基礎的な学習方法への理解を深めるため、資料の収集と整理の仕方やレ

ポートの書き方についての解説書を作成し、学生が参考にできるようにしている。

【分析結果とその根拠理由】

図書館が利用され、学習効果が高まっている。また、レポート提出も増えている。

レポートの質も向上している。これらのことから、これらの取組は効果があがっていると考えられる。

資料1 八洲学園大学図書館ホームページ
「八洲学園大学図書館便り」
資料2 資料編「学習のしおり」

9) 通信教育の授業実施方法の整備と指導の適切性

【現況】

テキスト授業(印刷教材)についてはオリジナル教科書(P150)にて一時限90分あたり10ページを費やす内容となっており、全テキスト授業において印刷教材が配布されている。課題レポートの添削状況、提出状況については学生支援センターが個々に状況を把握して提出を促している。授業開始時間、添削レポート提出期限、最終試験期日等については教務事務によって管理指導を行っている。ほぼ完備された状況といえるが、パソコンの扱いに習熟していない学生には「メディアセンター」の指導員と学生支援センターが指導支援に当たっている。

面接授業は、メディアスクーリングとなっているところから遠隔地にいる学生も受講することが出来る利便性がある。海外からの受講生もあり、おおむね良好順調に行われている状況である。

【分析結果とその根拠理由】

学生全員に対してメディア通信障害に関して調査を行った。それらの調査によれば、時々授業が中断する、或いは映像や音声が届かない、などの回答もあり、改善を要するものと考えられる。開学初年度であるところからそれら通信障害が今後どのようなか推移を見守りたい。

なお、メディアを利用した本学の授業について、その実施方法の整備状況は、以下の通りである。

テキスト履修では、1科目2単位を取得するために、添削指導を受けながらレポートを2回作成しかつ期末に科目修得試験を受ける課題方式と、添削指導を受けながら論文を作成する論文方式のどちらかを選択することになっている。その場合のレポートや論文の提出、添削指導、試験、その他質問や個別指導等はインターネットを通して行う仕組みになっている。

スクーリング履修は、キャンパスで行われている授業を同時双方向で全国各地の学生に配信するかたちで行われている。教員はタブレット型のパソコンを黒板がわりに使い、画面の右上には教員の顔が出るだけで、あとは主会場の映像が映し出されているようになっている。教員は、あらかじめパワーポイントを用意してそれを画面に映したり、OHCで教材を提供したりしながら、タブレット・パソコン上で必要に応じて書き込みを行っている。

一方、学生はいつでもチャットで発言したり質問したりすることができるようになっている。さらに、学生の出席状況を確認するためのボタンがあり、学生は一定間隔で押さないと退出の表示が出てしまい、欠席扱いになってしまう仕組みになっている。

その他、学外での実習については、事後にレポート指導を行うのでレポートスクーリング履修とよんでいる。事前指導としてインターネット活用メディアスクーリング等を行う場合もある。

指導方法としては、基本的にはインターネットを通しての指導になっているが、キャンパスにくる学生には対面でも指導する。

質問とその回答、学生へのメッセージ、メール、資料の送付、掲示板、アンケート、FAQなども科目別に担当教員の責任下で行うことができるシステムを整えている。

学生や教員に対する支援システムとしては、学生の相談等に応じたりする学生支援センターと教材開発やメディア関係で教員を支援したり補助したりするメディアセンターがある。

学生支援センターは出願手続き、入学手続き、履修登録、学習相談など、学生へのあらゆる対応を行っている。メディアセンターの具体的な支援業務は、教員に対するスキル研修(PC操作基礎研修、eラーニングソフト利用研修、インストラクショナルデザイン研修、個別操作研修)、業務の支援(スクーリング教室準備&稼働監視、教員パソコンの設定、質問への回答、トラブル時の対応)、メンタリング助手やスクーリング助手、基礎授業素材制作代行、高度授業素材制作代行などの作業・操作の代行などである。

これらの学生支援センターとメディアセンターは、eラーニング・システムの運営と開発のために八洲学園大学と(株)デジタル・ナレッジが共同出資して設立したDigital-Knowledge for University

Learning(DKUL)が運営しており、学生支援センターは本学職員とDKULの職員が協力して運営している。

メディアを利用して行う授業システムの整備は進み、システム内部の問題は春学期で大体解決した。しかし、演習科目の教育方法の開発、学生の本人確認、通信障害への対応等が課題となっている。

これらについては、教育システム安定化検討ワーキング・グループ(既出)で検討を行ってきている。(下記資料)

演習科目の教育方法で問題となるのは、掲示板を利用する事例はあるが、1対多のメディアスクーリングで、学生からの発言がチャットのみとなっている点である。eラーニング・システムのシステム開発と実験、メリット、デメリットに関する研究や海外事情の紹介などは盛んに行われているが、演習、協調・共同学習の支援等の検討は手つかずの状態にあるといってもよいので、現在の条件でどのような演習が可能なのかを研究開発する必要がある。

本人確認の問題は、eラーニング・システムを導入した通信制大学固有の問題で、学んだり試験を受けたりする者が学生本人であるという確認が必要不可欠になる。単位や卒業証書はその本人に対して与えられるからである。八洲学園大学では、試験やレポートについて、必要に応じて電話、USBカメラを使ったり、ときには面接などを行ったりして本人を確認する方法を検討している。ただし、海外在住の学生についてはそのような本人確認は極めて難しいといわざるを得ない。

通信障害への対応というのは、現在のインターネット環境では100パーセント安定した配信が可能とはいえないことからきている。実際、八洲学園大学のメディアスクーリングでも、他のインターネットを活用した同時双方向のeラーニング・システムと同様に通信障害が生じている。大学側では、外部要因による通信障害の調査を教育システム安定化検討ワーキング・グループが中心になって平成17年1月に実施し、その後メディアセンターがその追跡調査を行いつつある。また、平成17年3月15日の秋学期・科目修得試験では、18時30分からの100人を越える一斉試験で通信障害が発生したため、代替試験を行った。

大学では、メディアスクーリングの安定性確保のために、下記のような対策を講じている。

八洲学園大学メディアセンターおよび(株)デジタル・ナレッジは、通信障害の要因として教員の操作ミス、教室機器、構内網、データセンター、インターネット網、学生側の回線、学生のPC、学生の操作ミスをあげて、対策に取り組んできた。例えば構内LANとデータセンターの接続においては、主回線以外に2回線を障害時用として用意し、全3回線に対応している。また、音声と映像の回線を分けることができるように設計し、映像用の回線に障害が発生しても映像以外(音声と資料、板書)だけにはつながるように工夫している。それでも回線に障害が発生し、配信が不可能になったときには、構内LANを利用せず、携帯電話(FOMA)も利用した方式で授業を継続できるようにしている。

しかし、通信障害は、発信側の要因(サーバの性能など)、受信側の要因(パソコンの性能など)、インフラストラクチャーの要因(回線容量、ルータの問題など)が複合的に絡んで発生するので、さらに多面的な対策を立てる必要がある。

資料

教育システム安定化検討ワーキング・グループについて

1 経緯

人間開発教育課程で遠隔教育の安定化に関する共同研究を開始したのをきっかけとして、人間開発教育課程会議で本校のシステムの安定化についての検討を始めたところ、それとは別に、著作権問題に関わって、学生へ対応するための一部教員による話し合いが行われた。その席上、継続的に教育システムの安定化について検討することの提案がなされたので、人間開発教育課程会議の安定化についての検討を課程の外に出して行うこととした。それがこのワーキング・グループである。

2 目的

本学の教育及び教育システムの安定化についての検討を行う。

10) 成績評価基準、卒業認定基準の策定と学生への周知

【現況】

スクーリング科目については出席8割以上、最終試験点数60点以上合格とする。成績認定に関する規定はおおむね出来ているが、成績評価基準については開学初年度というところから現在までのデータを収集し、分析した上で来年度中にはその基準となる規定を作成したいと考えている。開設科目が107科目を超えることから早期に基準を定めたいと考えている。現在はモデル答案を各教員に示すなどしておよその統一を図っている状態である。

【分析結果とその根拠理由】

成績の評価はで担当教員の裁量となっているところから、特に指示は出していない。評価が疑問に思える教員には訂正をお願いしている場合もある。

【資料1】成績評価の手順について

1、履修登録は合格通知を得て入学金、履修登録料を納入した学生が所定の期間内にその学期に履修する授業科目を定め、事務局教務課に履修届けを提出し、履修登録をする。

2、履修登録は年間50単位を上限とすることから、春学期と秋学期でそれぞれ25単位までとなる。昨年度の登録状況では最大13科目、26単位の登録者が数名いた。平均登録科目は7科目14単位であった。

平成16年度春学期履修状況

科目	履修者数	成績評価				判定別割合			
		優	良	可	不可	優	良	可	不可
63科目	1182人	609人	217人	69人	267人	51.5%	18.4%	5.8%	24.3%

秋学期履修者数総数は、1836人であり、成績の評価についてもほぼ同じような数字となっている。成績評価の点については75%が合格単位認定者の対象となり単位不認定は24%である。適切な評価といえよう。

3、印刷教材授業は(科目修得試験)、面接授業については(最終試験)として、日程を定め学期末までに行うものとされ、面接授業は最終日の16回目の授業時、テキスト履修者は別日程で行う。

4、平成16年度秋学期の成績評価に伴う日程

入学式	10月16日(土)
通常スクーリング授業開始	11月1日(月)
履修登録締め切り	11月15日(月)
第一回課題学生提出締め切り(テキスト履修)	12月10日(金)
冬期休業	12月25日(土)～1月8日(土)
冬期スクーリング	12月27日(月)～29日(水)
秋学期再開	1月11日(火)
第二回課題学生提出締め切り(テキスト履修)	1月31日(月)
秋学期授業終了	3月4日(金)
最終試験(スクーリング履修)	3月7日(月)～3月11日(金)
科目修得試験(テキスト履修)	3月14日(月)15日(火)16日(水)17日(木)

【資料2】成績評価基準と学生への周知

1、成績評価基準は上記の手順でレポート添削採点状況を教務委員会に報告する。レポートは合格するまで何回も提出し、各教科担当者の指導を経て、その結果を教授会で承認する。第一回目の課題が合格した学生は第二回の課題を提出することが出来る。これも同じように添削指導される。二回の課題に合格した学生が科目修得試験を受験する資格が与えられる。科目修得試験受験資格者は教授会に報告され受験可能となる。

2、スクーリング(面接授業)は登校学生もメディア受講学生も同じように8割以上の出席者に最終試験受験資格が与えられる。この間授業科目によっては、中間テスト、予備テストあるいはレポートの提出が求められる。これによってテキスト履修者と同数の評価対象とする。

3、テキスト履修、スクーリング履修とも三回の評価対象成績となり、素点で教務課に提出される。

4、提出された素点、出席状況などを教務委員会で一覧して、不適切の評価や、矛盾評価があった場合は学長から指導を受ける場合もある。

5、テキスト履修の場合は、第1回および第2回レポートの添削結果についてはA、B、Cの評価が学

- 生に告知される。学生は第1回の成績告知を見た上でレポートを再提出するか、次の第2回課題に移るかを考える。2回の成績告知によって学生は、科目修得試験の受験資格の有無を知ることが出来る。
- 6、2回の課題のうち、どちらか一方の課題に(不可)がある場合も、教科担当、教務委員会の協議を経て科目修得試験を受験させて良かを学部長に諮問し、学長の決済を受けて受験させることが出来る。
- 7、上記のように実質的に点数(またはA、B、C)の評価を受ける2回のレポートと、学期末に行われる科目修得試験との三点で総合的な成績評価を行い、教授会において報告し承認を受けて、学生に告知される。
- 8、学生への成績告知について
成績の学生への告知・通知については上記1～7までの手続きを経て学長決済が得られた科目について学生に通知される。

対象	第1回レポート	第2回レポート	最終試験・科目修得試験
素点	100～60点	100～60点	100～60点
評価	A、B、C(D不可)	A、B、C(D不可)	優、良、可、不可

学生への通知については上記のような成績評価が、学生支援センター、教務課担当者からネットワークを通じて配信される。レポートについての疑問、成績についての疑問は、学生支援センターで質問を受け、質問内容については教務委員会を通して各教科担当に問い合わせを行う。授業関係やレポートの提出、受験不能状況などについては、学生委員会にて質問の対応に当たっている。成績の問い合わせは、直接学生から授業担当者にダイレクトで行くことのないように配慮している。

【資料3】 卒業認定基準について

- 1、成績評価基準についてはおおむね優が20%、良が20%、可が30%という基準を示しているが、本学は社会人が多く、また全学生の20%がすでに過去に大学、短大、専門学校の卒業生であるところからおのずと学習に取り組む姿勢も良く、レポート提出状況、レポート内容、試験の成績も良いところから(優)の評価が多くなり、51.5%をしめていることが特筆できる。これは決してメディアでの履修ということから評価が甘くなっているわけではない。不可の割合を25%～30%と内規申し合わせで定めているがこれらについては妥当のものと考えている。
- 2、卒業認定については、「八洲学園大学履修規程」に従い、現在検討を重ねているところである。卒業に必要な単位は次の通りである。

○ 家庭教育課程

区分	選択必修単位
共通基礎教育	20
基幹科目	8
共通専門教育科目	10
専門科目	46
関連科目(家庭教育課程の専門科目に関する科目)	28
自由選択科目	12
計	124 単位

○ 人間開発教育課程

区分	選択必修単位
共通基礎教育科目	20
基幹科目	8
共通専門教育科目	10
専門科目	46
関連科目(人間開発教育課程の専門に関する科目)	28
自由選択科目	12
計	124 単位

- * 卒業に必要な単位数124単位の中には、面接授業(スクーリング授業)30単位を取得していなければならない。

【資料：「履修規程」および「学則」第29条、30条】

【資料4】 再試験・追試について

八洲学園大学学則第31条に「学長は、必要により、再試験及び追試験を行うことがある」と規定されていることにより、学生支援センターを通して再試験、追試験の申し出があった学生については、学生委員会と教務委員会でその理由を協議し、その旨が妥当な学生については教務委員会から教科担当者に連絡協議し、それらの日程を定めて受験を許可している。

現在までにあった主な理由は、健康を害して入院していた者、出産のため受験できなかった者、パソコンを盗まれて受験できなかった者、目が不自由で問題を点字に訳するのに時間がかかった者、他にもその理由が妥当と認められる学生には再試験、追試験の機会を与えている。

11) 成績評価、単位認定、卒業認定の実施

【現況】

単位認定におけるレポートの字数(量)が単位数に対して適切な分量であることを教務委員会で検討しその結果以下のような対応をした。

(1) テキスト履修の場合(T履修)

通信授業(T履修)は、テキスト学習で十分教育効果があがるという内容の科目のみ設定した。テキストによる学習では、時間場所を選ばず、学生おのおののペースで学習することが出来る。また、個々の疑問点については質問が出来るよう配慮している。

(1-1) 課題方式

テキストのみによる科目の履修は大学から送付する自宅学習用の教材(テキスト、補助教材等)に区分される。学生は、テキストや参考図書を精読し、与えられた課題(テキスト科目課題集に記載)についてレポート(学習報告書)を提出。教員による添削と評価の後、返却される(評価は課題提出時に添付する「添削指導評価書」に記載して返却される)。所定のレポートに合格することと「科目修得試験」を受験し合格することで、その科目の単位が認定される。各科目の授業内容は下記の表を標準として、設定されるものとする。

テキスト	A版100頁程度を1単位とする。
レポート枚数	400字原稿用紙4枚(1600字)程度を1単位とする
レポート提出回数	2単位科目-2回(1600字×2)

なお、原稿用紙、横罫紙を使用可とする。

(1-2) 論文方式

学生は、テキストや参考図書を精読し学習を始め、科目ごとに課せられた「論文」を、教員の指導を受けながら作成する。

論文方式(論文試験)のねらいは、「出題意図を正確につかみ、それをテキスト他、参考書等にあって検討した上で、自分なりの考えをまとめ、自分の言葉で相手に理解しやすいようにまとめあげる」ことにある。担当教員の指導のもとに論文を完成することにより十分な学力をつけさせることを目指している。「論文」は、決められた期間内(作成期間約1ヶ月半)に、自宅にて1単位当たり2000字、2単位で4000字程度にまとめて提出し、審査を受けてこれに合格すると単位修得とする。

【分析結果とその根拠理由】

1、単位修得までの学修の流れ

(1) テキスト履修の場合(T履修)

①課題提出順序を指定され第1課題合格後、第2課題を提出の場合

必ず第一課題から取り組み、合格を手元で確認したうえで次の課題に進む

②提出順序の制約なしの場合(どの課題からでも提出可・複数課題提出可)

課題の提出順序について、一切制限を設けていない。どの課題からでも、どのような順番でも提出が出来る。

教材到着→自宅学習→第一課題提出(不合格の場合自宅学習に戻る(注1・注2)→合格→自宅学習→第二課題提出(不合格の場合自宅学習に戻る)→合格→科目修得試験受験申し込み(注3)→科目修得試験受験(不合格の場合追試験の上合格)→合格→単位認定

注1) 科目修得試験に合格してもレポートが不合格のままでは単位修得とならない

注2) 再提出をする場合、前回添削指導書と前回レポート、再提出評価書と再提出レポートの4点を合わせて提出のこと

注3 受験申し込みに当たっては、受験資格を満たしていることが必要。

(2) スクーリング履修の場合(S履修)

面接授業(S履修)は、テキスト学習では十分教育効果が上がらない内容の講義科目と演習科目のみ設定した。時間場所が限定され通信の利点を損なう要素もあるが、直接授業を受けられることにより教材学習だけでは伝えきれないものが伝えられると考えられる。

スクーリングには、通常のスクーリング(週1回登校して受講)と、短期集中(週末、春期、夏期、冬期)のスクーリングがある。スクーリングは、本学にて行う。

- ・通常のスクーリングでは、各教員により、一学期間に数回の「宿題」を出す。学生はこの「宿題」に答えながら、自己の学習の進捗を確認する。教員は、次の授業時に提出された「宿題」を添削評価して、学生に返す。
- ・学生は、開講時間の8割以上に出席し、最終日に行われる試験に合格することにより、単位を認定される。試験にかえてレポートを提出する場合は、指定された提出日までに各教員宛に提出する。演習科目の試験も、これに準じて行う。
- ・短期集中のスクーリングは、大学の定める3日～4日間の期間・日程に従って開講する。
- ・短期集中スクーリングの試験は、授業の最終日に行う。または担当教員の指定する提出日までに、定められた方法に従って、レポートを提出する。
- ・成績の評価は、本学の規程によって行う。

メディアスクーリング方式

- ・地理的、時間的、身体的などの理由により、通常スクーリングの受講が困難な学生は、「メディアスクーリング方式」により受講することが出来る。この方式は、コンピュータ利用により、通常スクーリングと同時・双方向の授業に参加する。これは、通常スクーリングの学生の授業と全く同様に、受講の申し込み、単位の認定、日程、受講方法等も、同一である。

テキスト・スクーリング併用履修(ST履修)

- ・テキスト履修とスクーリング履修の併用で行う学習形態であり、通信授業および面接授業の双方向の授業に参加することが必要である。

テキスト・スクーリング併用履修(ST履修)は4単位科目のみ設定している。4単位の科目は学修量(時間)を「テキスト履修」「スクーリング履修」を組み合わせることにより目標とする学習効果をあげられると考えられる。

「通信授業」と「面接授業」分割履修とし授業科目はその単位数すべてを修得し終えた時点で始めて「単位修得」とする。

- ・例えば4単位科目「博物館学」(概論、経営論、情報論)の場合、同一学期内に概論の部分は「テキスト履修」で、経営論・情報論の部分は「スクーリング履修」で授業を行い、当該学期(春学期又は秋学期)内に履修を終える方式である。したがって、試験(科目修得試験又は最終試験)の結果、どちらか一方を落とした場合は、単位は取得できず、来学期以降再履修となる。
- ・テキスト履修とスクーリング履修の併用であるから、両方の履修により、両方の授業の成績評価に合格することが必要である。
- ・この授業のテキスト履修、スクーリング履修は、上に述べた両方の履修方式を生かして受講するが、スクーリング履修は、登校して受講しても、コンピュータ利用の同時・双方向の授業を受講しても良い。

テキスト・スクーリング選択履修(T・S履修)

- ・テキスト・スクーリングの選択科目(T・S履修)は、前期をテキスト履修・後期をスクーリング履修の基本とし、学修上、独学のテキスト履修だけでは不安である、直接登校またはコンピュータ双方向の授業にも参加して、理解を深めたいという学生のために、この方式がある。

学生が直接教員から授業を受けられることにより教材学修だけでは伝えきれない、よりタイムリー

な知識や学説を伝えられると考えられる。また、スクーリングのみの場合には時間場所が限定され通信制の利点を損なう要素もあり、学生の生活サイクルより自由に選択(前期テキスト履修 後期スクーリング履修)出来るよう配慮した。

この方式は、両方の履修のどちらかを選択して、成績評価を受ける。両方とも評価を受ける必要はない。受講申請の時、いずれの方式で評価を受ける予定であるか、選択して申請をする。

2、成績評価方法について

毎年4月・10月に成績通知表を配布する。当該科目について、通知書に記載される評価(100点満点の素点表記とし60点以上を単位認定対象とする)方法を明示する。

成績評価は、下記の優、良、可、不可の4段階とする。

優	100点～80点
良	79点～70点
可	69点～60点
不可	59点以下

以上の成績評価は、本学における全試験に適用される。

1、テキスト履修

ア) 科目修得試験採点結果と、課題レポートの添削結果との総合評価とする。

イ) 論文試験審査を受けこれに合格すると単位修得とする。

2、スクーリング履修

開講時間の8割以上に出席し、最終日に行われる試験に合格することにより単位修得とする。

3、その他

・テキスト・スクーリング併用履修(S T履修)

テキスト履修は、科目修得試験採点結果と、課題レポートの添削結果との総合評価で2単位

スクーリング履修は、スクーリング時間の8割以上に出席し、最終日に行われる試験に合格することにより2単位

併修科目の単位修得は、テキスト履修とスクーリング履修双方の総合評価とする。

・テキスト・スクーリング選択履修(T・S履修)

テキスト履修かスクーリング履修どちらかの評価を必要とする。

テキスト履修を選択した場合は、科目修得試験採点結果と、課題レポートの添削結果との総合評価とする。

スクーリング履修を選択した場合は、スクーリング時間の8割以上に出席し、最終日に行われる試験に合格すること。

12) 成績評価等の正確性を担保するための措置

【現況】

成績評価については、すべて学生支援センターに集約され、それから学生に期日を告知して配信されることになっていることから、各教科担当者から成績評価の提出があった段階で教務委員会が一覧することになっている。著しく偏った評価のしかたをしている場合には運営委員会で審議し、学長から教科担当者に確認することができるようなシステムとなっている。そのようなシステムが取られているので成績評価について学生からの申し立ては存在していない。もちろん教員の評価権はまず尊重されるべきであり、そのことを前提にしたうえで、同時にこのような手続きを踏むことによって、評価についての厳正さと正確性が担保されていると考えられる。

【分析結果とその根拠理由】

学期ごとに履修登録状況、レポート提出状況、添削状況、最終試験素点、総合成績等に関する一覧が作成され記録されることから、おのずと評価に対しても一定の基準が出来つつある。

6. 教育の成果

1) 養成しようとする人材像等の方針と達成状況の検証

【現況】

両課程ともに育成、養成しようとする人材像については明確にされているが、その達成状況の検証・評価については、今後の検討していくべき課題である。 【資料：資料篇「大学案内」「履修案内」】

【分析結果とその根拠理由】

家庭教育課程では、社会において家庭教育力を高める指導者として活躍できる人材、すなわち家庭教育アドバイザーの養成、また健全な市民活動の指導者としてのスポーツインストラクターの育成など明確な養成、育成すべき人材像が定められている。また人間開発教育課程では、社会教育主事をはじめとして、図書館司書、司書教諭、学芸員など、社会で活躍できる人材の養成を目指している。

2) 学生の授業評価からみた教育の効果について

【現況】

学生の授業評価についてはその都度評価されている。スクーリング授業については授業終了後に必ず通信状況と授業についての学生の感想評価が寄せられるシステムとなっている。また印刷教材(テキスト履修)については、学生がいつでも質問機能を使って教員担当の教室に評価に関する情報も送ってくるシステムとなっている。恒常的に学生からの授業評価が行われているので、教員は常に授業に対する改善と改良に工夫を凝らしていることから、本学においては大学の意図する教育の効果については明確に把握できるようになっている点からもその効果は十分に行き渡っていると判断している。

【分析結果とその根拠理由】

スクーリング授業では、授業の途中でも、授業終了直前でも教員が全受講生に質問をして「理解度」を知ることが出来る。このような利便性を生かして、大学の意図する教育の効果を知ることが出来る。

また、学生からも質問が寄せられ、教員はそれらの質問に一週間以内で回答する義務を持っている。また学生委員会からの支援や指導を通じて学生が孤立したり、学習が停滞したりすることがないように常に援助体制をととのえている。学生からの授業評価は学期毎にアンケートを実地してその状況を把握している。

7. 学生支援等

1) ガイダンスの実施状況

【現況】

学生が自分の将来の進路希望にそって科目選択ができるように、専門別の履修モデルを示している。全ての授業科目についてシラバスを作成し web 上のホームページで公開し学生の閲覧に供している。また、同ホームページでは担当教員がシラバスを説明する映像の閲覧もできるようにしている。

【分析結果とその根拠理由】

学習に取り組む姿勢に熱心な学生が多い。それは、履修モデルを参考にすることにより、卒業後の進路を視野に入れた科目の選択ができていることによると考えられる。

資料1:資料編「八洲学園学習ガイド」
資料2:八洲学園大学ホームページ「シラバスの例」

2) 学習相談、助言について

【現況】

学生支援センターという部署が学生との窓口となり、電話やメールで学生からの相談を受け付けている。相談者は、自分の希望により、面談・電話・メールでの相談のうち、適切な方法で相談ができるようになっている。

【分析結果とその根拠理由】

本学は通信制の大学であり、遠隔地で学ぶ学生が多い。支援センターはそれらの学生との窓口となる部署であり、電話や電子メールでの対応が迅速に行われている。相談者は支援センターに連絡し、相談を受けることができている。

資料：八洲学園大学ホームページ「八洲学園大学生を支えるサポート体制」

3) 学習支援に関する学生のニーズの把握

【現況】

学習に際して学生と科目担当の教員との間をインターネットで結ぶ「質問機能」を充実させ、学生が、随時、必要なときに質問ができるようにしている。

【分析結果とその根拠理由】

通信教育での在宅のままでのテキスト履修でも、学生が学習をしていて疑問に思った時点で、「質問機能」で担当の教員に質問ができるので、教員による時を得た回答を受け取ることができて、学習の効果があがっている。

資料：資料編「教員用目的別マニュアル」(質問管理)

4) 通信教育のための学習支援、教育相談

【現況】

授業科目を担当する教員は、インターネットを利用した e-ラーニングシステムによる、担当学生管理機能を使って担当学生の学習状況(出席、レポート提出、評価、質問履歴等)を把握し、必要に応じて、学生と電子メールで連絡がとれるようにしている。

また、テキスト履修に関しても e-ラーニングシステムによる、テキスト履修進捗管理機能を使って、学生のテキスト学習の進捗を把握し、学生の学習支援にあたっている。

【分析結果とその根拠理由】

学期間を通して、学生の学習状況を把握することができて、学習への助言や評価に効果が出ている。

資料1:資料編「教員用目的別マニュアル」(担当学生管理)
資料2:資料編「教員用目的別マニュアル」(履修進捗管理機能)

5) 特別な支援を要する者への学習支援

【現況】

本学は校舎内に、蓮見幼児学園と提携した託児所を設置し、乳幼児を抱えた通学生が学習しやすい環境を整えている。

【分析結果とその根拠理由】

利用する学生も次第に多くなり、学生の役に立てている。

資料:八洲学園大学ホームページ「託児所のご案内」

6) 自主的学習環境の整備と利用状況

【現況】

通学生のために、本学の4階のホールを開放し、自習や話し合いの場に供している。また、クラス会の開催などに各教室を貸し出し、学生が集会をもてるようにしている。

【分析結果とその根拠理由】

この設備を学生が利用している姿を見かけることが多い。また、学生がクラス会を開催して、交流を深めることもあった。

施設の整備状況: テーブル4、 椅 16、 長いす1、 空気清浄機1 掲示板1

7) 学生の課外活動への支援

【現況】

開学一年目であり、学生による自主的な話し合いの活動として、コミュニティーを育ててきた。それをもとに、二年次より、サークル活動へ発展できるよう、規約を制定した。

【分析結果とその根拠理由】

現在のコミュニティーは19あり、開学一年次にもかかわらず、仲間のつながりができていることがうかがえる。来年度以降、サークル活動へと発展することを期待している。

資料1: 巻末の「八洲学園大学における課外活動に関する要項」

資料2: コミュニティの現状

家庭教育アドバイザーを目指す人の交流サークル63人 / 図書館司書を目指している方!52人 / 憩いのサークル47人 / 児童文学研究会22人 / うちの子・近所の子・街の子 17人 / 学芸員を目指す方のサークル14人 / blog 利用者の会13人 / 八洲学園大学四国部会5人 / 大学院に進学する会5人 / パワフル!ポップ!キュート!ガッツン!3人 / 社会教育主事を目指す方の交流サークル3人 / 京都府友の会3人 / プロレス&格闘技研究会3人 / ハリー・ポッター'sサークル!2人 / 八洲学園大学愛知の会2人 / 八洲学園大学茨城人会2人 / 司書を目指す人のための交流サークル1人 / 学芸員を目指す方の交流サークル1人 / ガンダムを語る会1人 /

8) 学生の各種相談のための相談・助言体制の整備状況

【現況】

学生相談センターをつくり、学生が気軽に相談できるように、次の体制をつくっている。
学内に学生相談室を設置(教室番号; 4F-h)し、登校した学生が相談しやすい環境を整えている。相談担当教員は4名おり、相談室に不在の時は、電話番号を掲示して、不意の来訪者にも備えている。また、通信教育であるので、在宅したままの学生が相談をしやすいように、電話やメールでも相談を受け付け、改めて日時を予約して電話をかけたり、相談にあたる適任者がメールで答えたりするなどの対応をしている。特に、進路変更による退学の相談には電話で保護者とも話し、より理解を深めるようにしている。

【分析結果とその根拠理由】

進路変更による退学の相談、課程変更の相談、休学の相談、身分変更の相談を受け、迅速に対応した。

9) 特別な支援を要する者への生活支援

【現況】

校舎内に、車椅子利用のスロープやエレベータを整備している。

【分析結果とその根拠理由】

今のところ利用者無し。

10) 生活支援に関する学生のニーズの把握

【現況】

学生は在宅のままで学ぶ学生が多いので、生活に直面する問題を適宜受け入れるために、本学ホームページ上の、学生支援センター情報ページに、「Q&A」「お問い合わせ」のコーナーを設置している。そして、学生が「お問い合わせ」で質問した内容を「Q&A」の形式で整理し、同じような悩みを抱えた学生が利用できるように、「Q&A」のコーナーを充実している。

【分析結果とその根拠理由】

次第にQ&Aのコーナーが充実してきたが、まだ開学一年目であり、学習についてのことが多く、学生生活についてのニーズの把握はできてはいない。

資料： 八洲学園大学ホームページ「学生支援センター情報ページ」

11) 学生の経済面の援助、授業料免除等

【現況】

独立行政法人日本学生支援機構に申請し認められれば同機構より奨学金を受けることができる。

【分析結果とその根拠理由】

現在、3名が援助を受けている。

8. 施設・設備

1) 施設・設備の整備と活用

【現況】

本学では、次に掲げる施設を用意している。

本学施設の概要

施設名	面積	室数	備考
大講義室	296.1	1	213人収容
中講義室	94.8	6	1室42人収容
演習室	約30.0	15	1室6人収容
学生自習室		3	1室28人収容
学生控え室		3	1室20人収容
図書閲覧室	289.6	1	閲覧76席、パソコン2台2席
書庫			4万冊収容可能
学長室	37.5	1	
研究室	約20.0	27	
顧問室	37.5	1	
非常勤講師室	94.8	1	
講師用学生指導室	37.5	1	
事務室	122.7	1	事務室内に医務室設置
会議室	94.8	1	
サポートセンター	49.7	1	
メディアセンター	39.7	1	
倉庫	54.7	1	
通信教育関係施設	49.7	1	

他に、現在は学生数もなく使用していないが、新宿地区に教室他の施設がある。

【分析結果とその根拠理由】

本学は、開設1年目ということで学生数も少なく、また、通信制大学という事情から、スクーリング授業に利用する中教室3室を除き十分に活用しているとは言い難い。学年進行により学生数が増加、教職員数が充実すれば、これら施設の利用度が向上しよう。

これら施設の利用状況の一例として、図書館の年間利用状況をあげれば、次のとおり。

	来館者数		貸出冊数		貸出方法		返却冊数	開館日数	備考
	全体	教職員うち	全体	職員うち	郵送	来館			
5月	25	11	36	12	0	36	3	15	5月17日開館
6月	54	18	87	47	26	61	42	30	
7月	55	17	76	26	11	65	78	31	
8月	36	18	52	22	18	37	57	31	
9月	39	20	36	8	3	36	50	30	
10月	27	20	27	16	10	17	30	31	
11月	63	13	117	14	57	60	36	30	
12月	64	17	71	11	29	42	78	29	
1月	70	30	70	18	27	43	81	28	
2月	42	16	52	11	18	32	58	28	
3月	31	16	25	9	5	14	31	25	
計	506	196	649	194	204	443	544	308	
1日平均	1.64	0.64	2.11	0.63	0.66	1.44	1.77		

編入学学生を受け入れる平成18年度からは、相当数の学生増が予想されるので、これら施設の有効活用度が増加するものと考えられる。

2) 情報ネットワークの整備と活用について

【現況】

学生や教員に対する情報ネットワークとしては、28Pの9)「通信教育の授業実施方法の整備と指導の適切性」のところで述べたようにメディアを利用して行う授業の実施方法のところで述べたように、学生に対しては学生支援センターが、教員に対してはメディアセンターが中心となったネットワークを形成している。

なお、平成17年3月28日に教員向けの「メディアセンターNEWS」が創刊された。

【分析結果とその根拠理由】

学生に対する教育に関してはネットワークが整備されつつあるが、教員間及び教員・事務間のグループウェアが未整備である。

【資料：資料篇「八洲学園大学運用資料」】

3) 施設・設備の運用に関する方針と構成員への周知

【現況】

施設案内、施設の運用方針については、学生を含めた構成員に周知している。

【分析結果とその根拠理由】

本学ホームページに大学（横浜地区）の施設案内を公開しているほか、大学（横浜）ロビーに施設の案内、各階エレベーター横に施設の案内を掲示している。

学生に対しては、学生規程において使用手続き等を定めているところである。

なお、非常勤の先生方が使用する非常勤講師室、学生指導室については、文書をもって通知済みである。

また、スクーリング授業が行われる際には、エレベーター付近及びエレベーター内に、授業科目名、担当教員、教室名を掲示している。

4) 図書、学術誌等の資料の整備

【現況】

通信制であるという本学の特殊性を考え、キャンパスに通学しない学生のための教育用資料を取りそろえることを最優先としている。教科書に掲載されている資料は3部ずつそろえており、学生の求めに応じて郵送している。キャンパス外の学生が利用できるオンラインデータベースの導入を検討中である。研究用資料を備えるところまでいっていない。今後の課題である。

【分析結果とその根拠理由】

アメリカなどの「遠隔教育」を実施している大学は、eBook とオンラインデータベースを大学のホームページに用意し、キャンパス外の学生はそれにアクセスして、授業に必要な資料・情報入手している。しかし、日本には学部学生用の eBook と日本語による社会化関係のオンラインデータベースは限られており、本学では、教科書で参考文献にあげられている資料を3部備えて、学生の求めに応じて郵送しており、大変割高、時間がかかりかつ高いものについている。現在、紀伊国屋書店など関係業者に eBook 開発などを依頼している。また、オンラインデータベースでも、キャンパス外の学生が本学のホームページにアクセスして自由に利用できるものが少なく、学生に必要な情報などを的確に提供できない状況にある。著作権法の改正などともからむが、必要な文献をデジタル化して添付ファイルで学生に送付することが可能になれば、一つの解決策である。

現在では、学生の居住している地域の公共図書館に依存せざるを得ない。

和書	:	9 5 2 8	冊
洋書、中国諸	:	4 7 1	冊
視聴覚資料	:	1 7 9	冊
※寄贈、研究費購入図書、別購入図書含む			
総計	:	1 0 1 7 8	冊 (2005年3月現在)

八洲学園大学附属図書館 雑誌タイトル一覧

発注 NO	雑誌	期間	出版社
YSB1001	Hiastory Religions		Univ.of Chicago Press
YSB1002	Journal of Religions		Univ.of Chicago Press
YSL1001	エイジング AGING		(社) エイジング総合研究センター
YSL1002	ドーム		日本文京出版会社企画開発研究部
YSL1003	マナビイ		ぎょうせい
YSL1004	月刊ミュゼ		株式会社アム
YSL1005	みんなの図書館		教育史料出版会
YSL1006	学校図書館		全国学校図書館協議会
YSL1007	月刊言語		大修館書店
YSL1008	言語研究		日本言語学会
YSL1009	月刊 公民館		全国公民館連合会 (第一法規)
YSL1010	国語学		国語学会
YSL1011	史学雑誌		山川出版社
YSL1012	史境		歴史人類学会
YSL1013	月刊子ども論		クレヨンハウス
YSL1014	社会教育		全日本社会教育連合会
YSL1015	図書館界		日本図書館協会
YSL1016	図書館雑誌		日本図書館協会
YSL1017	大学図書館研究		学術文献普及会
YSL1018	日本語科学		国立国語研究所／国書刊行会
YSL1019	日本語学		明治書院
YSL1020	日本語教育		日本語教育学会
YSL1021	日本語文法		日本語文法学会／くろしお出版
YSL1022	日本歴史		吉川弘文館
YSL1023	文部科学時報		ぎょうせい
YSL1024	歴史学研究		青木書店
YSL1025	歴史評論		板倉書房
YSL1026	視聴覚教育		日本視聴覚教育協会
YSL1027	大学資料		文教協会
YSL1028	IDE 現代の高等教育		民主教育協会
	学術月報		日本学術振興会
	JeLA 会誌		日本 e-Learning 学会
	月刊すこーれ		スコーレ家庭教育振興会
	私学研修		
	ミュージアム・データ		
	Between		
	カレッジマネジメント		
	実践國文学		
	文部科学教育通信		

9. 教育の質の向上及び改善のためのシステム

1) 教育活動の実態を示すデータや資料の収集と蓄積

【現況】

本学ではコンピュータ管理を行っているので、教育関係のデータもすべてコンピュータに蓄積されており、必要に応じて過去のデータも活用できるようになっている

【分析結果とその根拠理由】

巻末添付の規程を見てもわかるように、本学のすべての資料は事務局で保管となっていることから、それをもとに平成16年11月の文科省の指導に対応するために集約された資料もあり、これらは紙対応資料としてファイル化されてよく保管されている。情報開示保護ともにきちんと整理されている。

2) 学生の意見の聴取と教育の自己点検・評価への反映

【現況】

学生の意見聴取に当たっては、まず学生支援センターに学校教務全般にわたって意見が入ってくるシステムとなっている。支援センターで学生からの意見(例えば、教科書の内容、授業に対する感想、テキスト履修の方法、学生と教員とのトラブル、学生同士のトラブルやサークル創設に伴う要望等あらゆる分野)を聴取して、それぞれの内容は、学生委員長、教務委員長、学部長、課程長、などに伝えられる。そうした学生からのメール意見については懇切丁寧に対応している。その中から学長に判断を仰ぐ場合もある。教育の状況、資格取得に関する相談、学会入会に関する相談などは課程長が所掌する。学習の悩み、授業内容などについては教務委員長、学生委員長、授業料、学習環境等については学部長対応という形で聴取している。それがおのずと自己点検や評価の指標にもなっている。適切な形で十分に反映されている。

【分析結果とその根拠理由】

インターネットによる通信制課程であることから、学生からの意見寄稿は大変な数にのぼる。それは学生個人のことから、大学の経営や大学のあり方そのものに関するものもある。これらの中から主たる意見を整理して運営委員会や学長決済によって学生に直接意見を聴取する場合もあり、自己点検機能の目安として有効に働いているものと考えられる。

3) 学外関係者の意見の自己点検評価への反映

【現況】

本学には5名から構成される「顧問委員会」が設置されており、平成16年12月13日に、顧問会議を開催し、本学の現状について、学部全体の管理運営、学生募集、両課程の教育への取り組み等について説明したうえで、質疑応答を行なった。その結果、各顧問委員から、学生募集に積極的に取り組むこと、教学の実を上げること等貴重な意見が寄せられた。今後、卒業生が出る4年後以降は学外者の意見を自己点検・評価に反映させるために、卒業生を組織化していきたいと思っている。

【分析結果とその根拠理由】

今年度は顧問委員会の意見を聞く会合は1回だったが、これを今後増やすことも考えられる。また、19年度以降は、卒業生、修了生が出るので、これら学外者の意見をつねに自己点検評価に反映できるように、これを組織化するとともに、定期的な「ホームカミングデー」といった懇談の機会を設置していきたいと思っている。

4) 評価結果を教育の向上、改善に結び付けるシステムの整備

【現況】

教務委員会、FD委員会、自己点検・評価委員会が連携を密にするとともに、これら教学側の委員会と、事務局、センター(学生支援センター、メディアセンター)の三者が相互に連携して、システムの構築に努めている。

【分析結果とその根拠理由】

FD研修会で寄せられた多様な意見、ネットを通じて個々の授業に寄せられる学生からの多数の意見や評価、また顧問委員会など学外者の意見等は、主なものはすべて運営委員会にはかられ、そこでの判断にしたがって、教学側の教務委員会、事務局、メディアおよび学生支援センターの合同の連絡会等を通じて具体化され、各教員に周知するようにしている。

これらがいっそう効果的に運営されるためにはなお、整備が必要であるが、今後の検討課題である。

5) 評価結果に基づく授業内容、教材、教授技術等の継続的改善

【現況】

家庭教育課程、人間開発教育課程の両課程では毎月インフォーマルの課程会議を開催している。この会議ではあらゆることがテーマとなっている。授業研究、カリキュラムの検討、教授技術などについても提案がある。特に人間開発教育課程で行っている「社会人を対象とする遠隔教育の安定的展開に関する研究」の発表があり、ここで授業の教授技術について発表もなされている。開学初年度ということもあって公的機関による評価は得ていないが、このような形で学内内部の相互研究によって質の向上を図っている。

教材についてはすべての授業がオリジナル教科書となっているところから、教科書は図書館において、教員、学生ともにすべてが閲覧可能となっており、このことから自ら継続的改善を行う結果となっている。

【分析結果とその根拠理由】

両課程とも少人数の教員集団であるところから、おのずと学生への対応、授業内容、教授法、教科書教材などに話題が及ぶことが多く、それが相互点検、自己点検の起爆剤ともなっている。およそ開学初年度は何事も慎重に実行せざるを得ないが、この課程会議の機能が今後自ずと効果を発揮してくるといえるであろう。

6) ファカルティ・デベロップメントの実施の適切性

【現況】

ファカルティ・デベロップメントの実施については学長を中心としたFD委員会を組織し検討している。委員は学長、学部長、両課程長以下全部で8名の委員で構成されている。ファカルティ・デベロップメントは毎月一回の教授会の会合時を使って会合を行う予定である。どのように行い、どのような内容とするかは「FD研修実施委員会規程」に基づいて案を作り、その実施案を検討し、計画立案を教授会に諮り、了承を得た後に定例的に実施することとしている。非常勤講師に対しては別に意見を聞いて必要に応じて実施している。学長、学部長の責任の下に、計画的体系的に実施することを心がけ、その成果を『高等教育研究』を年一回は必ず発行し、専任教員、非常勤教員の高等教育実践にかかる発表の場としていく計画である。

本年度は開学初年度ということもあり、春学期に1回、秋学期に1回、計2回の実施になってしまった。第一回目は「大学運営とその組織のあり方」について、第二回は「メディアを介した授業研究」というテーマで非常勤講師も交えて実施し、その効果と成果とは大なるものがあったと自覚している。

【分析結果とその根拠理由】

本年度2回行ったファカルティ・デベロップメントについては、教職員の帰属意識を高め、それぞれの所掌範囲や責任の所在を確認することに意義があったと考えている。

また第2回目の「メディアを介した授業研修」には、メディアスクーリング、メディアテキスト履修とも、パソコンに精通すること、および授業や教授方法について相当な研究工夫を要することなどが確認でき、来年度の授業展開に向けて、メディアを使用した授業のあり方を研究せねばならないことを意識させられた。実施に当たっては相当な効果を得ることが出来たと理解している。

7) ファカルティ・デベロップメントと教育の質及び授業の改善

【現況】

大学の評価等について、自己点検の検証について外部者(当該大学の職員以外の者で、本学では顧問としている)に加わってもらったことで内部の自己讃美のみに終わらず、外部から見た目で指摘をいただいたことは、今後の大学の検証体制を整備するうえからも、組織体制や活動内容、状況等についての具体的改善点が指摘された点で大きな効果であったと思う。

外部検証報告書などを今後提出していただき更なる研修の成果を挙げたいと考えている。「教育課程の編成の趣旨に沿った授業内容とするための取り組み」をFD研修の中核に据えて、今後もより正確に、より効率を増すよう計画したい。

【分析結果とその根拠理由】

教育の質の向上および改善の取り組みに結びつくシステム体制が作られたかどうか、今後具体的かつ継続的な方策を講じてゆきたいと考えている。2回ではとても評価できる状態でもなく、効果も継続しなくては意味がないものと考えられる。

8) 教育支援者、教育補助者への研修等

【現況】

八洲学園大学における教育支援、教育補助については学生支援センターとメディアセンターとの2センターが担当している。教育支援に関しては学生生活から学習に関する支援相談を担当している。パソコンを使ったメディア学習であるところからパソコンの使用に関してはメディアセンターが担当している。両センターの教育活動やその資質の向上に関しては教務委員長と学生委員長が指導担当を受け持っているところである。研修は特別に講じてはいないが、この部署の責任者4者において毎週連絡委員会を持って、学生に対応支援をする方法について検討を重ねている。これらの組織をメディアと教務担当者会議として定着し、円滑な学校運営が図られるように対応をしている。よってその質の向上を図るための取り組みと見てよいと考える。

【分析結果とその根拠理由】

学生支援については通信制課程という点で学生と直接接触する機会がない。学生支援センターが学生の教育支援、教育補助を担当しているところから教学側との連絡の行き違いや、指導の齟齬が生じる場合があり、そうした行き違いを是正し、教育活動が円滑に実施できるように、「メディアと教務の実務担当者会議」を設けて連絡調整を行う機関としている。

優れた点および改善を要する点

【優れた点】

学生支援センター及びメディアセンター等から得た情報に加えて、教員各々が学生に発信する問いかけ、の両面から個々の学生指導と教育活動支援が可能となり、学生が戸惑うことなく学習に取り組める状況を作っている。メディアのみの通信教育課程であるところから学生はともすると孤立しがちであるが、生活面、メディア使用面、学習面からの支援を受けることが出来ると同時に、それが教務委員会と学生委員会に直接情報が集約される組織となっていることから、教員にも情報を伝えることが必要であり、科目担当の教員も自己のみでは知り得ない学生の状況等も理解できる組織となっている点は優れた点として自負できる。

【改善を要する点】

ともすると学生支援センターの部署で学生の生活状況、学習状況の連絡がとまってしまう場合がある。それぞれの部署の責任意識はわかるが、学生の情報は遅漏なく教学側にも伝えるべきであり組織的に改善したいところである。

10. 財 務

1) 資産

【現況】

大学単体で見ると、開学2年目のため観点に係る状況を示すのは困難な部分があるが、設置認可申請書の通り教育研究活動を安定して遂行できる資産を有していることは、設置認可をいただいたことで十分説明ができると考えている。

【分析結果とその根拠理由】

資料に学園の過去5年間の貸借対照表を添付しているが、有形固定資産は年々増加しており、今後も必要に応じて、教育研究に係る資産を増やす方向である。大学に係る資産を購入のため、14年度は流動資産が大きく減少したが、その後は増加している。また本学園は全く借入金を持っていないので、債務に係る不都合はありえない。

2) 経常的収入

【現況】

大学については16年度入学生が予想を下回ったが、17年度については順調に増加傾向にある。学園全体で見ても少子化の影響がなげにしもあらずであるが、資料が示すように学園全体の財務は健全であり、大学の学生数がさらに順調に伸びていくものと思われ、完成年度を向かえば、大学単体でも十分安定的に教育研究活動が行なえる経常的な収入が確保されると確信している。

【分析結果とその根拠理由】

教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されるかどうかは、今後の学生数が予測の範囲で順調に推移し、完成年度以降定員が確保できるかどうかであると考えている。現在大学の広報活動はインターネット上以外では行なっていないにも関わらず、このインターネットからの資料請求だけで、平成16年度は14,000件にも達した。この事実と、17年度の学生数の増加傾向、18年度からの3年次編入学受け入れ開始を考えると今後定員の確保は十分可能であると思われる。

3) 収支に係る計画の適切性

【現況】

設置認可申請書の通り遂行している途中であり、新たな計画等はない。

【分析結果とその根拠理由】

教職員とも新たな大学であることから、雇用の段階で教育の理念はもとより、目的達成のための財務の基礎に関しても説明されているほか、設置認可申請書はだれでも閲覧できる。

4) 過大な支出超過について

【現況】

大学単体で見ると開学1年目であるから、当然支出超過である。

【分析結果とその根拠理由】

完成年度までは、授業料収入初め帰属収入が支出より少ないのは計画の通りである。

5) 教育研究活動に対する資源配分の適切性

【現況】

教育研究活動に必要な施設・設備は開学までに整備した。教員の教育研究活動を推進するため、個人研究費として年額300,000円を予算計上し、共同研究費として3,000,000円計上している。

【分析結果とその根拠理由】

今後教育研究活動に必要な新たな施設・設備が教授会で話われ提案されると思われるが、今のところはなし。研究費にしても一律支給するのは好ましくないと考えているが、開学当初のため、教員の研究実績が計れないので一律支給している。今後研究実績の顕著な教員に対しては増額する方向で考えている。

6) 法人の財務諸表等の公表

【現況】

平成16年度までも、学園HPで過去5年間の連結資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表を公開していたが、平成17年度私立学校法改正に伴い、連結の計算書類以外に、各校ごとの計算書類、財産目録、監査報告書を公開している。

【分析結果とその根拠理由】

上記「現況」で述べているように、HP公開であるため、利害関係者のみならず不特定多数の人々が目にできるわけで、これ以上の公開方法は考えられない。さらにHP公開の事実を知らずに、また、事実を認識しているがHPの閲覧ができない環境の人々にとっても、「書類閲覧規定」を設け、窓口にての対応もできるようにしている。但し、窓口にて閲覧の用に供することができるのは、「書類閲覧規定」に記載されている利害関係者に限っている。

7) 財務に対する会計監査等の実施

【現況】

現在、アイ・ピー・オー監査法人（大阪市北区）により、年間中期の監査3回、決算監査と合計4回行なっている。その他に税理士である学園監事にも監事監査として資料の監査報告書が示すように決算監査が実施されている。

【分析結果とその根拠理由】

学園としては大学開学に伴い、従来会計監査を依頼していた個人会計士事務所から、さらに精査していただけるように監査法人と契約し、日々の会計業務もグレープシティー株式会社のレーザー学校会計を導入、監査時における公認会計士の資料提出の求めに対してもスピーディーな対応が取れている。

(1) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学は、インターネットで入学手続きから、日々の学習、卒業まで行なうことのできる大学であるため、財務状況についても広く情報を公開し、入学を模索している方々に、セレクトしていただくよう考えているので、健全な財務状況を堅持するよう大学はもとより学園全体でも、校地、校舎を始め、情報関係教育機器等の教育関係備品購入、学内ネットワークシステム事業についても外部借入金に頼らず、計画的に自己資金で賄い学園の運営を行なっていることは特筆すべき点である。

【改善を要する点】

本学は、大学設置に至るまで短期間で急成長を遂げてきた。しかし、少子高齢化に伴い今後のさらなる急成長は望みがたい。学園としては円熟期に入ったといえよう。完成年度までは設置認可申請書に従い運営していくが、その後は中長期的な財務計画を立てていく必要がある。その為には支出の最大である人件費について考えていかなければならない。人件費の総額抑制のための給与制度策定も今後の大きな課題である。また収入面においても学生からの納付金について値上げなどが考えにくい社会状況であることから、本学では現在ほとんど得ない寄付金収入を得る方法を模索中である。また補助金収入についても今後の研究課題である。

(2) 「財務」の自己点検評価の概要

開学1年目であるため、大学単体での財務状況を評価するには無理があったので、主に学園全体での財務状況の評価になった。現状は、監査法人からも問題点を指摘されることがなく、概ね良好な財務状況であると確信している。当然大学では完成年度まで支出が大きく上回るがそれは計画通りであり、学園としては十分支えていける。資産総額が70億円ほどの法人であるため、大学法人としては極めて小規模法人であるので、今後も外部借入金に頼らない堅実な運営をしていくことで、財政基盤を磐石なものとし、教育研究経費に割り当てる経費を増加させていく方向である。

添付資料として、17年度HPに掲載の資料（計算書類・貸借対照表・財産目録・監査報告書）を最終項に添付する。

計算書類

資金収支計算書

収入の部

科目	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
学生生徒納付金収入	2,322,611,960	2,170,783,000	1,940,637,479	1,668,120,000	1,603,910,375
手数料収入	129,123,050	110,007,536	84,648,061	71,124,630	59,017,920
寄付金収入	1,407,495	1,057,798	299,607	2,748,612	232,071
補助金収入	223,076,034	161,882,977	101,412,790	90,753,112	116,854,272
資産運用収入	21,718,041	5,475,698	3,936,864	560,931	225,308
資産売却収入	488,120	0	0	0	0
事業収入	8,330,587	20,096,085	5,205,516	810,250	1,830,985
雑収入	2,612,249	5,127,336	2,755,841	2,197,214	2,563,967
前受金収入	245,666,000	228,145,000	236,944,000	339,301,000	320,105,000
その他の収入	545,452,656	1,860,522,272	4,680,521,056	911,396,662	540,846,246
資金収入調整勘定	-350,760,393	-246,126,977	-236,202,790	-324,434,367	-425,407,272
前年度繰越支払資金	1,444,847,142	1,959,596,523	2,808,242,916	1,868,871,575	1,942,397,305
収入の部合計	4,594,572,941	6,276,567,248	9,628,401,340	4,631,449,619	4,162,576,177

支出の部

科目	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
人件費支出	774,862,159	840,917,810	959,740,166	854,412,088	1,070,766,779
教育研究経費支出	391,176,869	386,282,993	332,629,744	315,368,272	373,964,448
管理経費支出	315,229,301	281,788,848	279,563,880	362,848,725	390,149,817
借入金利息支出	6,722,101	655,590	0	0	0
借入金返済支出	132,000,000	103,000,000	0	0	0
施設関係支出	234,652,255	41,176,749	1,366,796,005	173,129,925	57,596,500
設備関係支出	30,144,314	35,766,609	5,711,679	182,218,369	7,911,075
資産運用支出	233,000,000	10,000,000	42,200,000	7,000,000	271,000,000
その他の支出	525,722,959	1,807,601,819	4,784,221,904	874,542,532	325,318,944
資金支出調整勘定	-8,533,540	-38,866,086	-11,333,613	-80,467,597	-26,574,233
次年度繰越支払資金	1,959,596,523	2,808,242,916	1,868,871,575	1,942,397,305	1,692,442,847
支出の部合計	4,594,572,941	6,276,567,248	9,628,401,340	4,631,449,619	4,162,576,177

消費収支計算書

収入の部

科目	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
学生生徒納付金	2,322,611,960	2,170,783,000	1,940,637,479	1,668,120,000	1,603,910,375
手数料	129,123,050	110,007,536	84,648,061	71,124,630	59,017,920
寄付金	1,407,495	3,521,098	299,607	2,748,612	232,071
補助金	223,076,034	161,882,977	101,412,790	90,753,112	116,854,272
資産運用収入	21,718,041	5,475,698	3,936,864	560,931	225,308
事業収入	8,330,587	20,096,085	5,205,516	810,250	1,830,985
雑収入	2,612,249	5,127,336	2,755,841	2,197,214	2,563,967
帰属収入合計	2,708,879,416	2,476,893,730	2,138,896,158	1,836,314,749	1,784,634,898
基本金組入額合計	-386,793,941	-150,560,870	-1,366,796,005	-233,395,486	-300,449,085
消費収入の部合計	2,322,085,475	2,326,332,860	772,100,153	1,602,919,263	1,484,185,813

支出の部

科目	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
人件費	764,084,659	856,807,510	935,099,739	841,185,988	923,743,779
教育研究経費	405,222,761	407,322,130	347,126,217	331,149,650	405,718,137
管理経費	360,969,116	342,171,109	351,876,169	444,440,253	471,082,335
借入金利息	6,722,101	655,590	0	0	0
資産処分差額	489,020	5,386,921	4,450,079	1,003,800	3,674,199
消費支出部の合計	1,537,487,657	1,612,343,260	1,638,552,204	1,617,779,691	1,804,218,450
当年度消費収入超過額	784,597,818	713,989,600	-866,452,051	-14,860,428	-320,032,637
前年度繰越消費収入超過額	521,644,457	1,306,242,275	2,020,231,875	1,153,779,824	1,138,919,396
翌年度繰越消費収入超過額	1,306,242,275	2,020,231,875	1,153,779,824	1,138,919,396	818,886,759

貸借対照表

資産の部

科目	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
有形固定資産	3,275,177,127	3,267,581,276	4,531,545,513	4,789,517,101	4,738,664,270
その他の固定資産	686,946,375	677,972,016	742,282,023	695,356,404	776,152,095
流動資産	1,970,734,807	2,819,071,396	1,884,928,268	2,053,157,374	1,786,800,802
資産の部合計	5,932,858,309	6,764,624,688	7,158,755,804	7,538,030,879	7,301,617,167

負債の部

科目	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
固定負債	276,422,500	189,312,200	164,671,773	151,445,673	4,422,673
流動負債	294,664,225	348,990,434	267,418,023	441,384,140	371,576,980
負債の部合計	571,086,725	538,302,634	432,089,796	592,829,813	375,999,653

基本金の部

科目	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
基本金	4,055,529,309	4,206,090,179	5,572,886,184	5,806,281,670	6,106,730,755
翌年度繰越消費収入超過額	1,306,242,275	2,020,231,875	1,153,779,824	1,138,919,396	818,886,759
負債・基本金の部合計	5,932,858,309	6,764,624,688	7,158,755,804	7,538,030,879	7,301,617,167

財 産 目 録

(平成17年3月31日現在)

I	資産総額	金	7,301,617,167	円
	内 1 基本財産	金	5,428,985,330	円
	2 運用財産	金	1,872,631,837	円
	[3 収益事業用財産]	金	20,335,339	円]
II	負債総額	金	375,999,653	円
III	正味財産	金	6,925,617,514	円

(1) 資産

1 基本財産

(1) 土地

30671.15 平方メートル 2,488,882,619 円

種別	所在地	専用面積	共用面積	計	価額	備考
校舎敷地	奈良県天理市川原城町651番、652番	811.31 m ²	0 m ²	811.31 m ²	69,300,000 円	法人本部
校舎敷地	和歌山県橋本市西区桜木町七丁目42番、42番7、42番29	937.58 m ²	0 m ²	937.58 m ²	734,696,827 円	八洲学園大学
校舎敷地	東京都新宿区新宿二丁目12番26	134.36 m ²	0 m ²	134.36 m ²	300,000,000 円	八洲学園大学
校舎敷地	大阪府堺市鳳中町七丁目225番3	992.30 m ²	0 m ²	992.00 m ²	105,000,000 円	八洲学園高等学校
校舎敷地	大阪府堺市鳳中町七丁目228番2	327.27 m ²	0 m ²	327.27 m ²	72,000,000 円	八洲学園高等学校
校舎敷地	大阪府堺市鳳中町七丁目228番3	330.57 m ²	0 m ²	330.57 m ²	72,000,000 円	八洲学園高等学校
校舎敷地	大阪府堺市鳳中町八丁目3番4、227番2	985.10 m ²	0 m ²	985.10 m ²	96,753,940 円	八洲学園高等学校
校舎敷地	大阪府大阪市北区堂島二丁目14番、14番4	289.50 m ²	0 m ²	289.50 m ²	356,202,900 円	八洲学園高等学校
種別	所在地	専用面積	共用面積	計	価額	備考
校舎敷地	東京都新宿区新宿二丁目12番8、9	163.32 m ²	0 m ²	163.02 m ²	300,552,432 円	八洲学園高等学校
校舎敷地	沖縄県国頭郡本部町字備瀬 礎摩原1249番 字石川知場塚原1011	21950.10 m ²	0 m ²	2,950.10 m ²	172,505,650 円	八洲学園国際高等学校
原野	沖縄県国頭郡本部町字備瀬 礎摩原1286番	1408.30 m ²	0 m ²	1,408.00 m ²	8,540,000 円	八洲学園国際高等学校
畑	沖縄県国頭郡本部町字備瀬 礎摩原1287番	724.30 m ²	0 m ²	724.00 m ²	4,380,000 円	八洲学園国際高等学校
校舎敷地	大阪府堺市鳳中町四丁目131番1	276.32 m ²	0 m ²	276.82 m ²	58,500,000 円	八洲学園高等専修学校
校舎敷地	大阪府堺市鳳中町四丁目132番	836.36 m ²	0 m ²	836.36 m ²	50,400,000 円	八洲学園高等専修学校
校舎敷地	大阪府大阪市中央区玉造 一丁目212番3	242.34 m ²	0 m ²	242.34 m ²	40,713,120 円	西日本柔道整復専門学校
校舎敷地	大阪府大阪市天王寺区 玉造元町1番3、55番14	262.32 m ²	0 m ²	262.82 m ²	47,337,750 円	西日本柔道整復専門学校
計		30671.15 m ²	0 m ²	30671.15 m ²	2,488,882,619 円	

(2) 建物							
17497.05 平方メートル		2,048,980,254 円					
種別	所在地	構造	専用面積	共用面積	計	価額	備考
校舎	奈良県天理市川原城町 631番地、652番地	鉄筋コンクリート	807.37 m ²	0 m ²	807.07 m ²	40,249,176 円	法人本部
多目的	神奈川県横浜市西区桜木町 七丁目42番地	鉄筋コンクリート	444.43 m ²	0 m ²	444.43 m ²	59,655,546 円	法人本部
校舎	神奈川県横浜市西区桜木町 七丁目42番地、42番地28	鉄筋コンクリート	5099.36 m ²	0 m ²	5099.66 m ²	644,103,475 円	八洲学園大学
校舎	東京都新宿区新宿二丁目 12番地26	鉄筋コンクリート	926.38 m ²	0 m ²	926.68 m ²	128,004,729 円	八洲学園大学
校舎	大阪府堺市鳳中町七丁 225番地の3	鉄筋コンクリート	683.33 m ²	0 m ²	683.93 m ²	35,152,588 円	八洲学園高等学校
校舎	大阪府堺市鳳中町七丁 228番地2	鉄筋コンクリート	304.38 m ²	0 m ²	304.98 m ²	43,881,647 円	八洲学園高等学校
校舎・体育館	大阪府堺市鳳中町八丁 3番地の4、277番地の2	鉄筋コンクリート	1156.37 m ²	0 m ²	1156.97 m ²	80,120,779 円	八洲学園高等学校 1F校舎・2F体育館
校舎	大阪府大阪市北区堂島二丁目 14番地	鉄筋コンクリート	1023.36 m ²	0 m ²	1023.06 m ²	210,657,186 円	八洲学園高等学校
種別	所在地	構造	専用面積	共用面積	計	価額	備考
校舎	東京都新宿区新宿二丁目 12番地8、12番地9	鉄筋コンクリート	1112.15 m ²	0 m ²	1112.15 m ²	72,739,188 円	八洲学園高等学校
校舎	沖縄県国頭郡本部町字備瀬 1249番地 字石川1011番地	鉄筋コンクリート	2993.32 m ²	0 m ²	2993.62 m ²	460,728,583 円	八洲学園国際高等学校
校舎	大阪府堺市鳳中町四丁 132番地	鉄筋コンクリート	1010.34 m ²	0 m ²	1010.94 m ²	17,379,985 円	八洲学園高等専修学校
校舎	大阪府大阪市中央区玉造 一丁目212番8の1	鉄筋コンクリート	1025.37 m ²	0 m ²	1025.97 m ²	174,614,620 円	西日本柔道整復専門学校
校舎	大阪府大阪市天王寺区 玉造元町1番地6	鉄筋コンクリート	907.59 m ²	0 m ²	907.59 m ²	81,692,722 円	西日本柔道整復専門学校
計			17497.35 m ²	0.00 m ²	17497.05 m ²	2,048,980,254 円	
(3) 構築物							
12 点		6,631,560 円					
種別	数量	価額	備考				
看板	1 点	2,835,000 円	法人本部(八洲学園大学)				
倉庫	2 点	255,356 円	八洲学園高等学校				
倉庫	1 点	360,000 円	八洲学園高等学校				
体育館植木	1 点	4,429 円	八洲学園高等学校				
屋上田舎	1 点	627,750 円	八洲学園高等専修学校				
女子トイレ	1 点	100 円	八洲学園高等専修学校				
焼却炉	1 点	163,552 円	八洲学園高等専修学校				
ブロック塀	2 点	2,330,566 円	八洲学園高等専修学校				
浄化槽	1 点	54,707 円	八洲学園高等専修学校				
校庭運動場	1 点	100 円	八洲学園高等専修学校				
計	12 点	6,631,560 円					

(4) 教育研究用機器備品			
	6,156 点	104,016,344 円	
名称又は種類	数量	価額	備考
机、椅子、実習用具	1,249 点	25,170,493 円	八洲学園大学
実習用パソコン、プリンタ	30 点	21,354,261 円	八洲学園大学
黒板、ホワイトボード	17 点	366,542 円	八洲学園大学
ロッカー、棚	194 点	7,902,680 円	八洲学園大学
AV機器	241 点	31,258,536 円	八洲学園大学
その他	33 点	1,567,932 円	八洲学園大学
机、椅子、実習用具	2,012 点	2,100 円	八洲学園高等学校
実習用パソコン、プリンタ	84 点	1,787,555 円	八洲学園高等学校
黒板、ホワイトボード	19 点	40,866 円	八洲学園高等学校
ロッカー、棚	251 点	2,600 円	八洲学園高等学校
AV機器	20 点	7,738 円	八洲学園高等学校
その他	29 点	504,595 円	八洲学園高等学校
机、椅子、実習用具	603 点	117,320 円	八洲学園国際高等学校
実習用パソコン、プリンタ	8 点	700 円	八洲学園国際高等学校
黒板、ホワイトボード	14 点	356,250 円	八洲学園国際高等学校
ロッカー、棚	84 点	1,400 円	八洲学園国際高等学校
その他	6 点	361,850 円	八洲学園国際高等学校
机、椅子、実習用具	497 点	1,500 円	八洲学園高等専修学校
実習用パソコン、プリンタ	51 点	493,760 円	八洲学園高等専修学校
名称又は種類	数量	価額	備考
ロッカー、棚	8 点	65,468 円	八洲学園高等専修学校
AV機器	6 点	600 円	八洲学園高等専修学校
その他	6 点	4,162,276 円	八洲学園高等専修学校
机、椅子、実習用具	580 点	5,575,729 円	西日本柔道整復専門学校
実習用パソコン、プリンタ	17 点	747,066 円	西日本柔道整復専門学校
ロッカー、棚	58 点	566,417 円	西日本柔道整復専門学校
AV機器	27 点	1,329,080 円	西日本柔道整復専門学校
その他	12 点	271,030 円	西日本柔道整復専門学校
計	6,156 点	104,016,344 円	
(5) その他の機器備品			
	1,350 点	31,991,670 円	
名称又は種類	数量	価額	備考
管理用パソコン、プリンタ等	12 点	886,763 円	法人本部
事務用机、椅子等	246 点	3,086,059 円	八洲学園大学
管理用パソコン、プリンタ等	9 点	1,147,816 円	八洲学園大学
整理棚、ロッカー	207 点	1,818,425 円	八洲学園大学
AV機器	263 点	7,044,600 円	八洲学園大学
その他	15 点	875,855 円	八洲学園大学
名称又は種類	数量	価額	備考
事務用机、椅子等	124 点	3,400 円	八洲学園高等学校
管理用パソコン、プリンタ等	170 点	8,980,239 円	八洲学園高等学校
複写機、印刷機	25 点	1,486,750 円	八洲学園高等学校
整理棚、ロッカー	102 点	362,515 円	八洲学園高等学校
AV機器	21 点	930,335 円	八洲学園高等学校
その他	19 点	4,492,634 円	八洲学園高等学校
事務用机、椅子等	8 点	300 円	八洲学園国際高等学校
管理用パソコン、プリンタ等	18 点	900 円	八洲学園国際高等学校
整理棚、ロッカー	5 点	400 円	八洲学園国際高等学校
事務用机、椅子等	40 点	1,400 円	八洲学園高等専修学校
管理用パソコン、プリンタ等	8 点	800 円	八洲学園高等専修学校
整理棚、ロッカー	32 点	1,700 円	八洲学園高等専修学校
事務用机、椅子等	7 点	155,500 円	西日本柔道整復専門学校
管理用パソコン、プリンタ等	5 点	112,550 円	西日本柔道整復専門学校
整理棚、ロッカー	10 点	85,812 円	西日本柔道整復専門学校
複写機、印刷機	1 点	378,588 円	西日本柔道整復専門学校
その他	3 点	138,329 円	西日本柔道整復専門学校
計	1,350 点	31,991,670 円	

(6) 図書			
11,543 冊	57,488,173 円		
種別	冊数	価額	備考
専門書・雑誌(10057・47)	10,104 冊	50,000,000 円	八洲学園大学
コンピュータソフト	2 冊	105,242 円	八洲学園大学
専門書	385 冊	1,462,426 円	八洲学園高等専修学校
専門書	1,052 冊	5,920,505 円	西日本柔道整復専門学校
計	11,543 冊	57,488,173 円	
(7) 敷金			
	106,257,068 円		
種類	所在地	金額	備考
浜谷スクーリング会場	東京都渋谷区渋谷1-17-1野村ビル	34,050,000 円	八洲学園高等学校
上野スクーリング会場	東京都台東区下谷1-6-56SAKABILE	12,212,208 円	八洲学園高等学校
池袋スクーリング会場	東京都豊島区南池袋3-11-10新2南洋ビル	17,334,540 円	八洲学園高等学校
横浜スクーリング会場	神奈川県横浜市西区南幸2-20-11新ビル	11,380,320 円	八洲学園高等学校
三宮スクーリング会場	兵庫県神戸市中央区南上通8-1-33新ビル	13,920,000 円	八洲学園高等学校
京都スクーリング会場	京都府京都市中京区所新町通三条上	9,360,000 円	八洲学園高等学校
西日本柔道整復専門学校	大阪府大阪市中央区玉造一丁目212-6	8,000,000 円	借用財産 西日本柔道整復専門学校
計		106,257,068 円	
(8) 特定預金			
	584,737,642 円		
名称	預入先	金額	備考
減価償却引当特定預金	りそな銀行玉造支店	200,000,000 円	法人本部
2号基本金引当特定預金	りそな銀行玉造支店	271,000,000 円	法人本部
設備維持特定預金	りそな銀行玉造支店	113,737,642 円	法人本部
計		584,737,642 円	
2 運用財産			
(1) 預金・現金	1,692,442,847 円		
ア. 預金	1,692,442,847 円		
預金種別	預入先	金額	備考
当座預金	三井住友銀行玉造支店	12,811,000 円	法人本部
当座預金	三井住友銀行鳳支店	239,966 円	八洲学園高等専修学校
普通預金	りそな銀行玉造支店	304,863,580 円	法人本部
普通預金	りそな銀行玉造支店	105,927 円	法人本部
普通預金	りそな銀行玉造支店	150,000,000 円	法人本部
普通預金	りそな銀行玉造支店	324,634,273 円	法人本部
普通預金	三井住友銀行鳳支店	202,144,582 円	法人本部
普通預金	三井住友銀行鳳支店	149,012,383 円	法人本部
普通預金	りそな銀行玉造支店	2,284,509 円	八洲学園大学
普通預金	りそな銀行玉造支店	177,472 円	法人本部(八洲学園大学)
普通預金	三井住友銀行玉造支店	64,816,220 円	八洲学園大学
預金種別	預入先	金額	備考
普通預金	三井住友銀行鳳支店	3,623,542 円	法人本部(八洲学園高等学校)
普通預金	三井住友銀行鳳支店	52,531,106 円	法人本部(八洲学園高等学校)
普通預金	三井住友銀行新宿支店	198,085,463 円	法人本部(八洲学園高等学校)
普通預金	三井住友銀行鳳支店	6,760,017 円	法人本部(八洲学園高等学校)
普通預金	三井住友銀行鳳支店	429,004 円	法人本部(八洲学園高等学校)
普通預金	三井住友銀行堂島支店	707,790 円	法人本部(八洲学園高等学校)
普通預金	三井住友銀行京都支店	58,990 円	法人本部(八洲学園高等学校)
普通預金	りそな銀行金岡支店	1,296 円	法人本部(八洲学園高等学校)
普通預金	りそな銀行新宿支店	412,180 円	法人本部(八洲学園高等学校)
普通預金	UFJ銀行三宮支店	40,610 円	法人本部(八洲学園高等学校)
普通預金	南都銀行天理支店	21,311 円	法人本部(八洲学園高等学校)
普通預金	郵便局	3,231,530 円	八洲学園国際高等学校
普通預金	琉球銀行本部支店	1,868,992 円	八洲学園国際高等学校
普通預金	三井住友銀行玉造支店	1,370,624 円	八洲学園国際高等学校
普通預金	三井住友銀行鳳支店	47,986,789 円	八洲学園高等専修学校
普通預金	三井住友銀行鳳支店	2,167,239 円	八洲学園高等専修学校
普通預金	りそな銀行玉造支店	161,361,128 円	西日本柔道整復専門学校
普通預金	りそな銀行玉造支店	695,324 円	西日本柔道整復専門学校
計		1,692,442,847 円	
イ. 現金			
	0 円		

(2) 未収入金						
5 口	86,406,272	円				
種類	数量(口数)	金額	備考			
平成16年度経常費補助金	1	76,098,000 円	八洲学園高等学校			
平成16年度経常費補助金	1	9,163,000 円	八洲学園国際高等学校			
平成16年度通信教育振興奨励補助金	1	833,000 円	八洲学園国際高等学校			
平成16年度結核予防対策補助金	1	12,272 円	八洲学園高等専修学校			
ヤシマ奨学金	1	300,000 円	西日本柔道整復専門学校			
計	5	86,406,272 円				
(3) 有価証券						
37,184 株	66,327,503	円				
銘柄	券面金額	数量	利回り又は配当率	取得年月日	取得価格	備考
エーアール株式	50,000 円	200	- %	平成15年12月22日	10,000,000 円	法人本部
ドードス株式	50,000 円	200	- %	平成13年10月5日	10,000,000 円	法人本部
デジタル・ナレッジ・ユニバーシティ・ラーニング株式	50,000 円	784	- %	平成14年12月5日	39,200,000 円	法人本部
神戸製鋼株式	50 円	5,000	- %	昭和57年3月1日	277,043 円	法人本部
南海電鉄株式	50 円	25,000	- %	昭和60年12月2日	2,150,460 円	法人本部
南海電鉄株式	50 円	6,000	- %	平成2年12月3日	2,700,000 円	法人本部
奈良若草カントリー			- %	昭和61年5月20日	2,000,000 円	法人本部
計		37,184			66,327,503 円	
(4) 前払金						
3 口	824,180	円				
種類	数量(口数)	金額	備考			
平成17年度経費分	1	14,780 円	八洲学園大学			
平成17年度入学式及び卒業式会場代	1	169,600 円	八洲学園高等学校			
遠距離赴任者家賃補助	1	639,800 円	八洲学園国際高等学校			
計	3	824,180 円				
(5) 車 輦						
6 台	673,650	円				
名称又は種類	数量	価額	備考			
トヨタ ノア	1 台	100 円	八洲学園高等学校			
トヨタ カムリ	1 台	100 円	八洲学園高等学校			
トヨタ カローラセダン	1 台	100 円	八洲学園高等学校			
ダイハツ ハイゼット	1 台	68,250 円	八洲学園国際高等学校			
トヨタ マリノ	1 台	100 円	八洲学園国際高等学校			
日産 UD	1 台	605,000 円	八洲学園国際高等学校			
計	6 台	673,650 円				

(6) 電話加入権				
	41 口		2,822,046 円	
所在地	数量	金額	備考	
大阪府大阪市中央区玉造1-3-15 他	2 口	144,000 円	法人本部	
大阪府堺市鳳中町7-225-3 他	26 口	1,725,318 円	八洲学園高等学校	
沖縄県国頭郡本部町備瀬1249 他	1 口	76,440 円	八洲学園国際高等学校	
大阪府堺市鳳中町4-132 他	2 口	140,716 円	八洲学園高等専修学校	
大阪府大阪市中央区玉造1-3-15 他	6 口	422,984 円	西日本柔道整復専門学校	
大阪府大阪市天王寺区玉造元町2-6 他	4 口	312,588 円	西日本柔道整復専門学校	
計	41 口	2,822,046 円		
(7) 収益事業元入金				
			20,335,339 円	
種別	所在地	金額	備考	
不動産賃貸業	大阪府大阪市天王寺区 玉造元町1番6	112,339 円	法人本部	
駐車場業	神奈川県横浜市西区桜木町 7丁目42番	20,223,000 円	法人本部 102.46㎡ 立体駐車場	
計		20,335,339 円		
(8) 施設利用権				
	1 口		2,800,000 円	
銘柄	数量	取得価格	取得年月日	備考
紀州鉄道	1 口	2,800,000 円	昭和62年8月19日	法人本部
計	1 口	2,800,000 円		
3 収益事業用財産				
	(イ) 事業用敷地	0 平方メートル	0 円	
	(ロ) 事業用建物	102.46 平方メートル	20,335,339 円	
	(ハ) 事業用動産	0 平方メートル	0 円	
	(ニ) 現金		0 円	
	(ホ) 事業用積立金		0 円	

(2) 負債							
1 固定負債							
(イ) 退職給与引当金	4,422,673	円					
計	4,422,673	円					
種類	数量	金額	用途	償還期限	利率	その他の主要事項	
退職給与引当金	3	4,422,673 円	—	—	—	八洲学園高等専修学校	
計	3	4,422,673 円					
2 流動負債							
(イ) 前受金	320,105,000	円					
(ロ) 未払金	23,565,605	円					
(ハ) 預り金	27,906,375	円					
計	371,576,980	円					
種類	数量	金額	用途	利率	利率		
前受金		320,105,000 円					
入学金前受金		30,690,000 円					
1 平成17年度入学金	57	1,140,000 円	—	—	八洲学園大学		
2 平成17年度入学金	37	5,550,000 円	—	—	八洲学園高等専修学校		
3 平成17年度入学金	60	24,000,000 円	—	—	西日本柔道整復専門学校		
施設設備資金前受金		2,100,000 円					
1 平成17年度施設設備金	42	2,100,000 円	—	—	八洲学園高等専修学校		
種類	数量	金額	用途	利率	利率		
授業料前受金		261,970,000 円					
1 平成17年度授業料	897	148,988,000 円	—	—	八洲学園高等学校		
2 平成17年度授業料	13	2,024,000 円	—	—	八洲学園国際高等学校		
3 平成17年度授業料	74	19,008,000 円	—	—	八洲学園高等専修学校		
4 平成17年度授業料	160	91,950,000 円	—	—	西日本柔道整復専門学校		
聴講料前受金		390,000 円					
1 平成17年度聴講料	5	390,000 円	—	—	八洲学園高等学校		
特別活動料等前受金		9,055,000 円					
1 平成17年度特別活動料等	897	8,925,000 円	—	—	八洲学園高等学校		
2 平成17年度特別活動料等	13	130,000 円	—	—	八洲学園国際高等学校		
実験実習料前受金		15,900,000 円					
1 平成17年度実験実習料	159	15,900,000 円	—	—	西日本柔道整復専門学校		
未払金		23,565,605 円					
1 平成16年度経費未払	7	243,119 円	—	—	法人本部		
2 平成16年度経費未払	29	7,897,842 円	—	—	八洲学園大学		
3 平成16年度経費未払	25	1,383,753 円	—	—	八洲学園高等学校		
4 平成16年度経費未払	52	14,040,891 円	—	—	八洲学園国際高等学校		
種類	数量	金額	用途	利率	利率		
預り金		27,906,375 円					
預り金		27,286,875 円					
1 学費手ボット制度	416	4,960,680 円	—	—	八洲学園大学		
2 平成17年度教科書代等	902	8,606,531 円	—	—	八洲学園高等学校		
3 平成17年度教科書代等	13	89,831 円	—	—	八洲学園国際高等学校		
4 平成17年度学級費等預り	173	13,629,833 円	—	—	八洲学園高等専修学校		
給与等預り金		619,500 円					
1 平成17年3月住民税	37	568,100 円	—	—	八洲学園高等学校		
2 平成17年4・5月住民税	2	12,200 円	—	—	八洲学園国際高等学校		
3 平成17年3月住民税	6	39,200 円	—	—	八洲学園高等高等学校		
計		371,576,980 円					

〔3〕 借用財産											
(1) 土地											
48.70 平方メートル											
種別	所在地		新設校専用		既設校と共用		既設校専用		計	価格	備考
校舎敷地	大阪府大阪市中央区 玉造一丁目212番8		0 m ²		0 m ²		48.70 m ²		48.70 m ²	2,938,603 円	西日本柔道整復 専門学校 借用相手方:和田和子 長期貸借借契約
計			0 m ²		0 m ²		48.70 m ²		48.70 m ²	2,938,603 円	
(2) 建物											
83.88 平方メートル											
種別	所在地	構造	新設校専用		既設校と共用		既設校専用		計	価格	備考
校舎	大阪府大阪市中央区 玉造一丁目212番8の1	鉄筋コンク リート 2F部分	0 m ²		0 m ²		83.88 m ²		83.88 m ²	5,061,397 円	西日本柔道整復 専門学校 借用相手方:和田和子 長期貸借借契約
計			0 m ²		0 m ²		83.88 m ²		83.88 m ²	5,061,397 円	

11. 管理運営

1) 事務組織の規模と機能

【現況】

管理運営体制について

本学における管理運営体制は、管理機関として、学長、生涯学習学部長、家庭教育課程長、人間開発教育課程長、図書館長が置かれているほか、審議決定機関等として、教授会、運営委員会、人事委員会、教務委員会、入学試験委員会、実習委員会、学生委員会、自己点検・評価委員会、ファカルティ・デベロップメント委員会、紀要委員会等が置かれている。

事務組織について

大学の事務組織は、八洲学園大学の事務組織及び事務分掌を定める規程の定めるところにより、大学事務局に総務課、教務課及び図書館事務部を置くものとされ、その定数は、理事長が学長の意見を聞いて定めるものとされているが、現在学年進行中ということもあって、大学職員は7名と規模も小さく、課を置くに至っていない。

【分析結果とその根拠理由】

管理運営に関わるこれらの委員会は、現在専任の教員、学長以下12名と専任予定の教員15名計27名で構成しているが、事実上専任教員のみで運営しているため、専任教員の負担が大となっている。

また、安全管理関係、セクハラ関係、個人情報保護関係の大学固有の規程の整備が遅れており、早急にこれらの整備が望まれる。

委員会の設置根拠となる本学の規程は、巻末資料を参照。

平成16年度八洲学園大学専任教員数

	教授	助教授	講師	計
家庭教育課程	5	2	1	8
人間開発教育課程	2		2	4
合計	7	2	3	12

事務組織については、本学はeラーニングを使用して大学教育を行う通信制大学のため、また、授業は、日～土までの8時30分～21時40分となっていることもあり、通学制大学と比べほぼ倍の職員数が必要であるが、開学初年度ということもあって、下記の表に見られるような職員の配置である。なお、eラーニング使用のため、学生支援（プロモーション機能及び学生対応機能）及び教員に対するシステム活用支援業務並びに図書館事務部の司書業務は外注により、実施している。

	大学	DKUL	紀伊国屋	計
専任	5	6	3	14
非常勤	2	3		5
合計	7	9	3	19

完成時における事務系職員の総数は、現在数の倍の38人（14頁参照）を予定している。

2) 効果的な意思決定を行える組織形態

【現況】

端的に言って、効果的な意思決定とは、教授会を中心として、大学の構成員の意思が自由に表現でき、決定事項は、教授会の意向として理事長に提示することができるようになっていることである。また、より慎重に対応すべき事項については、教授会の意向をまず学長が伝えるために、理事長と面談し、微にいり、細にいった報告ないし意見をかわすこととしている。これは、学長がこの方式を作成したのではなく、交渉ないし折衝の段階で先例的にできあがったものである。理事長の専決事項でない限り、現状では比較的意思疎通がうまくできている。事例としては、非常勤教員の給与決定時には、ほぼ一ヶ月を要して、理事長と学長が交渉し、結果的に満足できる状態になったことがある。

【分析結果とその根拠理由】

大学の管理運営をスムーズに運ぶためには、教員、事務局、法人本部の間の緊密な意思疎通が必要である。教員については教授会を中心として構成員の自由な意志の表現と、執行部（運営委員会）からのその都度必要な報告とによって有機的に機能している。また教授会と事務局との関係、教授会と法人本部と

の関係も、事務局側及び理事長も教授会に出席するので、教授会を中心に相互に意思疎通が行われている。特に重要な事項については、学長と理事長との直接の交渉にゆだねられることもあるが、その場合にも決定事項は教授会に報告され承認を得ることにしている。

3) 学生、教員、事務職員等のニーズの把握と管理運営への反映

【現況】

教員については、教授会が機能しているので問題はない。事務職員については、やや上位下達的な面がみられるが、開学当初大学事務経験者が少ない関係もあり、整備されるまでは仕方のない面もある。事務職員でも本学が別置している通信教育にかかる職員は、日常から精勤し、学生の個別相談にも親切に対応し、実によくやっている。本学の重要な側面である通信教育にかかる重要な機構が十分機能しているのは、支援センターの職員のおかげである。これについては、学生も感謝し、教員も感謝しているところである。

【分析結果とその根拠理由】

教員及び事務職員の様々な意見は、教授会及び運営委員会を中心に十分に把握するよう努めている。また日常的業務の諸点等は、事務局と教員の打合せ等において検討され、大学運営に反映されている。なお学生のニーズについては、上記の通信教育に係る学生支援センターの職員が常時対応しており、その情報は、教務委員会、学生委員会等に報告されて十分に審議されて、カリキュラム編成や年間日程等々大学運営に反映されている。

4) 監事について

【現況】

学校法人八洲学園には、上田 実、木村 哲男の2氏の監事が在職しているが、理事会には最低1名の監事が出席しており、理事の業務執行の状況を監査しているほか、例年5月に開催される法人の決算を行う理事会においては監査報告書により報告を行っているところである。理事会における監事の出席状況は、次のとおり。

平成16年 5月24日	理事会	木村 哲男
平成16年 9月22日	理事会	上田 実、 木村 哲男
平成16年11月30日	理事会	上田 実、 木村 哲男
平成17年 3月29日	理事会	上田 実

このほか、年度始めには、前年度の資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録の監査を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

監事の職務は、学校法人八洲学園寄附行為第7条第2項に定めるとおりであり、両監事は忠実に職務を執行した（理事会議事録、監査報告書参照 学校法人八洲学園ホームページ

<http://notes.yashima.ac.jp/rijikai.nsf/headline>）。

学校法人八洲学園寄附行為第7条第2項を抜粋すれば、次のとおり。

2 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の財産の状況を監査すること。
- 二 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 三 この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- 四 この法人の財産状況又は理事の業務執行状況について監査の結果、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した時、これを所轄庁又は理事会及び評議員会に報告すること。
- 五 前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
- 六 学校法人の財産の状況、又は理事の業務執行状況について理事に意見を述べること

5) 管理運営に関わる職員の資質向上のための取り組み

【現況】

大学職員の研修に関しては、他の機関にて行われる研修に参加することは認められている（交通費、参加費実費）。

参加実績としては、本法人が会員になっている私学経営研究会に、事務局次長が2回、職員が1回参加している。

【分析結果とその根拠理由】

大学職員の研修の必要性は充分承知しているが、開学初年度という事情から対象となる職員数も少なく組織的研修まで手が回らないというのが実状である。さしあたり、日常の業務を通じての研修と他機関での研修に参加させることとし、本学が主体になって行う組織的な研修は、職員の充実を待って検討したいと考えている。

6) 管理運営方針に基づく学内諸規定の整備と構成員の責務及び権限の明示

【現況】

教員の人事に関しては、学長選考規則、学部長選考規程、課程長設置要項、教員選考規程が定められている。

大学の管理運営に関しては、教授会規程、運営委員会規程、人事委員会規程、教務委員会規程、入学試験委員会規程、実習委員会規程、学生委員会規程、自己点検・評価委員会規程、ファカルティ・デベロップメント委員会規程、紀要委員会規程等が定められているほか、図書館規程、事務組織及び事務分掌を定める規程、起案等の基本に関する規程、文書処理規程、公印規程なども定められている。

【分析結果とその根拠理由】

本学は、開設後1年目ということもあって、管理運営に万全の体制かという点については、安全管理、個人情報保護の保護、セクハラ関係規程の整備など、これから行わなければならない事項が多い。

なお、本学の主な規程類については、巻末参照。

7) 大学のデータおよび情報の整備とその活用システム

【現況】

本学の学内LANは、大学教育用のシステムとしてeLY（e-Learning of Yashima。成績管理システムを含む。）、管理運営上のシステムとしてノート（Lotus Notes。e-mail、学内支出決裁及び学則等規則類の共有に使用。）及びサイボウズ（職員の予定表作成、出退勤等登録用）を導入している。

これらのシステムの利用は、現時点では次のようになっている。

区 分	教 員	事 務 職 員
eLY	全教員。 成績管理については、一部の教員。	事務職員 (八洲学園大学正規職員に限る。)
ノート	使用できず。	事務職員 (八洲学園大学正規職員に限る。)
サイボウズ	使用できず。	事務職員 (八洲学園大学正規職員に限る。)

【分析結果とその根拠理由】

本学は、開学1年目であり、各種データの蓄積量も少なく、紙ベースでの情報共有で事足りる状況にあるが、今後のことを考え、教員が使用できない状況にあるノート、サイボウズの導入については、これに代わる教員に相応しいシステムを開発すべく検討中である。

8) 自己点検・評価の実施体制の整備

【現況】

16年度は開学初年度のために、まず自己点検・評価委員会を立ち上げること、そしてその委員会のもとで、この1年間の教授会および各種委員会の活動の実績、学生支援センターとメディアセンターが蓄積した資料、学内懇談会の「システム安定化のためのワーキンググループ」が積み重ねてきた討議資

料等を基にして、総合的に反省・点検して、16年度の評価報告書の作成に着手した。自己点検・評価の体制はまだ緒についたばかりであるが、今後は、自己点検・評価の実施体制の整備と効果的な活用をめざして充実化をはかる。【資料：「自己点検評価書」】

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価のための基礎資料については、紙媒体文書よりもネット上に遙かに多くの資料が蓄積されている。これらの資料を体系的に整備する必要がある。

9) 自己点検・評価結果の公開

【現況】

16年度は最初の報告書ができあがることになるが、ホームページなどで公開する予定である。方法の詳細については現在検討中である。

【分析結果とその根拠理由】

16年度は初年度の評価書なので、主として、ホームページなどで公開する予定であるが、今後3年に一度は、ホームページだけでなく一冊にまとめた印刷物としても公開したく思っている。

10) 自己点検・評価結果の検証体制の整備

【現況】

開学2年目の来年度以降は、前述の顧問会議において毎年評価の検証を受け、そこでの意見をもとに大学の管理運営、教育・研究の充実を図っていくとともに、20年度以降には、学外認証機関による外部評価を受ける予定である。

【分析結果とその根拠理由】

今年度作成の自己点検・評価報告書は、17年度中に広く学内外に公開して意見をもとめるとともに、また顧問会議においても検証をお願いする。完成年度後の20年度以降には、大学評価学位授与機構などの学外認証機関において外部評価を求めることが、自己点検・評価委員会において決まっている。今年度は初年度なので体制の整備をしている段階である。

11) 評価結果のフィードバック体制の整備

【現況】

17年度以降整備しなければならない課題であり、教学、事務、センターが一体となって密接な連携のもとに体制を整備すべく検討中である。

【分析結果とその根拠理由】

運営委員会、自己点検・評価委員会を中心にして、評価結果をいかに教育・研究および運営に生かすか、そのシステムの整備を検討しているところである。

12. 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

1) 教育サービスの計画と具体的方針およびその周知

【現況】

本学が掲げるのは生涯学習学部である。実際に地域社会で生活している人に学ぶ場を提供し、体験してもらうことで、生涯にわたって学び続けることの意義を広めていくことができる。

そこで、本学学則第11章・第46条に、一般市民に対して公開講座が開催できることを規定していることをもとに、「韓国語講座(初級)」を開催し、地域の人々に学習の機会を供与した。

実施日；11月30日、12月7日、12月14日、12月21日、1月11日、1月18日、1月25日、

2月1日、2月22日、3月1日、3月8日、3月15日、3月22日、3月29日。(4回延長)

開催時間；いずれも午前10時～午前11時30分

場所；本学キャンパス 講師；^{おひそぎん}厳錫仁 本学助教授

【分析結果とその根拠理由】

参加者は熱心に受講した。この講座がきっかけで受講者同士も親しくなった。このことから、大学が地域の文化センターとして位置づくことができ、また、地域の人々が本講座を通して教養を高め、学ぶ楽しさを知ることができた。

資料1:「学則」(第46条)

資料2:韓国語講座(初級)の案内広告「誰でも好きになる韓国語講座(初級)」

2) 計画に基づいた活動の実施

【現況】

韓国語が確実に受講者に理解できるように文法の理解を基本に据えた講座にした。また、テレビドラマで日本に紹介されている韓国の音楽の紹介、さらには韓国の映画を上映しながら、韓国語が人々の生活の中で息づいているようすを紹介できるように努めた。

【分析結果とその根拠理由】

韓国語の発音が比較的早くできるようになったことや、初歩的な韓国語の会話ができるようになったこと、また、韓国語の音楽や映画を楽しめたことなどから、計画が受講者の理解段階を考慮したものであり、適切なものであったことがうかがえた。

3) 活動の参加者の確保と活動の成果

【現況】

事前に市販のテキストを購入して準備をすることや、全回数を受講できる人に受講者を限定することを、本講座の内容とともに、本学のホームページや地域への案内広告で広く周知した。

【分析結果とその根拠理由】

参加者は毎回十数名あり、韓国語の文法を中心に、韓国語の会話、さらには韓国の日常生活、そして韓国の文化についての授業が行われた。講師と受講者とのかかわりは非常によく、授業は和やかに行われた。また、最終回の3月29日には、講師を囲んでの昼食会も参加者の発案で行われた。このことから、本講座開講の成果があったといえる。

4) 改善のためのシステム

【現況】

本講座の開設や維持には、講師を担当している本学の厳助教授はもとより、本学の教務課、家庭教育課程の教員があたっている。広告、看板の設置、教室の整備、教材の準備等を共にしながら、逐次それぞれについて改善を行なった。

【分析結果とその根拠理由】

講座がよく運営され、受講者から、来年度も引き続いて開講して欲しいとの要望も強かった。これを受け、17年度は、本年度の受講者が更に発展的に学ぶ中級コース、そして、新しい受講者のための初級コースを開設することにした。

(1) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学はインターネットを活用して学ぶ通信制の大学で、遠隔地からでも本学の開講科目が学習できる体制がとられている。それに、新しく、地域の人たちにも学習ができる場を設けた。本大学は日本で初の生涯学習学部を提起している。社会に生きる人たちが生涯にわたって学ぶ意義を確立するための学ぶ場を提供していくのが使命である。本講座の開講により、地域の人たちが生涯を豊かに生きていくための支援ができることは、本大学の設立の趣旨からしても大きな意義のあることである。

【改善を要する点】

公開講座への参加者を、今まで以上に増やしたい。そうすることが、本学の果たす使命の一つである。本学が、地域の人たちの生涯学習の場としても地域の衆目を集め、期待される教育機関となれるように、参加者を増やしていく手立てを尽くしていきたい。

(2) 教育サービスに関する自己評価の概要

今回、開学して間もない時期ではあったが、秋学期、韓国語講座（初級）を、毎週火曜日に90分枠で、計14回実施した。受講生は毎回十数人あり、熱心に、しかも、和やかな雰囲気を受講していた。20代、30代の家庭の主婦が多かった。学校を卒業し、長らく教室で学ぶという体験から遠ざかっていた人たちが、クラスメートとなり、協力し合って熱心に学習している様子は、とてもいい光景であった。

公開講座を開催して地域に開かれた大学にするという視点は、生涯学習学部を掲げる本学にとっては重要な意味をもつ。地域社会の人に、生涯にわたって学ぶ意欲をもつことの素晴らしさを実際の体験をともなって明示し続けることができるからである。

今回の公開講座の成果を振り返る時、その基盤づくりに寄与できたといえる。

(3) 目的の達成状況の判断

目的の達成状況が良好である。

資料：韓国語講座（初級）の案内広告

参加費無料!
先着50名限定



八洲(やしま)学園大学は、社会人・主婦を対象にした通信制大学です。家庭教育・生涯学習を学べる、インターネットだけで卒業できる、新しい学びの場所です。地域の方に気軽にご参加いただける機会として公開講座を開催いたします。

八洲学園大学 公開講座

誰でも好きになる 韓国語講座(初級)

現在、日本を熱くしている韓国とはどんな国か。音楽、映画、ドラマ、さらに歴史・礼儀作法・人情を知り、食文化や住宅、色彩とファッション、教育、政治、経済など韓国社会をネイティブ講師による講座やハングル文字を通して広く紹介します。韓国語で挨拶や自己紹介ができ、韓国をさらに楽しむことができます。また、会話表現を中心に、基本的な文法や応用表現を学びますので出来るだけ続けて参加していただけたらと思います。韓国語で挨拶やちょっとした会話を話したいという方はぜひご参加ください。

●講師:

嚴 錫仁(オム ソギン)

八洲学園大学 助教授
成均館大学 研究教授
韓国高麗大学高麗大学哲学科卒、
同精神文化研究院修士、筑波大哲
・思研究科修士(文学)、
韓国放送通信大学講師、
日本思想史学会会員等を経て現職



しっかり学んで、
楽しく体験しよう!
韓国語と韓国文化

●日程:(全10回)

- 第1回 11月30日(火)
- 第2回 12月 7日(火)
- 第3回 12月14日(火)
- 第4回 12月21日(火)
- 第5回 1月11日(火)
- 第6回 1月18日(火)
- 第7回 1月25日(火)
- 第8回 2月 1日(火)
- 第9回 2月22日(火)
- 第10回 3月 1日(火)

※予定プログラムを終了しない場合はこの後も延長の可能性がございます。

●時間:

開始/午前10時
終了/午前11時30分

●教材:

李 昌圭 著 ナツメ社
「文法から学べる韓国語」

*教材は各自購入していただきます。
ご予約後、参加確定された方は
書店等でお求めの上ご参加ください。

●受講形態:

参加型実習

●内容:

韓国語の基礎と日常会話を身につけます。

●参加費:

無料
*ただしテキストは各自お求めいただきます。

●参加資格:

一切問いません。
*できるだけ全10回を通して参加いただける方に限ります。

●場所:

八洲学園大学 本学キャンパス内
・JR横浜駅徒歩10分
・横浜市営地下鉄 高島町駅徒歩1分
・みなとみらい線 新高島駅徒歩5分

**参加のご予約は
今すぐ!**

■参加のご予約・お問い合わせ先:

学校法人 八洲学園大学 アドミッション・オフィス
神奈川県横浜市西区桜木町7丁目42番地 〒220-0021
E-mail: u-info@yashima.ac.jp TEL:045-313-5454

学校法人

八洲学園大学 <http://www.yashima.ac.jp/daigaku/>

専任教員の教育研究活動状況

凡例

1. 開学初年度の平成16年度に本学に就任した専任教員は12名であり、この教員の教育研究活動を以下に掲載する。
2. 掲載順序は、生涯学習学部専任教員12名について、学長、学部長に次いで、家庭教育課程、人間開発教育課程の順で、課程長以下、教授、助教授、講師の五十音順とした。
3. 各教員の教育研究活動は、自己点検評価委員会において、「個別報告」として書式を統一して提出を求め、すべて本人から提出されたものを掲載したものである。
4. 「研究成果」については、原則として過去2年間（平成15年～16年）のものを記載してある。

課 程	家庭教育課程	職 名	学 長 教 授	氏 名	高 橋 進
1 . 教育活動					
1)今年度の担当授業科目 16年度は授業科目の担当はなし。					
2)授業の創意・工夫					
3)教科書の執筆 18年度担当の「家庭教育基本方針(家訓)の確立」(演習)の教科書の執筆を進めた。					
2 . 研究活動					
1)従事した研究内容 家庭教育学に関して、 家庭教育の本質、 家庭教育における倫理教育、 児童生徒の発達に ともなう家庭教育の重点等について研究。					
2)研究成果(著書・論文、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日) 論文「家庭教育における新旧世代間の共生 家庭教育の方法を求めて」、八洲学園大学紀要 (第1号)、17年3月 論文「『論語』にみる「孝」の倫理 日本人の精神基盤を築いたもの」、「倫理」608号、倫理研究 所、15年9月 論文「日本人と日本の家庭・家族 古代人のこころ(4)」、「すこーれ」第229号、スコーレ家庭 教育振興協会、12年4月					
3)学会活動 日本家庭教育学会会長 身体運動文化学会会長 比較思想学会理事					
3 . 学内活動					
1)委員会活動 2)その他 学長として学内の管理運営、教育・研究業務及び対外的業務のすべてにわたって職務を遂行する とともに、学園理事として大学と理事会との連携業務に携わった。					
4 . 社会活動					
1)日本教育科学研究所所長・常任理事 2)警察大学非常勤講師(「職業倫理」担当)					

課 程	家庭教育課程	職 名	教 授	氏 名	水 野 建 雄
1. 教育活動					
<p>1) 今年度の担当授業科目 「倫理学概論」(テキスト履修)2単位</p> <p>2) 授業の創意・工夫 学生の「質問」にできるだけ詳しく答えることと、学期ごとに課す2回の「課題」レポートにたいしても、できるだけ丁寧にわかりやすく添削するよう心掛けた。</p> <p>3) 教科書の執筆 16年度担当科目「倫理学概論」の教科書を15年中に執筆し、17年度担当科目『ものの見方・考え方演習3(西欧資料)』の教科書の原稿を、16年11月に執筆し終えた。</p>					
2. 研究活動					
<p>1) 従事した研究内容</p> <p>①日本語版『ディルタイ全集』(全12巻)のうちの第8巻「近代ドイツ精神史研究」の編集・校閲者として、本文翻訳及び注・索引を完了し、出版のための最終的な編集作業に携った。これは、『近代ドイツ精神史研究』(『ディルタイ全集』第8巻)として、法政大学出版局より近刊の予定である。</p> <p>②共同執筆著作「他者論」に関する研究に従事した。その成果は論文「身体と生命世界」として『他者性の時代—モダニズムの彼方へ』に所収され、世界思想社より近刊の予定である。</p> <p>③家庭教育に関する研究を進め、その一つを八洲学園大学研究紀要第1号への投稿論文として執筆するとともに、八洲学園大学共同研究「家庭教育学の構築」のためのWGにおいて「ヘーゲルの家族論」に関する報告を行った。</p> <p>④ヘーゲルの『法哲学』について、その生成と構造に関する文献的研究と家族論の観点から読解する研究を進めた。</p> <p>2) 研究成果(著書・論文、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日)</p> <p>①「倫理学概論」、角川学芸出版、16年4月1日</p> <p>②「家族の概念史」、八洲学園大学紀要(第1号)、17年3月31日</p> <p>3) 学会活動</p> <p>①「日本倫理学会」第27期評議員(15, 16年度)として評議員会および年2回の大会へ出席した。17年度からは28期評議員。</p> <p>②「日本ディルタイ協会」理事および全集編集委員会委員として、学会活動と編集活動とに従事した。</p> <p>③日本家庭教育学会常任理事として理事会に出席した。</p> <p>④筑波大学哲学・思想学会評議員として評議員会および大会に出席した。</p> <p>⑤ヘーゲル研究会(現「日本ヘーゲル学会」)論文審査委員として、『ヘーゲル研究』9号、10号掲載論文の審査にあたった。</p> <p>⑥日本哲学会会員として大会に参加した。</p>					

3. 学内活動

1) 委員会活動

学部長として、学長の指導のもとに教授会の運営およびその他学内諸委員会の運営に携った。

2) その他

八洲学園評議員としての職務に携った。

4. 社会活動

日本教育科学研究所評議員

課 程	家庭教育課程	職 名	教 授	氏 名	中 田 雅 敏
1. 教育活動					
<p>1) 今年度の担当授業科目 文学に表れた家庭・家族(演習)(日本) 文学に表れた家庭・家族(演習)(西欧)</p> <p>2) 授業の創意・工夫 演習の授業をインターネットによるスクーリング授業でいかに行うかについて創意工夫を凝らした。</p> <p>3) 教科書の執筆 『文学に表れた家庭・家族』(日本) 『文学に表れた家庭・家族』(西欧) 『伝統文化の継承・俳諧文学』</p>					
2. 研究活動					
<p>1) 従事した研究内容 八洲学園大学生涯学習学部家庭教育課程の教育課程について研究整備。</p> <p>2) 研究成果(著書・論文、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日) 著書 『幻の花』随筆集 角川書店 平成 17 年 3 月 15 日 論文名 「島崎藤村と東京論」平成 14 年 10 月 1 日 国文学解釈と鑑賞(第 67 巻、10 号) 石坂洋次郎著「青い山脈」論 国文学解釈と鑑賞別冊 平成 15 年 3 月 1 日 「石坂洋次郎、米国・欧州」論 国文学解釈と鑑賞別冊 平成 15 年 3 月 1 日 「石坂洋次郎と伊豆」論 国文学解釈と鑑賞別冊 平成 15 年 3 月 1 日 「佐藤春夫と芥川龍之介」論 国文学解釈と鑑賞(第 69 巻、2 号)平成 16 年 2 月 1 日 関口収著『芥川龍之介の小説を読む』書評 平成 16 年 8 月 1 日 国文学解釈と鑑賞(第 69 巻 8 号) 石川達三著「四十八歳の抵抗」論 国文学解釈と鑑賞(第 70 巻 4 号)平成 17 年 3 月 1 日 「芥川龍之介の俳句」神奈川県立文学館展示図録、平成 16 年 4 月 1 日 『芥川龍之介新辞典』翰林書房 平成 15 年 12 月 18 日 『太宰治大辞典』勉誠出版 平成 17 年 1 月 10 日 『姓氏家系大辞典』勉誠出版 平成 15 年 7 月 22 日</p> <p>3) 学会活動 石坂洋次郎学会副会長、第 2 回研究発表 さいたま文学館 平成 15 年 12 月 20 日 家庭教育学会『日・中・韓 家庭教育フォーラム』国際会議発表 韓国瑞山市 平成 16 年 9 月 14 日 「家庭における青少年と老人の共生」</p>					
3. 学内活動					
<p>1) 委員会活動 家庭教育課程 家庭教育課程長として、家庭教育課程の運営と充実に従事 教務委員会 教務委員会委員長として八洲学園大学の教育活動の運営に従事</p>					

1) その他

4. 社会活動

- 1) 埼玉県教育委員会、埼玉県歯科医師会による「歯の健康に関する標語」選考委員長
蓮田市都市計画審議会委員
神奈川県立文学館展示協力委員
三重県知事部局事業、主催三重県知事「秘蔵のくに伊賀の蔵びらき事業」
三重県上野市、伊賀町 上野市ふれあいぷらざ
講演演題「横光利一と俳句」平成 16 年 3 月 20 日

課 程	家庭教育課程	職 名	教 授	氏 名	福 田 博 子
1. 教育活動					
<p>1) 今年度の担当授業科目 保育園・幼稚園教育と家庭教育概論 乳幼児のしつけ（演習）</p> <p>2) 授業の創意・工夫 質問にはできるだけ早く解答したし、僻地で資料が入手困難な学生に資料を送付し喜ばれた。年度が代わって統計等の数字が変化したものは、新教材として追加した。後になって、貴重な質問が出たので、受講者全員に追加資料を送信した。 演習科目は、チャットを次回の授業で紹介したり、問題にしたりした。また掲示板に課題を出し、次回の授業の資料にした。大体毎回、パワーポイントで資料を作成した。</p> <p>3) 教科書の執筆 保育園・幼稚園教育と家庭教育概論 乳幼児のしつけ（演習）改訂版</p>					
2. 研究活動					
<p>1) 従事した研究内容 (1) 幼保一元化の問題 (2) 親学のすすめ</p> <p>2) 研究成果(著書・論文、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日) (1) 論文 ペスタロッチーの『クリストフとエルゼ』における教育論 本学紀要 第1号 平成17年3月31日発行</p> <p>3) 学会活動 家庭教育学会入会(2004年8月)、常任理事に就任。 家庭教育学会紀要投稿論文の査読をした。</p>					
3. 学内活動					
<p>1) 委員会活動 実習委員会の委員の協力を得て、実習委員会規程、学外実地研修・調査に関する規程、保育実習及び博物館実習に関する規程を作成・制定した。また、科目等履修生の実習科目履修に関する要項を作成した。 保育園・幼稚園の実習生受け入れの内諾を得た園（保育園3園・幼稚園4園）、内諾は得ていないが、園の住所録（保育園・幼稚園各30園）を入手した。 図書館運営委員会副委員長として、図書館モニターを務めた。 紀要委員会副委員長 FD委員会委員 人事委員会委員</p> <p>2) その他</p>					
4. 社会活動					

秋草学園短期大学客員教授

課 程	家庭教育課程	職 名	教授	氏 名	渡 邊 達 生
1 . 教育活動					
1)今年度の担当授業科目 小学校道徳教育と家庭教育 2)授業の創意・工夫 春学期・テキスト履修 ...毎週、学習の手引きになる情報を学生に送信した。 秋学期・スクーリング履修...板書を箇条書きにしたり絵や写真を取り入れたりした。 3)教科書の執筆 小学校道徳教育と家庭教育(16年度より開講テキスト) 初等教育と家庭教育(17年度より開講テキスト)					
2 . 研究活動					
1)従事した研究内容 ・家庭教育とかかわりをもつ小学校道徳教育の推進 各地の小学校で実際に授業をしたり、著書を発行したりしながら、道徳教育を広めた。 ・家族生き生きエッセーの全国募集とその結果の広報 各家庭の中で生まれる「いい話」を、「家族生き生きエッセー」として、全国に募集。 その優秀作品と分析結果を載せた小冊子を、全国の県立図書館と神奈川県・静岡県 の公立図書館196ヶ所に送付したり、web頁に掲載したりして、社会の人々の閲覧に供した。 2) 研究成果(著書・論文名、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日) ・著書 『子どもの豊かさに培う共生・共創の学び』(共著) 東洋館出版社 平成16年2月 10頁 『子どもの豊かさに培う共生・共創の学び 道徳』(共著東洋館出版社 平成16年6月 70頁 ・論文 『修身と道徳』(単著) 教育研究4月号 初等教育研究会 平成16年4月 4頁 『子どもの豊かさに培う道徳の授業』(単著) 筑波大学附属小学校研究紀要第60集 平成16年6月 10頁 3) 学会活動 日本家庭教育学会 常任理事 日本道徳基礎教育学会 副会長					
3 . 学内活動					
1)委員会活動 運営委員会 学生委員会 入試委員会 2)その他					
4 . 社会活動					
平成15, 1, 20 神奈川県松田町立寄小学校で、道徳教育研究会指導助言 平成15, 2, 17 静岡県榛原町立勝間田小学校で、道徳の師範授業と講演 平成15, 7, 22 青森県八戸市小学校道徳教育研究会で、道徳教育について講演 平成15, 8, 6 茨城県友部町道徳教育研修会で、講演					

平成15, 8, 25	石川県小松市道徳教育研修会で、道徳教育について講演
平成15, 11, 4	神奈川県松田町立寄小學校で、道徳教育研究会指導助言
平成15, 11, 27	茨城県友部町道徳教育研究会で、道徳の師範授業と講演
平成15, 11, 28	神奈川県松田町立寄小學校で、文部科学省指定道徳教育研究発表会講演
平成16, 1, 28	愛知県小牧市立村中學校で、道徳教育研究会指導助言
平成16, 2, 4	和歌山県小學校道徳教育研究大会で、道徳の師範授業と講演
平成16, 2, 12	神奈川県小田原市教育研究会道徳部会で、道徳教育について講演
平成16, 2, 13	埼玉県所沢市教育研究会道徳部会で、道徳の師範授業と講演
平成16, 2, 19	筑波大学附属小學校全国公開研究会で、道徳の授業公開と研究発表
平成16, 6, 17	筑波大学附属小學校全国公開研究会で、道徳教育研究発表
平成16, 6, 24	愛知県小牧市立村中學校で、道徳教育研究会指導
平成16, 7, 23	青森県八戸市小學校道徳教育研究会で、道徳の師範授業と講演
平成16, 7, 27	青森県三沢市道徳教育研究会で、道徳の師範授業と講演
平成16, 7, 29	静岡県熱海市道徳教育研究会で、道徳教育について講演
平成16, 8, 4	千葉県君津市道徳教育研究会で、道徳教育について講演
平成16, 8, 6	栃木県足利市道徳教育研究会で、道徳教育について講演
平成16, 8, 24	大分県道徳教育講座で、道徳教育について講演
平成16, 10, 13	富山県小矢部市立東部小學校で、道徳教育について講演
平成16, 10, 28	栃木県足利市立毛野小學校で、道徳の師範授業と講演
平成16, 11, 5	山形県鮭川村立大豊小學校で、道徳教育について講演
平成16, 12, 11	神奈川県秦野市立洪沢小學校で、道徳の師範授業と講演
平成16, 12, 12	神奈川県秦野市立洪沢小學校で、校内研究会指導助言
平成16, 11, 25	愛知県名古屋市立村中學校で、道徳教育研究会指導助言
平成16, 11, 27	鹿児島県道徳教育研究会で、道徳教育について講演
平成16, 12, 2	長野県丸子町立塩川小學校道徳教育研究発表会で指導助言
平成16, 12, 27	青森県青森市立浜田小學校で、道徳教育について講演
平成17, 1, 13	熊本県玉名市立築山小學校で、道徳の師範授業と講演
平成17, 1, 18	福島県会津若松市立一箕小學校で、道徳の師範授業と講演
平成17, 1, 20	愛知県名古屋市立村中學校で、道徳教育研究会指導助言
平成17, 1, 25	茨城県道徳教育研究会で、道徳教育について講演
平成17, 1, 28	愛知県名古屋市立篠岡小學校新入生保護者会で、講演
平成17, 2, 10	石川県金沢市立鞍月小學校で、道徳の師範授業と講演
平成17, 2, 18	筑波大学附属小學校初等教育研修会で、道徳教育について講演

課 程	家庭教育課程	職 名	助教授	氏 名	石 井 雅 之
1 . 教育活動 (平成16年度)					
<p>1)今年度の担当授業科目 「正義感の育成(演習)」(春学期・秋学期)</p> <p>2)授業の創意・工夫 受講者に授業の予習または復習となるような課題を与え、その課題についての学習報告を通常レポートとして毎週提出させ、講評をつけて返却するとともに、その内容を授業に反映させた。</p> <p>3)教科書の執筆 『正義感の育成(演習)』角川学芸出版、平成16年4月1日</p>					
2 . 研究活動					
<p>1)従事した研究内容(平成16年度) ・倫理的観点からする家庭教育の課題提起と基礎理論 ・アリストテレス倫理学における親愛・友愛と政治</p> <p>2)研究成果(平成15・16年度) 論文:「アリストテレスにおける政治と親愛」筑波大学哲学・思想学会編『筑波大学哲学・思想論叢』第23号、平成17年1月31日(単著) 口頭発表:「親密圏における信頼関係と非相互的責務の体験と認識 倫理的観点からする家庭教育の課題提起と基礎理論(研究の展望)」家庭教育学の構築ワーキンググループ第7回会合、平成16年7月24日 口頭発表:「アリストテレスにおける政治と親愛」第47回西洋古典研究会、於:日本大学、平成16年12月11日</p> <p>3)学会活動(平成16年度) 所属学会:日本家庭教育学会(幹事)、日本西洋古典学会(会員)、日本倫理学会(会員)、筑波大学哲学・思想学会(会員)、中世哲学会(会員)、日本哲学会(会員) 日本西洋古典学会第55回大会出席(於:立命館大学、平成16年6月5~6日) 日本家庭教育学会第19回大会出席・研究発表司会(於:貞静学園保育専門学校、平成16年8月28日) 日本倫理学会第55回大会出席(於:中央大学、平成16年10月9~10日) 筑波大学哲学・思想学会第26回大会出席(於:筑波大学、平成16年10月23日) 中世哲学会第53回大会出席(於:筑波大学、平成16年10月30~31日) 日本家庭教育学会編『家庭教育学研究』第10号応募論文査読(平成17年1月)</p>					
3 . 学内活動 (平成16年度)					

1)委員会活動

学生委員会副委員長、『学習のしおり』編集責任者

2)その他

共著(分担):『学習のしおり』教務委員会・学生委員会、平成16年12月(担当箇所:「V. レポートの書き方 表記法編」)

4. 社会活動(平成16年度)

平成16年4月～平成17年3月 東京国際大学人間社会学部非常勤講師(「社会と規範(a)」

「社会と規範(b)」 「哲学と思考(a)」 「哲学と思考(b)」担当)

平成17年1月～3月 横浜国立大学教育人間科学部非常勤講師(「比較思想概論」担当(集中講義))

課 程	家庭教育課程	職 名	教 授	氏 名	巖 錫 仁
1 . 教育活動					
<p>1)今年度の担当授業科目 東洋倫理思想概論</p> <p>2)授業の創意・工夫 担当した科目がテキスト授業だったので、学生達の勉強の計画に役立つものとして、また勉強の意欲を高めるために、課題提出の期間に合わせ勉強する分量を決めて、週一回のペースでテーマごとの学習のポイント・補充説明などを受講者に配信した。</p> <p>3)教科書の執筆</p>					
2 . 研究活動					
<p>1) 従事した研究内容 日本思想・文化及び東洋思想における家庭教育</p> <p>2) 研究成果(著書・論文名、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日) ー論文：「日本朱子学の一特徴」、『日本学研究』12号、檀国大学日本研究所、2003. 4、187～214頁。 ー翻訳書：『思想からみる日本文化史』（尾藤正英著、『日本文化の歴史』、岩波書店、2000年の韓国語訳）、芸文書院(ソウル)、2003. 11、248頁。 ー著書(共著)：『東アジア儒教文化の新しい指向』、青於藍メディア(ソウル)、2004. 2. 27、267～287頁。</p> <p>3) 学会活動 ー第19回日本家庭教育学会大会(貞静学園、2004. 8. 28)参加。 ー第3回国際家庭教育フォーラム(韓瑞大学、2004. 9. 14)参加。</p>					
3 . 学内活動					
<p>1) 委員会活動 学生委員会、キャリアアップ編集委員会、実習委員会</p> <p>2) その他 韓国語公開講座(2004. 11. 30～2005. 3. 29、毎週火曜日10時～11時30分)実施。 韓国語公開講座 初級(2005. 5. 18～7. 20 毎週10時30分～12時)実施。 韓国語公開講座 中級(2005. 5. 20～7. 22 毎週10時30分～12時)実施。</p>					
4 . 社会活動					

課 程	家庭教育課程	職 名	教 授	氏 名	平 良 直
1. 教育活動					
<p>1) 今年度の担当授業科目 日本民衆宗教概論(演習)(S)、日本人の宗教・信仰心概論(T)</p> <p>2) 授業の創意・工夫 スクーリング授業に於いて出来るだけ画像資料の用いることによって対象学習の把握がしやすいように努めた。テキスト履修においてはレポートや質問に対して可能な限り丁寧に応答するように努めるとともに、レポートのコメントにはレポート全体の総評を付し、学生が他の学生のレポートと比較できるように工夫した。</p> <p>3) 教科書の執筆 平成 17年度は新たな開講科目がないため教科書の追加執筆はない。</p>					
2. 研究活動					
<p>1) 従事した研究内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学内共同研究「家庭教育学の構築」。 2. 筑波大学山中弘教授の『「場所の聖性」の変容・再構築とツーリズムに関する総合的研究』の共同研究者として従事 <p>2) 研究成果（著書・論文、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日） 論文・著書等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 共著：山中弘・棚次正和編『宗教学入門』、ミネルヴァ書房、2005年3月10日、第1章、第5章分担執筆。 <p>学会発表</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ”The Quest for a New Origin of Okinawa in Contact Situation”、第19回国際宗教学宗教史会議世界大会、於東京、2005年3月25日。 <p>その他</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. “Okinawan Religion” in <i>Encyclopedia of Religion</i> (second edition), Macmillan, 2004. <p>3) 学会活動 日本家庭教育学会幹事、「宗教」と社会学会「グローバル化する世界と宗教」プロジェクト幹事、日本宗教学会</p>					
3. 学内活動					
<p>1) 委員会活動 紀要委員会、入試委員会、FD委員会、教務委員、広報委員</p>					

2) その他

4. 社会活動

平成16年9月、神奈川県川崎市高津区の地域健康セミナーにて「いきいき健康セミナー」にて「宗教と健康」と題して講義。

課 程	人間開発教育課程	職 名	教 授	氏 名	山 本 恒 夫
1. 教育活動					
1) 今年度の担当授業科目 「社会教育計画1(総論)」 2) 授業の創意・工夫 この科目はテキスト履修なので、会話や自己評価を取り入れたテキストを作成した。またこれは社会教育主事基礎資格の必修科目なので、レベルを保つため、基本的な事項の理解を図るように努めた。 3) 教科書の執筆 『社会教育計画1(総論)』角川学芸出版、平成16年4月					
2. 研究活動					
1) 従事した研究の内容 生涯学習関連施策、IT活用生涯学習支援等。 2) 研究成果(著書・論文名、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日) 【著書】 『生涯学習[答申]ハンドブック』(共編著)文憲堂、平成16年4月 『生涯学習[eソサエティ]ハンドブック』(共編著)文憲堂、平成16年5月 『生涯学習[自己点検・評価]ハンドブック』(共編著)文憲堂、平成16年7月 【論文】 「生涯学習振興施策の立案と推進」『生涯学習概論ハンドブック』国立教育政策研究所、平成17年3月 「事象としての遠隔教育の研究」、『社会人を対象とする遠隔教育の安定的展開に関する研究』報告書』八洲学園大学生涯学習学部人間開発教育課程、平成17年3月 「生涯学習支援としての仕事移動診断の構想 - 事象理論からのアプローチ - 」八洲学園大学紀要創刊号、平成17年3月 3) 学会活動 日本生涯教育学会常任顧問(元会長)					
3. 学内活動					
1) 委員会活動 入試委員会委員長、運営委員会委員、人事委員会委員、FD委員会委員 2) その他 特になし					
4. 社会活動					
<ul style="list-style-type: none"> ・金融担当大臣「金融経済教育懇談会」委員 ・文部科学省中央教育審議会委員(第2期) ・生涯学習分科会会長 ・スポーツ・青少年分科会委員 ・教育制度分科会委員 ・教育制度分科会大学入学資格検定部会副部長 ・教育制度分科会地方教育行政部会委員 ・文部科学省中央教育審議会義務教育特別部会臨時委員 ・文部科学省独立行政法人評価委員会委員 ・社会教育分科会長 ・社会教育分科会独立行政法人国立科学博物館部会長 ・国立教育政策研究所評議員 					

- ・環境省/文部科学省・環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する基本方針の作成に向けた懇談会委員(平成16年9月まで)
- ・文部科学省・今後の専修学校教育に関する調査研究協力者会議座長
- ・文部科学省・学校施設整備指針策定の関する調査研究協力者会議委員
- ・国立教育政策研究所社会教育実践研究センター・インターネットを活用した社会教育研修プログラムの研究開発委員会委員長
- ・国立教育政策研究所社会教育実践研究センター・「社会教育主事のための社会教育計画」作成委員会委員長
- ・財団法人日本視聴覚教育協会・文部科学省委託「生涯を通じた職業能力向上のためのeラーニングシステムに関する調査研究」委員会主査
- ・財団法人日本視聴覚教育協会・メディアを活用した生涯学習活動の促進に関する調査研究委員会副主査
- ・栃木県ふれあい学習推進委員会委員長
- ・財団法人日本視聴覚教育協会・高等教育情報化推進協議会委員
- ・文部科学省委託エル・ネット高度化推進事業連携協力検討委員会委員長
- ・財団法人日本視聴覚教育協会「インターネット活用教育実践コンクール」審査委員会副委員長
- ・財団法人日本視聴覚教育協会IT活用型生涯学習事業のプランニング支援事業企画委員会主査
- ・井内慶次郎主宰「文化懇談会」会員
- ・財団法人文教協会理事
- ・財団法人全日本社会教育連合会理事
- ・財団法人学校教育研究所理事
- ・財団法人日本視聴覚教育協会理事
- ・財団法人理想教育財団評議員
- ・財団法人生涯学習開発財団評議員

課 程	人間開発教育課程	職 名	教 授	氏 名	浅 井 経 子
1. 教育活動					
1) 今年度の担当授業科目：「生涯学習論 1（生涯における学習設計）」 2) 授業の創意・工夫：会話を取り入れたテキストを作成した。課題のコメントでは、学生を励ますと共に、大学のレベル維持のため基本事項の概念の理解を促すよう努めた。 教科書の執筆：『生涯学習論1 - 生涯における学習設計 - 』角川学芸出版、平成 16 年4月					
2. 研究活動					
1) 従事した研究の内容 ITを活用した生涯学習支援、成人の学習と社会の変化、生涯学習支援者の技術開発等。 2) 研究成果(著書・論文名、発表機関、雑誌の場合は巻・号、発表年月日) 【著書】 『生涯学習[答申]ハンドブック』(共編著)文憲堂、平成 16 年4月 『生涯学習[eソサエティ]ハンドブック』(共編著)文憲堂、平成 16 年5月 『生涯学習[自己点検・評価]ハンドブック』(共編著)文憲堂、平成 16 年7月 【論文】 『学社融合の取り組みをどうすすめたらいいか』『信濃教育』1415 号、平成 16 年 10 月 『生涯学習支援者に求められる技術の開発』日本生涯教育学会年報 25 号、平成 16 年 11 月 『学習成果の評価と活用』『生涯学習概論ハンドブック』国立教育政策研究所、平成 17 年3月 『学習情報提供・学習相談の意義と内容・方法』『社会教育主事のための社会教育計画』国立教育政策研究所、平成 17 年3月 『IT活用による学習機会提供のパターンと課題』『情報化社会における学習資源提供の在り方に関する調査研究報告書』(財)日本視聴覚教育協会、平成 17 年3月 『青少年教育施設におけるITを活用した学習プログラムの在り方に関する調査研究報告書』(共著)独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、平成 17 年3月 『八洲学園大学におけるeラーニング・システムの現状と課題』『メディア教育研究』第1巻2号、平成 17 年3月 『成人の学習と社会の変化』八洲学園大学紀要創刊号、平成 17 年3月 『アンドラゴジー(成人教育学)からみた効果的な遠隔教育の在り方 - これまでの調査研究等の成果から』『社会人を対象とする遠隔教育の安定的な展開に関する研究報告書』八洲学園大学生涯学習学部人間開発教育課程、平成 17 年3月 【学会発表】 『生涯学習支援者に求められる技術・機能』日本生涯教育学会第 25 回大会シンポジウム(平成 16 年 11 月 27 日、於：独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター)					
3) 学会活動 平成 16 年 11 月 28 日より 日本生涯教育学会常任理事、副会長					
3. 学内活動					
1) 委員会活動：入試委員会副委員長、人事委員会委員、キャリアアップ委員会委員 2) その他：特になし					
4. 社会活動					
文部科学省 中央教育審議会生涯学習分科会臨時委員 文部科学省生涯学習政策局 教育映画等の審査に係る協力者会議委員 文部科学省 政策評価に関する有識者会議委員 経済産業省 草の根eラーニング研究会委員 国立教育政策研究所 インターネットを活用した社会教育研修プログラムの研究開発委員会委員					

国立教育政策研究所 「社会教育主事のための社会教育計画」作成委員会委員
独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター 評価委員
独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター 青少年教育施設におけるITを活用した学習プログラムの在り方に関する調査研究協力者会議委員(主査)
独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター 子ども放送局番組委員会委員
高等教育情報化推進協議会 文部科学省委託 エル・ネット高度化推進事業連携協力検討委員会委員
(財)日本視聴覚教育協会 文部科学省委託 生涯を通じた職業能力向上のためのeラーニングシステムに関する調査研究委員会委員
(財)日本視聴覚教育協会 文部科学省委託 IT活用型生涯学習事業のプランニング支援事業に係る委員
(財)日本視聴覚教育協会 文部科学省委託 メディアを活用した生涯学習活動の促進に関する調査研究委員会委員
全国視聴覚教育連盟 文部科学省委託 子どものメディアフォーラム運営協議会委員
(財)松下教育研究財団 松下教育助成「実践研究助成」審査委員
(社)日本建築学会 文部科学省委託 公立学校における既存学校施設の有効活用に関する調査研究委員会委員
(財)社会通信教育協会 生涯学習インストラクター制度審査委員会委員
(財)文教協会評議員
(財)理想教育財団評議員
井内慶次郎主宰「文化懇談会」会員
兵庫県 生涯学習審議会委員
神奈川県教育委員会 かながわ生涯学習ネットワーク推進協議会委員(小委員会委員長)
栃木県教育委員会 とちぎ地域・家庭教育活性化協議会委員(副委員長)
板橋区 板橋区出資法人情報公開及び個人情報保護審査会委員

課 程	人間開発教育課程	職 名	専 任 講 師	氏 名	秋 吉 正 博
1. 教育活動					
1) 今年度の担当授業科目 ・「博物館学(概論・経営論・情報論)」(テキスト・スクーリング併用履修)4単位 春・秋学期 ・「伝統文化の継承3(演習)(祭事・行事)」(スクーリング履修)2単位 春・秋学期 2) 授業の創意・工夫 ・テキスト履修の課題レポート及び論文における質問機能を利用した事前・事後の指導と助言 ・スクーリング履修の授業における図版の効果的利用と授業終了後の補足解説等 3) 教科書の執筆 ・『博物館学(概論・経営論・情報論)』、八洲学園大学、2004年4月 ・『伝統文化の継承3(演習)(祭事・行事)』、八洲学園大学、2004年4月					
2. 研究活動					
1) 従事した研究の内容 (1) 個人研究 ・平成15年度は博士論文「日本古代養鷹の研究」の刊行の準備を進め、年度内に出版した。 ・平成16年度は博士論文「日本古代養鷹の研究」において詳しい検討を保留した『新修鷹経』の研究を開始した。まず、『新修鷹経』の構成とその内容の特徴の一端を明らかにして、平安時代初期における『新修鷹経』編纂の背景を究明した。来年度の平成17年度以降は、従来の研究と自分の研究を踏まえて『新修鷹経』に関する検討を進める予定である。 (2) 共同研究 ・「家庭教育学の構築」ワーキンググループ(家庭教育課程共同研究)において、従来の古代家族史研究をまとめ、家庭教育学の構想を築くための問題点を明らかにした。 ・「社会人を対象とする遠隔教育の安定的展開に関する研究」(人間開発教育課程共同研究)において、インターネットを利用した遠隔教育におけるデータベースの諸問題について検討した。					
2) 研究成果 (1) 著書 ・『日本古代養鷹の研究』、思文閣出版、2004年2月 (2) 論文 ・「高僧の桓武天皇皇子転生 『日本霊異記』下巻第三十九縁の転生説話」、根本誠二、サムエルC・モース編『奈良仏教と在地社会』、岩田書院、2004年11月 ・「『新修鷹経』の構成 「鷹賦」との関係」、『八洲学園大学紀要』創刊号、八洲学園大学生涯学習学部、2005年3月 ・「遠隔教育とデータベース」、『平成16年度八洲学園大学共同研究報告「社会人を対象とする遠隔教育の安定的展開に関する研究」報告書』、八洲学園大学生涯学習学部人間開発教育課程、2005年3月 (3) 口頭発表等 ・「遠隔教育とデータベース 問題の所在」、「社会人を対象とする遠隔教育の安定的展開に関する研究」(人間開発教育課程共同研究)第1回公開研究会、於八洲学園大学、2004年7月7日 ・「古代家族史研究からみた家庭教育学」、「家庭教育学の構築」ワーキンググループ(家庭教育課程共同研究)第8回会合、於倫理研究所、2004年11月6日					
3) 学会活動 ・歴史人類学会 会員 ・社会文化史学会 会員 ・延喜式研究会 会員 ・続日本紀研究会 会員 ・説話文学会 会員					

<ul style="list-style-type: none"> ・日本家庭教育学会 会員、幹事(2003年～) ・アート・ドキュメンテーション学会 会員
<p>3．学内活動</p>
<p>1)委員会活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習委員会 副委員長 ・紀要委員会 委員 ・キャリアアップ編集委員会 委員 <p>2)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社会人を対象とする遠隔教育の安定的展開に関する研究」(人間開発教育課程共同研究) 主査 ・教育システム安定化検討ワーキンググループ 幹事 ・メディア実務担当者連絡会 メンバー
<p>4．社会活動</p>
<p>井内慶次郎主宰「文化懇談会」会員</p>

個 別 報 告

八洲学園大学生涯学習学部

課 程	人間開発教育課程	職 名	専 任 講 師	氏 名	石 田 尊
1. 教育活動					
1) 今年度の担当授業科目 日本語学概論(テキスト履修)					
2) 授業の創意・工夫 掲示板機能を利用した受講生との情報交換 HTML 文書による教科書解説教材(各セクションごと)の提供 課題レポート添削内容の充実 など					
3) 教科書の執筆 「日本語学概論」(平成 15 年度執筆、平成 16 年度より開講)					
2. 研究活動					
1) 従事した研究の内容					
A. 個人研究					
平成 15 年 3 月に筑波大学より学位を得た、日本語受動文の構造に関する研究のさらなる精密化と受動文以外の現象への議論の展開を目標に研究を進めた。学位論文執筆時期以降の理論言語学の動向を視野に入れつつ、報告者自身の現象観察や記述の進展を材料として、受動文における動詞外項の問題と、受動文における格の問題とについて、学位論文の段階よりも確実な記述を達成し、紀要論文・研究会等においてその成果を発表することができた。					
特に、格の問題の追究からは、受動文における格の吸収と認可の問題を分析するための新しい視点を得ただけでなく、受動文以外の構文にも適用可能な、強い一般化を得られた可能性がある。この検証が、今後の研究の中心的なテーマとなる。					
B. 共同研究					
「社会人を対象とする遠隔教育の安定的展開に関する研究」というメイン・テーマのもと、特に遠隔教育や e-learning における添削指導をめぐる諸問題を考察の対象とした。共同研究初年度の今年度は、問題の所在を明らかにし、次年度以降考察すべき点を確認した。					
2) 研究成果					
A. 論文等					
・「受動文における動詞外項の降格について 日本語の受動化の多様性」『現代日本語文法における現象と理論のインタラクション』pp.21-39. 現代日本語文法研究会. 2004 年 2 月.					
・「遠隔教育における効果的な添削システムの開発に向けて」八洲学園大学生涯学習学部人間開発教育課程共同研究平成 16 年度報告書 pp.8-15. 2005 年 3 月.					
・「潜在的受影者が想定される受動文について 顕在的受影者分析の可能性」『八洲学園大学紀要』創刊号, pp.64-75. 2005 年 3 月.					
B. 口頭発表					
・「潜在的受影者の受動文」について 顕在的受影者分析の可能性」筑波大学国語国文学会第 27 回大会研究発表. 平成 15 年 9 月 27 日, 於筑波大学.					
・「外項降格のシステム 受動化の動機との関係」第 1 回現代日本語文法研究会研究発表, 平成 15 年 10 月 5 日, 於筑波大学.					
・「実践報告: 医療技術系大学の学生に対する文章指導」日本国語教育学会大学部会研究会発表. 平成 16 年 7 月 3 日, 於筑波大学大塚キャンパス.					
・「遠隔教育における効果的な添削システムの開発 現状とその問題点」人間開発教育課程共同研究発表. 平成 16 年 7 月 7 日, 於八洲学園大学.					
・「格の認可と吸収について 日本語受動文における対格と与格の分布の分析」第 2 回現代日本語文法研究会研究発表. 平成 16 年 12 月 12 日, 於筑波大学.					
3) 学会活動					
日本語文法学会 会員					
日本語学会 会員					

<p>日本語学会 会員 関東日本語談話会 運営委員</p>
<p>3. 学内活動</p>
<p>1) 委員会活動</p> <p>入試委員会 委員 紀要委員会 委員 FD委員会 委員</p> <p>2) その他</p> <p>平成 16 年度人間開発教育課程共同研究「社会人を対象とする遠隔教育の安定的展開に関する研究」副主査 教育システム安定化検討ワーキング・グループ 幹事 メディア実務担当者連絡会 代表</p>
<p>4. 社会活動</p>
<p>平成 15 年度</p> <p>鶴見大学短期大学部国文科 非常勤講師 (日本語概説・日本語文法) 鶴見大学文学部日本文学科 非常勤講師 (国語学演習Ⅱ) 健康科学大学健康科学部 非常勤講師 (文章表現演習)</p> <p>平成 16 年度</p> <p>鶴見大学短期大学部国文科 非常勤講師 (日本語概説・日本語文法) 井内慶次郎主宰「文化懇談会」会員</p>

. 大学の諸規則等

凡例

1. 本文で参照を指示してある諸規則及び16年度教授会議事録を以下に掲載する。
2. なお、本文に参照を指示してある規則及び教授会議事録以外の大学の基礎資料は、本文中に「資料篇」と記し、大学事務局に保管されている。

諸規則及び教授会議事録 目次

(規程)

八洲学園大学学則	94
八洲学園大学教授会規程	102
八洲学園大学人事委員会規程	103
八洲学園大学教員選考規程	104
大学教員の採用および昇任に係る選考手順	105
八洲学園大学教務委員会規程	109
八洲学園大学履修規程	110
八洲学園大学学生委員会規程	127
八洲学園大学学生規程	129
八洲学園大学における学生の課外活動に関する要項	143
八洲学園大学ファカルティ・デベロップメント委員会規程	144
八洲学園大学自己点検・評価委員会規程	145
八洲学園大学自己点検・評価に関する要項	146
八洲学園大学附属図書館利用規程	147
八洲学園大学の事務組織及び事務分掌を定める規程	149

(16年度教授会議事録)

臨時教授会議事録	151
第1回教授会議事録	152
第2回教授会議事録	153
第3回教授会議事録	155
第4回教授会議事録	157
第5回教授会議事録	159
第6回教授会議事録	161
第7回教授会議事録	163
第8回教授会議事録	165
第9回教授会議事録	167
第10回教授会議事録	169
第11回教授会議事録	171
第12回教授会議事録	174

八洲学園大学学則

第1章 総則

(本学の目的)

第1条 八洲学園大学(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法に則り、主として通信の方法により有用な人材の開発を企図し、もって社会に貢献するとともに、併せて生涯学習の要望に積極的に応えることを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、前条の目的を達成するため、教育研究の活動状況について自ら点検及び評価を行い、教育研究水準の維持向上を図る。

2 前項の自己点検及び評価に関する事項は、別に定める。

(学部・課程)

第3条 本学に生涯学習学部を置く。

2 生涯学習学部には家庭教育課程、人間開発教育課程を置く。

(入学定員、収容定員)

第4条

本学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

課程名	入学定員	3年次編入定員	収容定員
家庭教育課程	600	300	3000
人間開発教育課程	600	300	3000
計	1200	600	6000

(附属図書館)

第5条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関する規程は別に定める。

(事務局)

第6条 本学に事務局を置く。

2 事務局に関する規程は別に定める。

(教職員)

第7条 本学に学長、教授、助教授、講師、助手、添削指導員、事務職員、技術職員及びその他の必要な職員を置く。

(教授会)

第8条 本学に、本学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会に関する規程は別に定める。

(学年及び学期)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 前項の学年を次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月30日まで

秋学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日(3月に限る。)

二 土曜日(3月に限る。)

- 三 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日（3月に限る。）
- 四 年末年始 12月30日から翌年の1月5日まで
- 2 必要がある場合学長は、前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第2章 学生等の種類

（学生等の種類）

第11条 本学が開設する授業科目の単位を修得することができる者は、正科生、科目等履修生、特修生及び特別聴講学生とする。

- 2 正科生とは、本学を卒業することを目的として入学する者をいう。
- 3 科目等履修生とは、大学入学資格を有するものの正科生にはならないで、授業科目を履修する者をいう。
- 4 特修生とは大学入学資格はないが、本学の正科生としての入学資格を取得することを目的とし、又は取得することを目的にしないで、授業科目を履修する者をいう。
- 5 特別聴講学生とは、他の大学又は短期大学の学生で、本学の授業科目を履修することを希望し、かつ、当該大学又は短期大学との協議に基づき、本学が受け入れる者をいう。
- 6 前項に規定する特別聴講学生の受け入れ手続き及び学費の取扱い等については、別に定める。

第3章 修業年限及び在学年限等

（修業年限及び最長在学年限等）

第12条 正科生の修業年限は4年とする。

- 2 正科生は、12年を超えて在学することはできない。ただし、編入学、転入学及び再入学した正科生並びに本学の科目等履修生であった者が正科生として入学した場合は、その者の在学すべき年数の3倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第13条 科目等履修生の修業期間は、授業の開講時期及び受講単位数により1学期間又は1年間とし、修業期間を1学期間とされた者は1.5年を、1年とされた者は3年を超えて在学することはできない。

第14条 特修生の修業期間は、授業の開講時期及び受講単位数により1学期間又は1年間とし、修業期間を1学期間とされた者は1.5年を、1年とされた者は3年を超えて在学することはできない。

第4章 入学

（入学の時期）

第15条 入学の時期は、学期の始めとする。

（入学資格）

第16条 正科生又は科目等履修生として本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 文部科学大臣の指定した者
- 六 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- 七 その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第17条 特修生として本学に入学できる者は、大学入学資格のない者で、本学が開設する授業科目を履修し得る能力があると認められる者とする。

(入学の出願)

第18条 入学志願者は、次の各号の書類を指定の期日までに本学に提出しなければならない。

- 一 入学願書
- 二 出身学校長記載の調査書（卒業証明書及び成績証明書をもってこれに代えることができる。）又は、検定合格証書等大学入学資格を証する証明書

(入学者の選考)

第19条 入学志願者の可否の判定は、前条の書類により、教授会において行う。

(入学手続き)

第20条 前条により合格とされた者は、正・副保証人連署の誓約書に所定の入学金を添え、所定の期日までに本学に提出しなければならない。

- 2 前項の正保証人は保護者、副保証人は独立の生計を営む者若しくは本学が適当と認めた者に限るものとする。
- 3 正、副保証人は、保証する学生について、在学中の一切の事柄について連帯して責任を負わなければならない。

(入学許可)

第21条 学長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

- 2 入学を許可された正科生には学生証を、科目等履修生及び特修生には登録証を交付する。
- 3 前項の学生証又は登録証は常時携帯し、本学が求めたときは、直ちに提示しなければならない。

(再入学、編入学、転入学)

第22条 次の各号の一に該当する者で、正科生として本学への入学を志願する者があるときは、書類選考の上、別に定めるところにより、相当年次に入学を許可することができる。

- 一 本学を卒業し、退学し、又は除籍された者
 - 二 他の大学（外国の大学を含む。）を卒業し、退学し、又は除籍された者
 - 三 短期大学（外国の短期大学を含む。）、高等専門学校（外国の高等専門学校を含む。）、旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者
 - 四 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であること及び当該課程の修了に必要な総授業数が1700時間以上であること。）を修了した者
 - 五 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第92条の3に定める従前の規定による高等学校、専門学校、教員養成諸学校の課程を修了し、又は卒業した者
- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、別に定めるところによる。
 - 3 再入学者、編入学者及び転入学者の入学手続き等に関しては、第18条から第21条の例による。ただし、第18条第2号に定める書類は、卒業証明書又は在籍証明書及び成績証明書と読み替えるものとする。

第23条 新たに正科生として本学の第1年次に入学した学生が、他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）において既に修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、教育上有益と認められる場合は、別に定めるところにより卒業の要件となる単位として認定することができる。ただし、修業年限は短縮しない。

- 2 正科生として本学の第1年次に入学した学生が、本学の科目等履修生として既に修得した単位については、卒業の要件となる単位として認定することができる。

5章 教育課程

(授業科目)

第24条 本学の授業科目は、共通基礎教育科目、基幹科目、共通専門教育科目、専門科目及び資格科目に区分する。

- 2 開設する授業科目の名称及び単位数は、本学履修規程の定めるところによる。

(履修届)

第25条 学生は、その学期に開設される授業科目の中から必要な授業科目を選択し、所定の期日までに事務局教務課に履修届を提出しなければならない。

(単位の計算方法)

第26条 各授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

- 一 通信による授業（録画による授業を含む。以下、「テキスト授業」という。）については、45時間の学習を必要とするテキストの学習をもって1単位とする。
- 二 面接授業（メディアを利用して行う授業を含む。以下、「スクーリング授業」という。）については、1時間のスクーリング授業に対し2時間の準備のための学習を必要とするものとし、15時間の面接授業を1単位とする。
- 三 学外実地研修は、30時間の実習をもって1単位とする。

(授業及び履修の方法)

第27条 授業は、テキスト授業、スクーリング授業のいずれか、又はこれらの併用により行う。

- 2 テキスト授業は、所定のテキストを学習し、課せられた課題に対し添削指導を受けるか又は課せられた論文の指導を受けながら当該論文を完成させるものとする。
- 3 スクーリング授業は、本学が指定する会場において、所定の授業を受けるものとする。
- 4 学外実地研修は、本学が許可又は指定する施設において行うものとする。

(テキスト授業における質疑)

第28条 テキスト授業における質疑は、所定の質問票により行わなければならない。

(単位の授与)

第29条 単位の授与は、授業の方法別に次により実施する。

- 一 テキスト授業によるものについては、添削指導を受け合格した者に科目修得試験の受験資格を与え、当該試験の合格者に単位を授与するものとし、論文によるものについては、論文が完成し合格したときに単位を授与する。
 - 二 スクーリング授業によるものについては、出席が良好な者に最終試験の受験資格を与え、当該試験の合格者に単位を授与する。
 - 三 卒業論文（卒業研究演習を含む。以下同じ。）については、指導教員の指導を受け、審査に合格した者に単位を授与する。
 - 四 学外実地研修については、研修先の評価及び学生等が提出する実地研修報告書を審査し、合格したものに単位を授与する。
- 2 前項の科目修得試験は、本学が指定する会場で行い、科目修得試験の日時・会場は、その都度公表する。
 - 3 第1項の科目修得試験、卒業論文審査及び学外実地研修審査を受けるためには、当期の授業料が納入済みであることを要する。

(成績評価)

第30条 科目修得試験、最終試験、学外実地研修及び卒業論文の成績は、優、良、可、不可の4種の標語で表わし、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。

2 前項の標語の基準は、次のとおりとする。

優	100点～80点
良	79点～70点
可	69点～60点
不可	59点 以下

(再試験・追試験)

第31条 学長は、必要により、再試験及び追試験を行うことがある。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第32条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、正科生に当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位については、教授会の議に基づき、卒業の要件となる単位として認定することができる。
- 3 第1項に必要な諸手続き等に関しては、別に定める。

(入学前等の既修得単位の認定の限度)

第33条 第23条及び前条第2項及び第36条第3項により卒業の要件となる単位として認定する単位数は、編入学及び転入学の場合を除き、合わせて60単位を超えないものとする。

第6章 休学、留学及び退学等

(休学)

第34条 正科生、科目等履修生及び特修生は、学期を単位として、保証人連署の届出により、休学することができる。

- 2 休学期間は、正科生の場合通算して8学期間、科目等履修生及び特修生の場合通算して2学期間を超えることができない。
- 3 休学期間は、正科生の修業年限及び在学年限並びに科目等履修生及び特修生の修業期間に算入しない。

(復学)

第35条 休学期間中は、届出により、学期の始めに限り、復学することができる。

(留学)

第36条 外国の大学又は短期大学で学習することを志願する正科生は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、修業年限に算入することができる。
- 3 第1項により修得した単位は、教授会の議に基づき、卒業の要件になる単位として認定することができる。

(退学)

第37条 退学しようとする者は、保証人連署の上、届出なければならない。

(除籍)

第38条 次の各号の一に該当する者は、学長が教授会の議を経て除籍する。

- 一 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 二 第12条第2項、第13条又は第14条の在学年限を超えた者
- 三 第34条第2項の休学期間を超えて、なお復学できない者
- 四 履修登録を怠り、督促してもなお行わない者

第7章 卒業

(卒業)

第39条 正科生として本学に4年(第22条第1項の規定により入学した者については、同条第2項により定められた在学すべき年数)以上在学し、別に定めるところにより124単位以上の単位を修得した者は、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 学長は、卒業を認定した者に対して、学位記を授与する。
- 3 学位記の様式は、別紙のとおりとする。

(単位修得証明等)

第40条 学生等が、本学の授業科目を履修したときは、当該学生等の願い出により、単位修得証明書又は修了証明書を交付する。

(資格)

第41条 本学において取得できる資格は、次のとおりとする。

- 一 家庭教育アドバイザー
- 二 社会教育主事
- 三 司書
- 四 司書教諭
- 五 学芸員
- 六 地域スポーツインストラクター基礎資格

2 前項の資格取得に必要な事項は、別に定める。

第8章 賞罰

(表彰)

第42条 学生として特に表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

(懲戒)

第43条 本学の学則若しくは規程等に反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する場合に行うことがある。
 - 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - 三 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第9章 入学金、授業料その他の費用等

(入学金、授業料その他の費用)

第44条 入学金、授業料、その他の費用の額は、別表第1のとおりとする。

2 入学金、授業料、その他の費用は、所定の期日までに納めなければならない。ただし、経済的理由により納付が困難な場合には、願い出により、学長が延納を許可することがある。

3 入学金、授業料、その他の費用は、事由の如何に関わらず返却しない。ただし、授業料及びその他の費用については、履修登録受付開始前に入学を辞退した場合に限り、本人の請求により返却する。

(証明等手数料)

第45条 各種の証明等手数料については、別に定める。

第11章 公開講座

(公開講座)

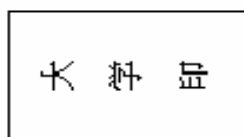
第46条 一般市民の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

附 則

- 1 この学則は、大学設置認可の日（平成 年 月 日）から施行する。
- 2 平成16年度から平成18年度までの正科生の収容定員は、第4条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

課程名	平成16年度	平成17年度	平成18年度	備 考
家庭教育課程	600	1200	2100	平成18年度は3年次編入 300を含む
人間開発教育課程	600	1200	2100	同上
計	1200	2400	4200	

(様式)



学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学生涯学習学部 教育課程所定の課程を
修め 本学を卒業したので学士（学術）の学位を
授与する

平成 年 月 日

▲洲学園大学長

印

第 号

別表第1

入学金、授業料、その他の費用

区 分	金 額
入学金	20,000
登録料	20,000
授業料(1単位当たり)	5,000
課題添削料(1単位当たり)	
メディア使用	0
所定用紙使用	1,000
科目修得試験料(1単位当たり)	
教室試験(所定用紙使用)	1,000
論文試験	
メディア使用	1,000
所定用紙使用	2,000
スクーリング受講料(1単位当たり) (最終試験料を含む。)	
メディア使用	7,500
講義室使用	7,500
IT管理料(1年当たり)	24,000

- 1 入学金は、正科生から入学時に徴収する。
- 2 登録料は、正科生以外の者から入学時に徴収する。
- 3 授業料、課題添削料、科目修得試験料及びスクーリング受講料は、それぞれ1単位当たりの単価である。
- 4 課題添削料は、所定用紙使用を選択した者から定額を徴収し、メディア使用を選択した者からは徴収しない。
- 5 科目修得試験料は、試験を行う場所・方法により、定額を徴収する。
- 6 IT管理料は、課題添削、論文試験に関しメディア使用を選択した者から徴収する。

八洲学園大学教授会規程

第1条 八洲学園大学学則第8条第2項の規定により、この規程を定める。

第2条 教授会は、学長及び教授をもって組織する。ただし、教授会が必要と認めるときは、助教授その他の職員を加えることができる。

第3条 教授会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 学生の入学、退学、卒業に関すること。
- 二 教育課程に関すること。
- 三 学生の試験に関すること。
- 四 学生の団体及び学生生活に関すること。
- 五 学生の賞罰に関すること。
- 六 学則及び教育・研究に係わる規則類の制定改廃に関すること。
- 七 教員の人事に関すること。
- 八 教育・研究に係わる予算に関すること。
- 九 教育・研究に係わる施設・設備に関すること。
- 十 その他学長が必要と認める事項

第4条 教授会は、学長が招集し、その議長となる。

第5条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席で成立し、議決には過半数の賛成を必要とする。

第6条 教授会の庶務は、主として総務課が担当する。

第7条 この規程で定めるもののほか、教授会の運営に関する事項は、教授会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

八洲学園大学人事委員会規程

第1条 八洲学園大学に人事委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 教員の採用、昇任、降任、休職、免職等教員の身分に関する基本的事項
- 二 教員の留学に関する事項
- 三 その他教員の人事に関する事項

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長
- 二 学部長
- 三 課程長 2名
- 四 学長が指名する教授 2名

2 前項第四号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総括する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議決は、出席委員の過半数の賛成を必要とする。

第6条 委員会において教員の選考が必要とされた場合、教員選考委員会を設置するものとする。

2 前項の教員選考委員会の構成、その他必要な事項は、委員会が定める。

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

八洲学園大学教員選考規程

第1条 八洲学園大学（以下「本学」という。）の教授、助教授、専任の講師及び助手（以下「本学の教員」という。）の選考は、この規程の定めるところによる。

第2条 本学の教授になることができる者は、次の各号の一に該当し、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力があると認められる者とする。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 他の大学において教授、助教授、専任講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- 四 芸術、体育等については、特殊の技能に秀でていと認められる者
- 五 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

第3条 本学の助教授になることができる者は、次の各号の一に該当し、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力があると認められる者とする。

- 一 前条各号のいずれかに該当する者
- 二 他の大学において助手又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
- 三 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- 四 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- 五 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

第4条 本学の専任講師となることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 第2条又は前条に規定する教授又は助教授となることのできる者
- 二 その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力があると認められる者

第5条 本学の助手となることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- 二 前号の者に準ずる能力があると認められる者

第6条 本学教授会の構成員は、学長に対して、任用候補者を推薦することができる。

第7条 本学教員の選考は、別に定める教員選考委員会において行う。

第8条 学長は、教員選考委員会の選考結果に基づき、教授会の議を経て任用候補者を決定し、理事会に提案するものとする。ただし、教授会の議決は、教授の任用にかかるものは学長及び教授で、助教授の任用にかかるものは学長、教授及び助教授で、専任の講師及び助手の任用にかかるものは学長、教授、助教授及び講師で行うものとする。

第9条 この規程の改正は、本学教授会の議を経て行う。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 大学設置・学校法人審議会の審査を経て、平成16年4月1日、平成17年4月1日及び平成18年4月1日に本学教員となる者は、この規程により選考されたものとみなす。

大学教員の採用および昇任に係る選考手順

I. 発議について

- 1) 専任教員の採用および昇任の人事案件が生じた場合は、当該人事の所属する教員組織の課程長は、人事委員会に、担当科目、職階、専門領域を記入した配置要望書を提出する。配置要望書は、別紙の様式1とする。
- 2) 人事委員会において配置要望が承認された教員組織は、課程内に人事小委員会を設置して、教員の選考ないし審査を行ない、その結果にもとづき人事委員会に発議する。発議書は別紙の様式2とする。
- 3) 人事小委員会は、課程長を含む教授3名で構成する。ただし、講師人事の場合は、教授3名のうち1名は助教授を当てることできる。
- 4) 人事委員会において発議が承認された場合は、人事委員会は教員選考委員会に審査を委託する。

II. 教員選考委員会

- 1) 教員選考委員会は、両課程長および当該人事の専攻分野に関係する教授2名で構成し、委員長をおく。ただし、講師人事の場合は、教授2名のうち1名は助教授を当てることできる。教員選考委員会は3分の2以上の委員の出席がなければならない。
- 2) 教員選考委員会の委員長は、発議組織の課程長が務め、委員会を招集し、議長を務める。
- 3) 教員選考委員会は、候補者の履歴、教育・研究業績（5点以内）、実務経験等について審査し、候補者ないし昇任の適否を決定する。
- 4) 教員選考委員会は、1週間以上の間をあけて少なくとも2回開催することとする。第1回目は、選考経過の説明、人物、履歴、業績の説明ののち、審査論文等の査読を各委員に依頼する。第2回目には、査読結果の報告と審議をへて委員会として判定を行う。

III. 人事委員会

- 1) 人事委員会は、教員選考委員会による審査報告書および審査資料の提出と委員長の報告を受けて、選考手順を含めて候補者の適否を総合的に審査し、判定する。審査報告書は別紙の様式3とする。
- 2) 人事委員会における審査が終了した場合は、学部長は審査結果を運営委員会および教授会に諮り、承認を得るものとする。
- 3) 教授会議長は教授会の審査結果を法人本部に報告する。

IV. その他

- 1) 人事は発議の時期から3ヶ月以内に終了するものとする。
- 2) 人事の経過は、運営委員会および教授会に報告し、承認を得ることとする。
- 3) 教員選考委員会は、当該人事が完全に終了した時点で解散する。
- 4) 非常勤講師の採用、退任、解職については、運営委員会において審査のうえ決定し、教授会の承認を得るものとする。

この選考手順は、平成17年3月16日から施行する。

(様式1)

配置要望書

平成 年 月 日

人事委員会委員長 殿

課程長

氏名 _____

下記により人事配置を要望します。

記

1. 配置理由（採用・昇進の区別も）
2. 課程
3. 担当科目
4. 職階
5. 専門領域

(様式2)

人 事 発 議 書

平成 年 月 日

人事委員会委員長 殿

課程長

氏 名 _____

下記のように人事を発議します。

記

1. 課程
2. 担当科目
3. 職階
4. 候補者氏名・現職・年齢
5. 教員選考委員会の構成員

構 成 員	氏 名
家庭教育課程長	
人間開発教育課程長	
教 授	
教授(助教授)	

(様式3)

審査報告書

平成 年 月 日

人事委員会委員長 殿

教員選考委員会委員長

氏名 _____ 印

教員選考委員会の審査が終了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1. 候補者氏名 (ふりがな・現職)

2. 審査内容

- 1) 採用・昇進の区別
- 2) 選考経過 (発議にいたる経過)
- 3) 選考委員会の運営
- 4) 候補者についての評価と結論

3. 教員選考委員会開催日時

第1回教員選考委員会 平成 年 月 日
欠席者氏名

第2回教員選考委員会 平成 年 月 日
欠席者氏名

4. 教員選考委員会委員の署名(自筆サイン)

八洲学園大学教務委員会規程

第1条 八洲学園大学に教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 教科履修に関する事。
- 二 単位互換に関する事。
- 三 入学（編・転入学を含む）、卒業等に係わる単位認定に関する事。
- 四 学生の勉学に関する事。

第3条 委員会は、学長が指名した者で組織する。

2 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第4条 委員会に委員長を置き、学長が指名する。

2 委員長は、会務を総括する。

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議決は、出席委員の過半数の賛成を必要とする。

第6条 委員会の庶務は、教務課において処理する。

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年7月21日から施行する。

八洲学園大学履修規程

(授業科目)

第1条 八洲学園大学（以下、「本学」という。）において開設する授業科目及び単位数は、別表第1のとおりとする。

(履修登録)

- 第2条 学生（正科生、科目等履修生、特修生及び特別聴講学生をいう。以下、同じ。）は、所定の期間内にその学期に履修する授業科目を定め、事務局教務課に履修届を提出し、履修登録をしなければならない。
- 2 履修登録できる単位数は、年間 50 単位を上限とする。ただし、出産等特別な事情があると本学が認めるときは、この限りではない。
 - 3 本学学則第32条第2項（他の大学等との協議に基づく当該他の大学等での修得単位）及び第36条第3項（留学による外国の大学等での修得単位）の単位は、前項の単位に算入しない。

(試験等の実施時期)

第3条 印刷教材授業による科目修得試験、論文試験及び卒業論文審査並びに面接授業（オンライン履修による授業を含む。以下、同じ。）による最終試験は、学期末までに行うものとする。ただし、学外実地研修については、研修後に行われる研修先が行う評価の後とする。

(受験資格)

- 第4条 前条の科目修得試験、論文試験又は最終試験を受験できる者は、履修登録済みの授業科目について、授業料、その他の費用が納入されており、かつ、次の条件を満たした者とする。
- 一 印刷教材授業によるものについては、添削指導に合格した者
 - 二 面接授業によるものについては、出席が良好な者

(再試験及び追試験)

- 第5条 学長は、必要により、再試験及び追試験を行うことがある。
- 2 前条の再試験及び追試験については、その都度公示する。

(再履修)

第6条 不合格になった授業科目の単位を修得するためには、その科目を再登録して、履修しなければならない。

(卒業の要件)

第7条 正科生が本学を卒業するためには、4年以上在学し、共通基礎教育科目、基幹科目、共通専門教育科目及び専門科目を履修し、124単位以上を修得しなければならない。

一 家庭教育課程

区分	選択必修
共通基礎教育科目	20
基幹科目	8
共通専門教育科目	10
専門科目	46
関連科目(家庭教育課程の専門科目に関連する科目)(注イ)	28
自由選択科目(注ウ)	12
計	124

- 注 ア 専門科目の修得46単位中には、各群8単位計32単位が含まれていなければならない。
- イ 関連科目は、共通専門教育科目、家庭教育課程の基幹科目及び専門科目から28単位を選択履修するものとする。
- ウ 自由選択科目は、人間開発教育課程の開設科目を含め自由に選択できる科目(別表第1資格科目中、学校図書館司書教諭資格関係を除く。)であり、12単位の履修が必要である。
- エ 家庭教育アドバイザーの資格を取得して卒業する場合は、関連科目として共通専門教育科目及び家庭教育課程の基幹科目及び専門科目から修得する28単位中24単位は、人間開発教育課程の生涯学習基礎論・社会教育グループの社会教育主事資格関係科目24単位をもって替えることができる。
- オ 卒業所要単位124単位中30単位以上は、面接授業による科目の単位でなければならない。

二 人間開発教育課程

区分	選択必修
共通基礎教育科目	20
基幹科目	8
共通専門教育科目	10
専門科目	46
関連科目(人間開発教育課程の専門科目に関連する科目)(注イ)	28
自由選択科目(注ウ)	12
計	124

- 注 ア 専門科目について、生涯学習基礎論・社会教育グループを選択した正科生は、生涯学習基礎論・社会教育グループの授業科目中、社会教育主事資格科目24単位及び司書格科目22単位計46単位を、人材開発基礎論グループを選択した正科生は、人材開発基礎論グループの授業科目から38単位及び生涯学習基礎論・社会教育グループの授業科目中8単位計46単位を修得していなければならない。
- イ 関連科目は、共通専門教育科目、人間開発教育課程の基幹科目及び専門科目から28単位を選択履修するものとする。
- ウ 自由選択科目は、人間開発教育課程の開設科目を含め自由に選択できる科目(別表第1資格科目中、学校図書館司書教諭資格関係を除く。)であり、12単位の履修が必要である。この12単位の中には博物館学芸員の資格に必要な科目又は家庭教育アドバイザーの資格に必要な科目を含めることができる。
- エ 家庭教育アドバイザーの資格を取得して卒業を希望する正科生は、関連科目として、共通専門教育科目及び人間開発教育課程の基幹科目及び専門科目から修得する28単位は、家庭教育アドバイザーの資格取得に必要な家庭教育課程の専門科目の単位をもって替えることができる。
- オ 卒業所要単位124単位中、30単位以上は、面接授業による科目の単位でなければならない。
- 2 再入学、編入学又は転入学により本学の正科生となった者は、本学の再入学、編入学及び転入学に関する規程第3条により、定められた期間以上在学し、卒業所要単位数124単位(面接授業30単位)から本学入学前に修得したものとみなす単位数を減じた単位数(うち、在学年数に応じ面接授業単位18単位から25単位以上)を修得しなければならない。

(資格取得)

第8条 本学学則第41条第2項に規定する資格を取得するために必要な授業科目及びその単位数は、別表第2から別表第7のとおりとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

別表第1 開設授業科目

生涯学習学部開設授業科目

授業科目	単位数	備考
家庭教育課程		
共通基礎教育科目 (家庭教育課程・人間開発教育課程)		
1. 家庭教育と学校等の教育概論		
保育園・幼稚園教育と家庭教育概論	2	
初等教育と家庭教育概論	2	
中学校教育と家庭教育概論	2	
高等学校教育と家庭教育概論	2	
2. 学校教育と家庭教育 (連携各論)		
小学校		
言葉の使い方と家庭教育 (演習)	2	
社会生活の理解と家庭教育	2	
算数的活動と家庭教育	2	
科学的な見方考え方と家庭教育	2	
小学校道徳教育と家庭教育	2	
中学校		
国語の正しい表現理解と家庭教育	2	
公民的な資質の基礎と家庭教育	2	
数学的見方考え方の育成と家庭教育	2	
自然への関心、科学的な見方考え方と 家庭教育	2	
外国語の運用能力と家庭教育	2	
中学校道徳教育と家庭教育	2	
才能・創造性の育成と家庭教育	2	
高校教育の改革と中高一貫教育	2	
基幹科目 (家庭教育課程)		
家庭と教育		
家庭教育学新構想	2	
家庭教育史概論	2	
比較家庭教育概論	2	
幼児教育学概論	2	

倫理と道徳		
倫理学概論	2	
日本倫理思想概論	2	
東洋倫理思想概論	2	
西欧倫理思想概論	2	
宗教学概論	2	
教育と心理		
教育学概論	2	
教育史概論	2	
教育思想史概論	2	
心理学概論	2	
教育心理学概論	2	
教育カウセリング(演習)	2	
社会と文化		
法学概論	2	
家族社会学概論	2	
日本文化史概論	2	
日本文学概論	2	
日本民衆宗教概論(演習)	2	
共通専門教育科目 (家庭教育課程・人間開発教育課程)		
法と生活		
日本国憲法	2	
日常生活と法 (民法を含む)	2	
教育と法 (教育基本法、社会教育関係法、地方教育行政組織運営法含む)	2	
福祉と法 (障害者基本法含む)	2	
地方分権と教育	2	
児童・少年の保護と法(演習) (少年法、児童福祉法を含む)	2	
教育の歴史と家庭教育		
日本家庭教育史 (近代以前)	2	
日本家庭教育史 (近代以後)	2	
東アジア家庭教育史概論 (韓国)	2	
東アジア家庭教育史概論 (中国)	2	

西欧家庭教育史概論	2	
家庭教育研究法概論	2	
比較家庭教育（演習）	2	
家庭教育基本方針（家訓）の確立（演習）	2	
親と道徳教育教材論	2	
現代社会の諸問題		
非行少年・犯罪者の処遇と対策（自由と遵法、規律、社会秩序形成と家庭教育を含む）	2	
現代の社会病理概論	2	
現代の企業と家庭概論	2	
資源環境と人間	2	
学校週5日制と家庭・学校・地域	2	
非行・犯罪の原因（演習）	2	
健康と社会活動		
児童の発達と身体運動論	2	
日本武道の歴史概論	2	
身体運動文化概論	2	
キャンプ活動の指導論	2	
レクリエーション活動の指導論	2	
青年期の身体運動（演習）	2	
生涯スポーツと家庭（演習）	2	
伝統と文化		
芸能と人間形成論	2	
日本人の美意識概論	2	
日本人の宗教・信仰心概論	2	
文学に表れた家庭・家族1（演習）（日本）	2	
文学に表れた家庭・家族2（演習）（西欧）	2	
伝統文化の継承1（演習）（和歌文学）	2	
伝統文化の継承2（演習）（俳諧文学）	2	
伝統文化の継承3（演習）（祭事・行事）	2	
伝統文化の継承4（実習）（茶道・華道）	2	登校スクリーニングのみ
カウンセリング		
カウセリング1（演習）（乳幼児と母親）	2	

カウセリング2 (演習) (小学生と親)	2	
カウセリング3 (演習) (中学生と親)	2	
カウセリング4 (演習) (高校生と親)	2	
カウセリング5 (演習) (面接技法)	2	
専門科目 (家庭教育課程)		
乳幼児期の家庭教育 (第1群)		
乳幼児教育の内容と方法		
胎児と環境	2	
乳幼児の食生活	2	
乳幼児のしつけ (演習)	2	
乳幼児の身体運動と情操教育 (演習)	2	
幼児期教育の歴史と展望		
幼児教育思想史	2	
育児国際比較論	2	
実習		
保育実習1 (乳児)	2	
保育実習2 (幼児)	2	
児童期の家庭教育 (第2群)		
親と子		
親子の信頼関係	2	
発達特性と習慣形成 (演習)	2	
道徳性の育成		
生命尊重と家庭教育	2	
情操教育と家庭教育	2	
自律の精神と家庭教育	2	
礼儀と家庭教育	2	
宗教的心情の育成と家庭	2	
善悪意識の育成 (演習)	2	
社会性の育成		
共同体意識の育成	2	
地域社会との連繋	2	
郷土愛の育成 (演習)	2	

公德心の育成(演習)	2	
自然体験活動の指導(演習)	2	
発達と心理		
児童期の発達と心理	2	
児童期の発達と親の対応	2	
児童期の発達と医科生理学(演習)	2	
青年期の家庭教育 (第3群)		
現代社会と家庭		
情報化社会と情報の選択	2	
テクノロジーの発達とヒューマニティ	2	
言語生活と社会	2	
親子関係論	2	
道徳性の育成		
善悪の判断形成と家庭教育 (演習)	2	
人生と生きがい論	2	
規範意識の育成	2	
人格尊重論 (演習)	2	
責任感と習慣形成 (演習)	2	
正義感の育成(演習)	2	
社会性の育成		
個性尊重と創造性の育成	2	
公共精神の育成(演習)	2	
中学生のボランティア活動(演習)	2	
ボランティア・文化体験活動育成(演習)	2	
中高生の武道スポーツと人間形成(演習)	2	
発達と心理		
青年期の精神医学	2	
青年期の発達生理学	2	
青年期の発達と心理	2	
人生観と進路指導(演習)	2	
ケーススタディ (第4群)		
ケーススタディ1(演習)「幼児の体罰と虐待」	2	

ケーススタディ 2 (演習) 「小学生の問題行動の実態と対応」	2	
ケーススタディ 3 (演習) 「小学生の不登校」	2	
ケーススタディ 4 (演習) 「中学生の不登校と生活環境」	2	
ケーススタディ 5 (演習) 「中学生<きれ>の要因分析」	2	
ケーススタディ 6 (演習) 「中学生非行の前兆と対応」	2	
ケーススタディ 7 (演習) 「高校生問題行動の実態と対応」	2	
ケーススタディ 8 (演習) 「高校生非行の実態と要因分析」	2	
ケーススタディ 9 (演習) 「高校生<公>意識の現状と育成」	2	
研修		
学外実地研修	2	
卒業論文関係		
卒業研究演習	2	
卒業論文	4	
人間開発教育課程		
共通基礎教育科目 (家庭教育課程・人間開発教育課程)		
前掲		
基幹科目 (人間開発教育課程)		
生涯学習学新構想演習	2	
生涯学習学研究法演習	2	
社会教育学新構想演習	2	
社会教育学研究法演習	2	
教育の理論	2	
日本語学概論	2	
構想力開発論	2	
リーダーシップ論	2	
財政学概論演習	2	
現代日本企業概論演習	2	
地域開発・都市経営概論演習	2	
企業経営と企業統治 (コーポレート・ガバナンス) 演習	2	
現代マネジメント概論演習	2	
共通専門教育科目 (家庭教育課程・人間開発教育課程)		
前掲		

専門科目		
(1) 生涯学習基礎論・社会教育グループ		
生涯学習論		
生涯学習論 1 (生涯における学習設計)	2	
生涯学習論 2 (生涯学習の支援・推進)	2	
生涯学習論 B 1 (生涯各期の学習と設計)	2	
生涯学習論 B 2 (生涯学習支援の展開)	2	
生涯学習政策	2	
生涯学習支援システム・ネットワーク	2	
学習支援情報・学習相談	2	
学習支援情報・学習相談 B	2	
生涯学習の方法	2	
生涯学習社会と学習成果の評価	2	
生涯学習とキャリア形成	2	
現代社会と生涯学習	2	
社会教育学		
社会教育計画 1 (総論)	2	
社会教育計画 2 (各論)	2	
社会教育課題研究 1	2	
社会教育課題研究 2	2	
学社連携・融合論	2	
社会教育施設と事業	2	
社会教育調査法 1 (社会教育調査の技法)	2	
社会教育調査法 2 (社会教育調査の実際)	2	
図書館学		
図書館概論	2	
図書及び図書館史	1	
児童サービス論	1	
図書館サービス論	2	
図書館経営論	1	
情報サービス概説	2	
レファレンスサービス演習	1	

情報検索演習	1	
図書館資料論	2	
専門資料論	1	
資料組織概説	2	
資料組織演習	2	
情報化社会と情報の選択 [再掲]	2	家庭教育課程 専門科目
博物館学		
博物館学 (概論・経営論・情報論)	4	
博物館学 (資料論)	2	
博物館実習	3	
視聴覚教育メディア論	1	
教育学概論 [再掲]	2	家庭教育課程 専門科目
(2) 人材開発教育論グループ		
人材教育基礎論		
人材教育基礎論・システム論	2	
ものの見方・考え方演習1(日本資料)	2	
ものの見方・考え方演習2(東洋資料)	2	
ものの見方・考え方演習3(西欧資料)	2	
企業人物論演習(日本)	2	
企業人物論演習(東洋)	2	
企業人物論演習(西欧)	2	
読書能力開発		
リーディングアビリティ開発スキル演習1(業務報告書要約・箇条書き)	2	
リーディングアビリティ開発スキル演習2(理論関係書の要約・箇条書き)	2	
ラピッドリーディング・スキル演習	2	
論述・発表能力開発		
論述力開発スキル演習1(自己課題)	2	
論述力開発スキル演習2(社是・人事論等)	2	
プレゼンテーション・スキル演習(組織論・経営論報告提案)	2	

セルフアセスメントと気づきによる 経営革新・改善論 (経営品質向上プログラム演習)	2	
論理と思考順序論演習	2	
文章能力開発		
文章論演習1 (主題・構想・叙述)	2	
文章論演習2 (起・承・転・結)	2	
文章図式化論演習 (図表含む)	2	
文章・数字・数学的思考論演習	2	
問題アイデア発見能力開発		
アイデア発見・連想能力開発スキル演習1 (語句から)	2	
アイデア発見・連想能力開発スキル演習2 (文章から)	2	
アイデア発見・連想能力開発スキル演習3 (物・論理から)	2	
経営・生産業務改善能力開発		
生産業務効率化論演習1 (現状→改革・改善論)	2	
実践マーケティング	2	
研修		
学外実地研修	2	
卒業論文関係		
卒業研究演習	2	
卒業論文	4	

資格科目 (学校図書館司書教諭資格関係)	単位数	備考
学校経営と学校図書館	2	
学校図書館メディアの構成	2	
学習指導と学校図書館	2	
読書と豊かな人間性	2	
情報化社会と情報の選択 [再掲]	2	家庭教育課程 専門科目

※資格科目は自由科目であり、卒業単位に含めない。

別表第2 家庭教育アドバイザー

開設授業科目等	履修方法等
共通基礎教育科目	20単位選択履修
家庭教育課程基幹科目	8単位選択履修
共通専門教育科目	10単位（カウンセリング演習5科目中2科目4単位を含む。）選択履修
家庭教育課程専門科目	① 第1群から第3群にわたり、各群8単位以上計40単位選択履修
	② 第4群から3科目6単位選択履修
別表第3の社会教育主事資格取得に必要な科目	24単位

備考 この表は、家庭教育アドバイザー資格を取得するために本学正科生として入学し、卒業するまでの間に修得すべき授業科目及び単位数を掲げたものである。

別表第3 社会教育主事

開設授業科目	単位数	履修方法等	社会教育主事講習等規程で定める科目及び単位数
生涯学習論1 (生涯における学習設計)	2	生涯学習論1, 2計4単位又は、生涯学習論B1, B2計4単位必修	生涯学習概論4単位
生涯学習論2 (生涯学習の支援・推進)	2		
生涯学習論B1 (生涯各期の学習と設計)	2		
生涯学習論B2 (生涯学習支援の展開)	2		
社会教育計画1 (総論)	2	2科目 4単位必修	社会教育計画4単位
社会教育計画2 (各論)	2		
社会教育学新構想演習	2	左欄の科目から4単位選択	社会教育演習、社会教育実習又は社会教育課題研究の1以上の科目4単位
社会教育学研究法演習	2		
社会教育課題研究1	2		
社会教育課題研究2	2		
生涯学習学新構想演習	2		
生涯学習研究法演習	2		
I群		左欄のI群からIII群のうち、2以上の群にわたり6科目12単位以上選択(ただし、II群の「学習支援情報・学習相談」、「学習支援情報・学習相談B」については、両科目を選択しても2科目とはせず1科目と計算する。)	社会教育特講1(現代社会と社会教育)
現代社会と生涯学習	2		
生涯学習政策	2		
生涯学習とキャリア形成	2		
II群		左欄のI群からIII群のうち、2以上の群にわたり6科目12単位以上選択(ただし、II群の「学習支援情報・学習相談」、「学習支援情報・学習相談B」については、両科目を選択しても2科目とはせず1科目と計算する。)	社会教育特講3(その他必要な科目)
社会教育施設と事業	2		
社連携・融合論	2		
生涯学習の方法	2		
生涯学習支援システム・ネットワーク	2		
学習支援情報・学習相談	2		
学習支援情報・学習相談B	2		
III群		左欄のI群からIII群のうち、2以上の群にわたり6科目12単位以上選択(ただし、II群の「学習支援情報・学習相談」、「学習支援情報・学習相談B」については、両科目を選択しても2科目とはせず1科目と計算する。)	社会教育特講3(その他必要な科目)
社会教育調査法1(社会教育調査の技法)	2		
社会教育調査法2(社会教育調査の実際)	2		
教育の理論	2		
生涯学習社会と学習成果の評価	2		

備考 この表は、社会教育主事資格を取得するために本学正科生として入学し、卒業するまでの間に修得すべき授業科目及び単位数を掲げたものである。

別表第4 司書

開設授業科目	単位数	履修方法等	図書館法施行規則で定める科目及び単位数
生涯学習論1（生涯における学習設計）	2	2科中一科目 選択	生涯学習概論
生涯学習論B1（生涯各期の学習と設計）	2		
図書館概論	2	必修	図書館概論
図書館経営論	1	必修	図書館経営論
図書館サービス論	2	必修	図書館サービス論
情報サービス概説	2	必修	情報サービス概説
レファレンスサービス（演習）	1	必修	レファレンスサービス演習
情報検索演習	1	必修	情報検索演習
図書館資料論	2	必修	図書館資料論
専門資料論	1	必修	専門資料論
資料組織概説	2	必修	資料組織概説
資料組織演習	2	必修	資料組織演習
児童サービス論	1	必修	児童サービス論
図書及び図書館史	1	2科目3単位 必修	図書及び図書館史
			資料特論
情報化社会と情報の選択	2		コミュニケーション論
			情報機器論
		図書館特論	

備考 この表は、司書資格を取得するために本学正科生として入学し、卒業するまでの間に修得すべき授業科目及び単位数を掲げたものである。

別表第5 司書教諭

開設授業科目	単位数	履修方法等	学校図書館司書教諭講習規程で定める科目及び単位数
学校経営と学校図書館	2	必修	学校経営と学校図書館
学校図書館メディアの構成	2	必修	学校図書館メディアの構成
学習指導と学校図書館	2	必修	学習指導と学校図書館
読書と豊かな人間性	2	必修	読書と豊かな人間性
情報化社会と情報の選択	2	必修	情報メディアの活用

備考 司書教諭の資格を取得するためには、基礎資格として教諭（小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校）の免許状を有していることが必要である。

別表第6 学芸員

開設授業科目	単位数	履修方法等	博物館法施行規則で定める科目及び単位数
生涯学習論1（生涯における学習設計）	2	2科中一科目 選択	生涯学習概論
生涯学習論B1（生涯各期の学習と設計）	2		
博物館学（概論・経営論・情報論）	4	必修	博物館概論
			博物館経営論
			博物館情報論
博物館学（資料論）	2	必修	博物館資料論
博物館実習	3	必修	博物館実習
視聴覚教育メディア論	1	必修	視聴覚教育メディア論
教育学概論	2	必修	教育学概論

備考 この表は、学芸員資格を取得するために本学正科生として入学し、卒業するまでの間に修得すべき授業科目及び単位数を掲げたものである。

別表第7 地域スポーツインストラクター基礎資格

開設授業科目	単位数	履修方法
児童の発達と身体運動論	2	必修
青年期の身体運動（演習）	2	必修
身体運動文化論	2	必修
中高生の武道スポーツと人間形成（演習）	2	必修
中学生のボランティア活動（演習）	2	左欄の2科目のうち1科目2単位を履修のこと。
ボランティア・文化体験活動の育成（演習）	2	
自然体験活動の指導（演習）	2	必修
キャンプ活動の指導論	2	必修
レクリエーション活動の指導論	2	必修
別表第3の社会教育主事資格取得に必要な科目	24	必修

備考 何らかの武道、スポーツ関係の指導者になれる「段位」、「記録」等を保持していることが望ましい。

八洲学園大学学生委員会規程

第1条 八洲学園大学に学生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 学生の課外活動に関すること。
- 二 学生の就職に関すること。
- 三 学生の問題行動に関すること。
- 四 その他学生の厚生補導に関すること。

第3条 委員会は、学長が指名する教員で組織する。

2 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第4条 委員会に委員長を置き、学長が指名する。

2 委員長は、会務を総括する。

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議決は、出席委員の過半数の賛成を必要とする。

第6条 委員会の庶務は、教務課において処理する。

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

八洲学園大学学生規程

第1条 八洲学園大学（以下「本学」という。）の学生（正科生、科目等履修生及び特修生をいう。以下同じ。）の身分等の取扱い及び学生の団体に関しては、この規程の定めるところによる。

第2条 学生は、学生証又は登録証を常に所持するとともに、本学関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 学生証又は登録証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 学生証又は登録証を所持しない者は、附属図書館等本学施設の使用及び期末試験等の受験を認めない。
- 4 学生証及び登録証の有効期限は、正科生は4年間、科目等履修生及び特修生は1年間とし、有効期限を経過したものは、更新する。
- 5 学生証又は登録証を紛失したときは、すみやかに学生証（登録証）再発行願（別紙様式1）を教務課教務係に提出し、再交付を受けなければならない。
- 6 卒業、修了、退学等により学生の身分を失ったときは、直ちに学生証又は登録証を教務課教務係に返還しなければならない。

第3条 正科生が所属課程の変更を希望するときは、所属課程変更願（別紙様式2）を教務課教務係に提出し、その許可を受けなければならない。

第4条 学生又は正・副保証人の住所、電話番号、国籍、本籍、氏名等に変更があったときは、すみやかに住所等変更届（別紙様式3）を教務課教務係に提出するものとする。

第5条 学生が休学、復学又は退学しようとするときは、正保証人と連署の上、休学届、復学届又は退学届（別紙様式4から6まで）を教務課教務係に提出するものとする。

第6条 学生が留学しようとするときは、正保証人と連署の上、留学願（別紙様式7）を教務課教務係に提出し、その許可を受けなければならない。

第7条 学生が学内において学生団体を設立しようとするときは、学生団体設立願（別紙様式8）を教務課学生係に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、当該団体の責任者は、正科生とする。

- 2 前項により設立された学生団体の団体名、団体の目的、事業の概要及び役員名等を変更しようとするときは、学生団体変更届（別紙様式9）を教務課学生係に提出するものとする。
- 3 学生団体を解散しようとするときは、学生団体解散届（別紙様式10）を教務課学生係に提出するものとする。

第8条 学生又は学生団体は、本学の教育、研究を妨げてはならず、また、本学の名誉を傷つける行為を行ってはならない。

第9条 学生団体が次の各号の一に該当すると認めるとき学長は、当該団体の活動の停止又は解散を命ずることがある。

- 一 前条の規定に違反したとき。
- 二 学則その他本学の規程類に反する行為を行ったとき。
- 三 学生団体の活動中に事故が発生するなど団体の運営が不適切と認められるとき。
- 四 学生団体の構成員が不祥事に関係し、それが当該団体の活動と密接な関連があったとき。

第10条 学生又は学生団体が学修等のため、本学の施設を使用しようとするときは、所定の期日までに施設使用願（別紙様式11）を教務課学生係に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 本学の施設を使用する者は、使用許可の条件を遵守しなければならない。
- 3 施設の利用者がこの規程に違反したとき学長は、当該施設の使用の中止を命ずることがある。
- 4 施設の利用者が故意又は過失により施設、設備又は備品を滅失又は毀損したときは、その損害を弁償するものとする。

第11条 学生又は学生団体は、所定の期日までに募金等願（別紙様式12）を教務課学生係に提出してその許可を受け、学内において募金等金銭の收受を伴う行為を行い、又は署名を求められることができる。

- 2 第10条第2項の規定は、前項の行為について準用する。

第12条 学生又は学生の団体が学内において文書、ポスター等（以下「文書等」という。）を掲示しようとするときは、文書等掲示願（別紙様式13）に掲示しようとする文書等を添えて教務課学生係に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 文書等には、当該文書等の掲示に係る責任者の氏名を明示するものとする。
- 3 第1項の規定により掲示の許可を受けた文書等には、掲示承認印を押印する。

第13条 掲示しようとする文書等が次の各号の一に該当するときは、掲示を許可しない。

- 一 特定の個人又は団体等の名誉を傷つけると認められるもの
- 二 虚偽の事実を記載したもの
- 三 内容、表示が品位を欠くと認められるもの
- 四 第8条に違反する活動を目的とするもの

第14条 文書等は、別に指定する学生用掲示板に掲示するものとする。ただし、特に許可したものについてはこの限りでない。

2 掲示の期間は3週間以内とし、この期間を経過した文書等は、当該文書等の掲示に係る責任者が直ちに撤去するものとする。

第15条 第12条第1項及び第13条に違反して掲示された文書等は、当該文書等が掲示された場所の管理者が撤去する。

第16条 学生又は学生の団体は、第13条各号の一に該当する文書、物品等を学内において配布してはならない。

2 第15条の規定は、文書等の配布について準用する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 第2条の規定は、当分の間、科目等履修生及び特修生に適用しない。

学生証（登録証）再発行願

平成 年 月 日

八洲学園大学長 殿

学 生 番 号 _____

氏 名 _____ (印)

学 生 の 種 類 _____

下記の理由により学生証（登録証）の再発行をお願いします。

記

事 由 (詳細に)

- (注) 1. 汚損等による使用不能のため再発行を願い出るときは、使用不能となった学生証（登録証）を添付すること。
 2. 再発行を受けた後、紛失、盗難等に係る学生証（登録証）が見つかったときは直ちに返還すること。

--	--	--	--

所属課程変更願

平成 年 月 日

八洲学園大学長殿

学 生 番 号 _____

氏 名 _____ (印)

下記のとおり所属課程を変更したいので、許可下さるようお願いいたします。

記

現在の所属課程	
所属を希望する課程	
変更希望時期	平成 年度 学期から
変 更 理 由	

--	--	--	--

住所等変更届

平成 年 月 日

八洲学園大学長殿

学 生 番 号 _____

氏 名 _____ (印)

学 生 の 種 類 _____

正又は副保証人氏名 _____ (印)

下記のとおり私（正保証人、副保証人）の住所等を変更しましたので、お届けします。

記

変 更 し た 年 月 日	平 成 年 月 日
---------------	-----------

変 更 前	現住所	〒 都道府県 市区郡町			
	電話	自宅・呼出	—	—	
		勤務先	—	—	内線 ()

変 更 後	現住所	〒 都道府県 市区郡町			
	電話	自宅・呼出	—	—	
		勤務先	—	—	内線 ()

国 籍	変更後	本 籍	変更後
-----	-----	-----	-----

氏 名	変更後	カタカナ記入（姓と名の間は1コマあけ、濁点は1コマとして使用）											
		漢字等記入（姓と名の間は1コマあける）											

備考（変更事由等）：

--	--	--	--

休 学 届

平成 年 月 日

八洲学園大学長殿

学 生 番 号 _____

学 生 の 種 類 _____

氏 名 _____ (印)

正 保 証 人 _____ (印)

下記理由により休学いたしますので、お届けします。

記

事 由 (詳 細 に)	
期 間	平成 年度 学期 ~ 年度 学期

--	--	--	--

復学届

平成 年 月 日

八洲学園大学長殿

学 生 番 号 _____

学 生 の 種 類 _____

氏 名 _____ (印)

正 保 証 人 _____ (印)

下記より復学いたしますので、お届けします。

記

復 学 期 間	平成 年度 学期から
休 学 期 間	平成 年度 学期 ~ 年度 学期

--	--	--	--

退 学 届

平成 年 月 日

八 洲 学 園 大 学 長 殿

学 生 番 号 _____

学 生 の 種 類 _____

氏 名 _____ (印)

正 保 証 人 _____ (印)

下記の理由により退学いたしますので、お届けします。

記

事 由 (詳細に)	
退 学 時 期	平成 年度 学期末

--	--	--	--

留 学 願

平成 年 月 日

八 洲 学 園 大 学 長 殿

学 生 番 号 _____

学 生 の 種 類 _____

氏 名 _____ (印)

正 保 証 人 _____ (印)

下記のとおり留学したいので、許可下さるようお願いいたします。

記

留 学 目 的	
期 間	平成 年 月 日 ~ 年 月 日
受 入 れ 大 学 名 及 び 所 在 地	
留 学 期 間 中 の 連 絡 先	

(注) 受入れ大学の承諾書及び留学の募集要項（翻訳文付）を添付すること。

--	--	--	--

学生団体設立願

平成 年 月 日

八洲学園大学長 殿

責任学生番号 _____

氏 名 _____ (印)

住 所 _____

連絡先 (TEL) _____

下記のとおり学生団体を設立したいので、許可下さるようお願いします。

記

団 体 名	
団 体 の 目 的	
事 業 の 概 要	
設 立 (予 定) 年 月 日	平成 年 月 日
役 員 名	
構 成 員 数	人

(注) 団体の規約、構成員名簿を添付すること。

--	--	--	--

学生団体変更願

平成 年 月 日

八洲学園大学長殿

責任学生番号 _____
 氏 名 _____ (印)
 住 所 _____
 連絡先 (TEL) _____

下記のとおり、学生団体を変更したいので、許可下さるようお願いします。

記

団 体 名	変更前	
	変更後	
団 体 の 目 的		
事 業 の 概 要		
役 員 名		
変 更 年 月 日		平成 年 月 日

(注) 団体の規約、構成員名簿の変更を伴う場合は、変更後の規約、名簿を添付すること。

--	--	--	--

学生団体解散届

平成 年 月 日

八洲学園大学長 殿

団 体 名 _____

責任学生番号 _____

氏 名 _____ (印)

住 所 _____

連絡先 (TEL) _____

下記のとおり学生団体を解散しますので、お届けします。

記

解 散 年 月 日	平成 年 月 日
解 散 理 由	

--	--	--	--

施 設 使 用 願

平成 年 月 日

八 洲 学 園 大 学 長 殿

団 体 名 _____
 責 任 学 生 番 号 _____
 氏 名 _____
 住 所 _____
 連 絡 先 (TEL) _____

下記のとおり施設を使用したいので、許可下さいますようお願いいたします。

記

施 設 名	
使 用 目 的	
日 時	平成 年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分
人 数	(うち部外者 人)

- (注) 1. 願い出の時期は、使用予定日の前日(前日が休日の場合は前々日)までとする。
 2. 使用時間を厳守すること。
 3. 火災予防、設備・備品の保全に留意し、使用後は施設を原状に復すること。

--	--	--	--

募 金 等 願

平成 年 月 日

八 洲 学 園 大 学 長 殿

団 体 名 _____
 責 任 学 生 番 _____
 氏 名 _____ (印)
 住 所 _____
 連 絡 先 (TEL) _____

募 金
 下記のとおり 販 売 を行いたいので、許可下さるようお願いいたします。
 署 名

記

目的・内容	
日 時	平成 年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分
場 所	
人 数	人

- (注) 1. 願い出の時期は、募金等を行う5日前（休日は期間に算入しない。）までとする。
 2. 募金、販売の場合は、終了後速やかに収支報告書を提出すること。

--	--	--	--

文 書 等 掲 示 願

平成 年 月 日

八 洲 学 園 大 学 長 殿

団 体 名 _____
 責 任 学 生 番 号 _____
 氏 名 _____ (印)
 住 所 _____
 連 絡 先 (TEL) _____

下記のとおり文書等を掲示したいので、許可下さるようお願いします。

記

施 設 名	平成 年 月 日 ~ 年 月 日
場 所	
掲 示 責 任 者	

- (注) 1. 掲示しようとする文書等を添付すること。
 2. 掲示責任者は、掲示期間経過後直ちに文書等を撤去すること。
 3. 掲示期間は、3週間以内とすること。

--	--	--	--

八洲学園大学における学生の課外活動に関する要項

(目的)

第1 この要項は学生規程に基づいて学生の課外活動に関する細目を定めるものである。本学における課外教育活動を振興し、その円滑な発展に資するため、学生団体の組織の基準を定め、適正な援助を行うとともに、課外教育活動に関し学生の意向を反映させることを目的とする。

(学生団体の認定)

第2 八洲学園大学学生規程第7条に基づき設立された団体（以下「学生団体」という。）は、次の各号に該当する場合は、学生団体として認定を受けることができる。

- 一 本学の教育目的に沿うものであること。
- 二 本学の学生を組織の対象とすること。
- 三 課外活動を目的として組織すること。
- 四 計画的、かつ、日常的に運営すること。
- 五 顧問が活動についてその指導助言を行うこと。

第3 前項の認定は、学期ごとに学生団体の申請を受け、学長が学生委員会の審議に基づき行うものとする。

(認定の効果)

第4 学生団体には、本学の施設設備の使用等について、便宜を供与するものとする。

第5 学生団体には、本学の名称を冠して使用したり、学外の団体に加入したりすることについて、これを認めるものとする。

(認定の解除)

第6 学生規程第9条に基づき、学生団体が上記第2の各号に該当しなくなったときは、学長は、当該認定を解除することができる。

第7 学長は、前項の解除をしようとするときは、あらかじめ学生団体の意見を聞くものとする。

(改正)

第8 この要項の改正は、学生委員会及び教授会の議を経て行う。

(補足)

第9 この要項の実施に関する事務は、教務課学生係及び学生委員会において処理する。

この要項は、平成17年4月1日から実施する。

八洲学園大学ファカルティ・デベロップメント委員会規程

第1条 八洲学園大学（以下、「本学」という。）に、本学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（以下、「FD」という。）を推進するため、八洲学園大学ファカルティ・デベロップメント委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- 一 FDの企画及び実施に関する事項
- 二 FDに関する情報の収集及び提供に関する事項
- 三 FDの実施に関わる支援及び評価に関する事項
- 四 その他委員会が必要と認めた事項

第3条 委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- 一 学長
 - 二 学部長
 - 三 課程長 2名
 - 四 教務委員長
 - 五 各課程から選出された専任教員各2名
- 2 前項第五号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総括する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

第7条 委員会の事務は、教務課において行う。

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

八洲学園大学自己点検・評価委員会規程

第1条 八洲学園大学における自己点検・評価を実施するため、八洲学園大学に自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、次に掲げる事項をその職務とする。

- 一 自己点検・評価の基本方針及び実施指針の策定に関すること。
- 二 自己点検・評価の実施に関すること。
- 三 自己点検・評価に係る報告書の作成及び公表に関すること。
- 四 その他自己点検・評価に関すること。

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長
- 二 学部長
- 三 課程長 2名
- 四 学生委員長
- 五 学長が指名した教授 1名
- 六 事務局長

2 前項第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総括する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席で成立し、議決は、出席委員の過半数の賛成を必要とする。

3 委員会が必要と認めるとき委員長は、学校法人八洲学園理事長又は八洲学園大学顧問の臨席を要請し、並びに委員以外の教職員を会議に出席させることができる。

第6条 委員会に、必要に応じて、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に必要な事項は、委員会が定める。

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

八洲学園大学の自己点検・評価に関する要項

第1 目的

この要綱は、八洲学園大学(以下「本学」という。)の教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的を達成することを目的とする。

第2 点検・評価の範囲

本学の全てを対象とする。

第3 全学の点検・評価に関する検討組織、検討事項

一 検討組織

八洲学園大学自己点検・評価委員会。委員は、学長、学部長、両課程長、学生委員長、教授の中から学長が指名した者及び事務局長とする。

必要がある場合は、理事長、大学顧問の参加を求めるほか、各種委員会(運営、人事、教務、学生、図書等)に点検・評価項目を分担させ、また、専門委員会を設けることができる。

二 八洲学園大学自己点検・評価委員会の検討事項

- (1) 自己点検・評価事項の策定に関すること。
- (2) 自己点検・評価の実施に関すること。
- (3) 自己点検・評価に係る報告書の作成、及び公表に関すること。
- (4) その他自己点検・評価に関すること。

三 点検・評価項目

- (1) 本学の理念・目標について
- (2) 教育研究活動の活性化・充実について
- (3) 教員組織について
- (4) 施設・設備について
- (5) 管理・運営について
- (6) 予算について
- (7) 自己点検・評価体制について
- (8) 社会との連携について
- (9) その他委員会が必要と認めた事項

第4 点検・評価結果への対応

点検・評価の結果に基づき、改善が必要と認められるものについては、自ら改善に努める。

第5 庶務

委員会の庶務は、総務課において処理する。

第6 実施時期

平成16年4月1日

八洲学園大学附属図書館利用規程

第1条 八洲学園大学附属図書館（以下「図書館」という。）の利用については、この規程の定めるところによる。

第2条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

- 一 八洲学園大学（以下「本学」という）の教職員（非常勤職員を含む。）
- 二 本学の学生（正科生、科目等履修生、特修生及び特別聴講学生をいう。）
- 三 附属図書館長（以下「館長」という。）が特に許可した者

第3条 図書館の開館時間は次のとおりとする。

平日	8時30分から22時00分
土日祭日	8時30分から17時00分
夏期開館日	8時30分から17時00分

ただし、館内における貸出手続きは閉館の15分前までとする。

第4条 図書館の休館日は12月30日から翌年の1月3日までとする。ただし、館長は必要により休館日を変更し、または臨時の休館日を定めることができる。

第5条 利用者は、図書館内において所定の手続きを終えた後、所蔵する図書、雑誌、その他の資料（以下「資料」という。）を図書館の所定の場所で、利用することができる。

2 利用後の資料は、所定の場所へ返却しなければならない。

第6条 利用者が、資料の館外貸出を希望するときは、所定の手続きを行わなければならない。

第7条 資料の貸出冊数は10冊。貸出期間は一ヶ月以内の、図書館長が指定した期間とする。

2 館長が、特に許可した者については、別に定める。

第8条 本学の専任教員は、当該教員に配分された研究費または公費により取得した資料を教育・研究上長期にわたり利用する場合は、所定の手続きにより特別に長期利用することができる。

2 学生などが教員の貸し出し資料の閲覧を希望する場合は、教員の同意を得て学生などに貸し出しすることができる。

第9条 資料の貸出を希望する場合はデポジット（預かり金）を必要とする。

2 デポジットの上限は3万円とする。

第10条 利用者は、貸出中の資料について貸出の予約をすることができる。ただし、貸出の予約を行った者が、図書館の指定する日までに貸出を受けない場合は、予約は取り消されたものとみなす。

第11条 利用者は、館外貸出を行なった資料を期間内に返却しなければならない。

2 利用者がその身分を失ったときは、直ちに館外貸出を受けた資料を返却しなければならない。

第12条 利用者は、貸出期間を超えて引き続き貸出を希望する場合は、所定の手続きをしなければならない。ただし、当該資料に予約がかかっている場合には、返却しなければならない。

第13条 利用者は、館外貸出の資料を他人に“又貸し”してはならない。

第14条 次の資料は、原則として、館外貸出を行なわない。

- 一 参考図書
- 二 新聞、雑誌
- 三 その他館長が特に指定した資料

第15条 利用者は、教育、研究又は学習のため、学術に係る調査を依頼することができる。

第16条 利用者は、教育、研究又は学習に必要な場合は、著作権法に基づいて文献の複写を依頼することができる。また、所定の手続きにより、学術情報にかかわるデータベース等の検索を依頼することができる。

2 料金・手数料などについては別に定める。

第17条 利用者は、教育、研究又は学習に必要な文献が学外にある場合、所定の手続きにより、当該文献の複写その他相互貸借の利用を依頼することができる。

第18条 利用者は、資料を汚損、破損した場合及び図書館内の設備に損害を加えた場合に対しては、館長がこれを弁償させるほか、場合によっては利用を停止する又は禁止する。

2 利用者は、資料を紛失した場合は金銭を持って同一資料代を全額弁償しなければならない。

第19条 館長は、利用者が掲示事項その他の係員の指示に違反または従わないときは、図書館の利用を停止することができる。

第20条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し必要な事項は、館長が定める。

第21条 図書館の利用者は次のことを厳守しなければならない。

- 一 談話、音読等他人の妨げとなるような喧騒な行為をしないこと。
- 二 印刷物その他物品を販売または配布若しくは掲示しないこと。
- 三 会合あるいは集会をしないこと。
- 四 所定の場所以外で飲食喫煙をしないこと。
- 五 掲示に注意し、館員の指示に従うこと。

第22条 貸し出された資料を期限までに返却しない場合は、該当資料が返却されるまで貸出を停止する。

2 返却期限日より起算して2ヶ月間返却しない者に対しては、帯出資料の補償を求める。

3 その他この規定に従わず館内秩序を乱した者に対しては、直ちに退館を命じ、または図書館利用を禁止する。

附 則

この規程は平成16年7月21日から施行する。

八洲学園大学の事務組織及び事務分掌を定める規程

第1条 この規程は、八洲学園大学（以下「本学」という。）学則第6条第2項の規定に基づき、本学の事務組織及び事務分掌について定めることを目的とする。

第2条 事務局に総務課、教務課及び附属図書館事務部（以下「事務部」という。）を置く。

2 総務課に総務係及び会計係を、教務課に教務係及び学生係を、事務部に図書係を、それぞれ置く。

第3条 事務局に置く職の種類は、事務局長、課長、事務長、係長及び係員とし、事務職員又は技術職員をもって充てる。

一 事務局長は、学長を補佐するとともに、所属職員を指揮監督し、所掌事務を掌理するとともに事務部の事務について総括し、及び調整する。

二 課長は、事務局長の命を受け、所属課員を指揮監督し、課の所掌事務を処理する。

三 事務長は、附属図書館長の命を受け、所属事務部員を指揮監督し事務部の所掌事務を処理する。

四 係長は、課長又は事務長の命を受け、所属係員を指揮監督し係の分掌事務を処理する。

五 係員は、上司の命を受け、事務に従事する。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めた場合には、事務局次長、課長補佐、事務長補佐、主任の職を置くことができる。

3 前各項の職の定数は、理事長が学長の意見を聞いて定める。

第4条 総務課の所掌事務は、次のとおりとする。

一 事務局の事務に関し、総括し、連絡調整すること。

二 儀式、その他諸行事に関すること。

三 教授会、委員会等総務課所掌の会議（他課が所掌するものを除く。）に関すること。

四 学則その他諸規程等の制定及び改廃に関すること。

五 公印の管理、公文書類の発受及び整理保存に関すること。

六 科学研究費等の申請に関すること。

七 学術団体等との連絡に関すること。

八 職員の身分、服務及び研修に関すること。

九 職員の健康管理、福祉及び労働災害に関すること。

十 年金及び退職手当に関すること。

十一 職員団体に関すること。

十二 人事記録、その他人事に関すること。

十三 予算及び決算並びに会計諸帳簿の記録・保存に関すること。

十四 物品の管理に関すること。

十五 会計の監査に関すること。

十六 収入・支出外現金に関すること。

十七 学費の徴収及び寄付物品に関すること。

十八 物品の調達、保管及び修繕に関すること。

十九 防火、防災、保安、整備に関すること。

二十 調査・統計及び諸報告に関すること。

二十一 その他他の課の所掌に属しない事務を処理すること。

2 前項第一号から第十二号までと会計に属さない第二十号、及び第二十一号の事務を総務係が、同項第十三号から十九号までと会計に属する第二十号の事務を会計係が分掌するものとする。

第5条 教務課の所掌事務は、次のとおりとする。

一 学籍及び成績記録に関すること。

二 授業計画及び授業時間に関すること。

三 学生の入学、留学及び卒業等学生の身分に関すること。

四 学生に関する各種証明書・推薦書・調査書等の発行に関すること。

- 五 教務委員会、FD委員会、学生委員会の庶務に関する事。
 - 六 大学の広報に関する事。
 - 七 学生募集に関する事。
 - 八 機関誌「キャリアアップ」の編集・発行に関する事。
 - 九 学生（団体を含む。）の補導に関する事。
 - 十 学生による掲示、放送、出版物、及び集会に関する事。
 - 十一 学生の課外活動に関する事。
 - 十二 学生の風紀及び秩序の維持並びに学生の処分に関する事。
 - 十三 学生の福利厚生及び健康管理に関する事。
 - 十四 学生の奨学金に関する事。
 - 十五 学生の就職、進学相談に関する事。
 - 十六 学生相談センターの事務に関する事。
 - 十七 教務課の所掌に係る調査統計に関する事。
 - 十八 その他学生に関する事。
- 2 前項第一号から第八号までと教務係に属する第十七号、及び第十八の事務を教務係が、第九号から第十六号までと学生係に属する第十七号の事務を学生係が分掌するものとする。
- 第6条 事務部の所掌事務は、次のとおりとする。
- 一 図書（視聴覚資料を含む。以下同じ。）の選択、収集及び分類に関する事。
 - 二 図書の管理（修理、製本及び不用決定を含む。）に関する事。
 - 三 雑誌の編集、受入、保管に関する事。
 - 四 学術情報の収集、整理及び提供に関する事。
 - 五 図書館委員会の庶務に関する事。
 - 六 図書館に関わる調査・統計に関する事。
 - 七 その他図書館に関する事。
- 第7条 第4条から第6条の所掌事務に関し、疑義が生じた場合は、事務局長が裁定する。

附 則

この規程は、大学設置認可の日から施行する。

平成16年度八洲学園大学臨時教授会議事録

開催日:平成16年4月1日(木)

場 所:八洲学園大学8階会議室

出席者:高橋 進、水野 建雄、中田 雅敏、山本 恒夫、浅井 経子、福田 博子、渡邊 達生、
石井 雅之、巖 錫仁、秋吉 正博、石田 尊、平良 直

欠席者:なし

遅 刻:なし

オブザーバー:小宮 郁子

1. 高橋学長挨拶

高橋学長より挨拶があった。

2. 議長選任

高橋学長より水野 建雄生涯学習学部長を議長に推薦する旨提議があり、これを了承した。

3. 議長挨拶

水野議長より挨拶があった。

4. 自己紹介

各教員より自己紹介が行われた。

5. 委員会配属

別紙のとおり委員会配属について提議があり、これを満場一致で了承した。

6. 春学期の行事予定

春学期の行事予定について別紙のとおり報告があった。教授会は毎月第3週の水曜日に開催することを満場一致で了承した。

7. 受験の状況報告と合否判定の承認

山本 恒夫入試委員長より3月までの出願状況と、合否判定結果について報告があった。合格者を満場一致で承認した。また、小宮 郁子助教授(予定)を合否判定会議の参加者として認定した。

8. その他

名簿に巖助教授のメールアドレスが eon と書かれていたが、eom であるとの申出があった。

事務局伊藤職員より入学式について説明と依頼があった。入学式で先生方の紹介を行うこと、両課程長が課程の説明をすることが了承された。

メディアセンターの教員研修の日程について説明があった。4月6、7、8、14、15、16日にeラーニングの研修を行う。

次回開催日:4月21日水曜日14時

平成16年度八洲学園大学第1回教授会議事録

日時 平成16年4月21日14時～

場所 8階会議室

出席者 高橋、水野、中田、山本(恒)、浅井、福田、渡邊、巖、平良、石田、石井、秋吉
オブザーバー:小宮、関、高鷲、望月、埴、沼倉、山本(格)、江田

自己紹介

議事に先立ち、4月1日欠席の先生方の自己紹介が行われた。

関、高鷲、望月、埴、沼倉、山本(格)、江田

高橋学長、水野学部長、中田課程長及び山本(恒)課程長から挨拶があった。

定足数確認

水野議長から教授会の規定により3分の2の構成員の出席を以って教授会が成立する事が報告され、本日は12名全員の出席なので、成立したことが報告された。

審議事項

1. 臨時教授会議事録承認の件

水野学部長より前回臨時教授会議事録(案)について確認を求めたところ意義無く確認した。

2. 学則及び諸規定について

吉田事務局長から、教学にかかわる規則類中、学則および学長選考規則は、理事会の審議を経て、他は教授会の審議を経て制定されること、および就業規程等は法人本部に制定権があるため今回は報告事項となること。これらの規則類は、本年4月1日または大学設置認可の日から適用されることなどの説明があり、審議の結果教学にかかわる規則類は承認された。

なお、法人本部制定にかかわる規程に関し、人事考課の評価権者、評価項目などについて質問があったが、後日、事務局から本部に問い合わせ、教授会に報告することとした。

3. 八洲学園大学起案等の基本に関する規程について(資料3)

高橋学長より説明があったあと、質疑応答と審議の結果承認された。

4. 平成16年度合否判定について(資料4)

山本入試委員長より資料にもとづき説明があり、4月1日より20日までの91名の合格者が承認された。

5. 秋学期の合否判定と募集要項について(資料5)

山本入試委員長から説明があり、次回の教授会において提案することとした。

6. 既修得単位の認定について

中田教務委員長より説明があり、承認した。

7. 広報委員会の設置について

高橋学長から説明があり沼倉、山本(格)、小宮、巖、平良の各教員を委員に当てることが承認された。

報告事項

1. 学校における教育活動と著作権

山本(恒)教授から説明があった。

次回開催日

次回の教授会開催日5月19日(水)14時

平成16年度八洲学園大学第2回教授会議事録

日時 平成16年5月19日14時

場所 8階会議室

出席者 高橋、水野、中田、山本（恒）、浅井、福田、渡邊、巖、平良、石田、石井、秋吉
オブザーバー：和田理事長、小宮、関、高鷲、望月、埴、山本（格）

高橋学長から挨拶があった。

定足数確認

有議決権者12名全員の出席で、教授会が有効に成立したことが報告された。

審議事項

1. 第1回教授会議事録承認の件

水野学部長より前回第1回教授会議事録（案）について確認を求めたところ意義無く確認した。

2. 平成16年度春学期合格判定について

山本（恒）入試委員長より議題について説明があった。入試委員会で合否判定を行った結果、88名を合格（うち、59名を条件付合格）としたことが報告され、これを承認した。

3. 平成16年度秋学期の募集要項について

山本（恒）入試委員長より大学の自己点検評価の基準に合わせるように募集要項を作成したことが説明された。併せて、履修登録に関する現状について中田教務委員長より説明があり、17名の未登録学生がいることが報告され、その17名に対して5月30日までに履修登録を済ませるように働きかけていることが報告された。

大筋において原案を承認し、意見があれば5月末まで受け付けること、意見があった事項は運営委員会で検討し次回教授会で報告することとした。

4. 紀要委員会規程、及び紀要投稿規程について

高鷲紀要委員長より議題の説明があった。

非常勤講師の投稿、投稿されるレポートの種類、論文審査の方法について質問があり、次回の教授会までに引き続き検討することとした。

5. 神奈川県主催「生涯学習プログラム講座」への応募について

議題について中田課程教育課程長より説明があった。家庭教育がこのプログラムのテーマに含まれているので、家庭教育課程の教員が参加する方向で進みたいとの説明がありこれを了承した。講義内容テーマについては家庭教育課程に一任し、次回の教授会で報告することとした。

6. 「学習ガイド」の作成について

渡邊教授より、教務委員会と学生委員会が合同で作成することが説明されこれを承認した。

報告事項

1. 実習委員会報告

福田教授より以下の検討事項について説明があった。

- ① 実習先の開拓の件、
- ② 実習の時期。1年前に書類を提出しなければならないこと。
- ③ 賠償責任保険への加入の検討。

- ④ 学外実地研修。18年度韓国に実習に行くので、早めに下見に行くこと。
2. 人間開発教育課程会議の報告
山本課程長より共同研究について説明があった。遠隔教育についてそれぞれの研究テーマを生かせるように検討していることが報告された。
3. 平成16年度紀要発行について
高鷲教授より、投稿の申請を受け付けることが報告された。紀要投稿申請欄には出版・電子化することについて承諾をもらうために、認印の押印をすることが提議され承認された。
4. 著作権問題について
浅井教授より別紙資料のように説明があった。
5. 八洲学園大学教職員給与規程について
吉田事務局長より説明があった。先月の教授会で八洲学園大学教職員給与規程(案)を報告したが、今回の報告は制定されたこと、教員に関しては修正が無いこと、事務職員の超過勤務にかかわる部分が削除されていることが報告された。また、前回質問のあった年俸の額、人事考課の際の考課者、評価項目について説明があった。
6. メディアセンターの件
水野学部長より、メディアセンターに依頼をする際は担当教員の石田先生に電子メールもしくは書面で取次ぎを依頼することとした旨、説明があった。
7. 教務日程の一部変更
水野学部長より以下のことについて説明があった。
テキスト履修の第1回の課題提出が6月10日に締め切られるが、指定のテキストが手に入らない学生がいることから、課題レポート締切を6月10日から20日の間にし、成績の報告の締め切りを6月末まで繰り下げることにした。
また、市販のテキストを使用する際は在庫確認をお願いしたい。
また、テキスト履修の科目習得試験の実施方法について各先生に問い合わせをすることになった。
8. 図書館利用規程について
水野学部長より、図書館利用規程の改正については図書館委員会にはかり、教授会で承認された後改正することとし、それまでの運用は修正案を加味しながら弾力的に運用する旨、説明があった。
9. メディアセンターの問い合わせ
水野学部長より、授業画面下の小テストの実施については担当教員に一任することとし、制度は設けないが、授業で効果があると思う場合は積極的に活用していただきたい旨報告された。
10. 履修案内について
水野学部長より履修案内について修正などある場合は意見を届けてほしいこと、及び「17年度18年度開講」の科目について、近日中に開講年度の確認をすることとしたい旨、報告があった。

次回開催日 6月16日水曜日 14時より

平成16年度八洲学園大学第3回教授会議事録

日時 平成16年6月16日(水) 14時～

出席者 高橋、水野、中田、山本、浅井、福田、渡邊、石井、巖、石田、秋吉、平良

オブザーバー:小宮、望月、山本格、江田

事務局:吉田、平林

高橋学長から挨拶があった。

定足数確認

有議決権者12名全員出席で、教授会が有効に成立したことが報告された。

審議事項

1. 第2回教授会議事録承認の件(資料1)

水野学部長より前回第2回教授会議事録(案)について確認を求めたところ異議なく確認した。

2. 紀要投稿規程について(資料2)

福田教授より前回教授会後の規程(案)の変更点について説明があった。第2条に非常勤講師の項目を含めたこと、第5条に紀要審査についての項目を盛り込んだことが報告された。また、委員会規程(案)は変更点がないこと、現段階での紀要投稿申請者についても説明があった。

水野議長より午前中の運営委員会において、第2条についての討議が行われたことが説明された後、審議に入り、その結果、非常勤講師にも積極的に投稿を呼びかけることと、紀要に掲載できなかった原稿については、雑誌「高等教育研究」に掲載することが確認された。また、高橋学長より高等教育研究についての補足説明と、「高等教育研究」を紀要委員会に分担していただきたい旨説明があった。

紀要委員会に検討を依頼し、次回の教授会で審議することとした。

3. 図書館利用規程について(資料3)

福田教授より図書館利用規程の新旧対照表に基づき、規程の変更点について説明があった。これについて

第8条の教職員の図書長期利用についての条項について

研究費で購入した図書の取り扱いについて特別貸し出し規程を作る必要性について

科目履修生への図書貸し出しについて提案があり次回教授会において再度審議することになった。

吉田事務局長より、夏期開館日の期間と、年末年始休業と学則との整合性について指摘があった。

なお、各教科の教科書と参考文献を図書館に入れることになった。

4. 共同研究について

水野議長より家庭教育課程及び人間開発教育課程より2件の申請があったことが報告され、審議の結果これを承認した。

5. 秋学期の合格発表について

山本入試委員長より、別紙資料により秋学期の合格判定についての手続きと日程および募集期日は10月27日までの出願受けであることが説明され承認された。

報告事項

1. 各種委員会について

渡邊教授より学生委員会について以下の件を検討中であることの報告があった。

- ① 学生団体の設立について
 - ② 掲示板（大学から学生に支援センターを経由しないで掲示できるフォーマルに知らせる掲示板がない。）
 - ③ 学習のしおり
 - ④ 学生相談センター
2. 人間開発教育課程会議について
山本課程長より共同研究の件の報告があった。
 3. 学生数について
山本入試委員長より春学期入学者のデータを分析する件について提案があった。

その他

1. 平成16年度「生涯学習プログラム講座」（神奈川県主催）の開設について
渡邊教授より当講座について説明があり、12時間を家庭教育課程複数教員が分担し、家庭の中に価値を作っていく講座を行う方向で応募した旨が報告された。
2. メディアセンターとの打ち合わせ
石田講師よりメディアセンターとの打ち合わせ内容について説明があった。
 - ① マニュアルづくり
 - ② 成績管理システム
マニュアルが来週中に作成される。
 - ③ メディアセンターへの連絡先変更
3. 家庭教育アドバイザー資格について
中田課程長より次のような説明があった。
 - 1) 単位を取得した上で、家庭教育学会の講習を受講して認定される。
 - 2) 家庭教育アドバイザーの対象を4つに分ける。保育、児童期、青年期、スクールアドバイザーに分けて、履修モデルを作成する。
4. 配信トラブルの件
次のような問題点が指摘された。
石井助教授より、6月4日金曜日スクーリング科目がネットワークトラブルによって配信できなかった件については、その講義を別途オンデマンドで作成し、9日に完成した。
この後、通信障害についての質疑応答があった。

次回開催日 7月21日水曜日 14時より

平成16年度八洲学園大学第4回教授会議事録

日時 平成16年7月21日 14時

場所 8階会議室

出席者 高橋、水野、中田、山本(恒)、福田、渡邊、浅井、石井、巖、平良、秋吉、石田

(オブザーバー)岸、高鷲、山本(格)、赤沼、小宮、江田

和田理事長

事務局 吉田

定足数の確認 有議決権者12名全員出席で、教授会が成立。

審議事項

1 第3回教授会議事録(案)の確認それぞれ報告があった。

一部修正(報告事項の「3 学生数について」の次行「山本課程長」を「山本入学試験委員会委員長」に修正)の上、承認した。

2 秋学期学生募集体制について

学長から、現在ネット上で学生募集をしているものの十分とは言い難く、先生方のお知り合いの機関に働きかけをお願いしたい旨の協力要請(交通費は、大学で実費負担)があった。引き続き水野議長から、大学のパンフレットが8月に完成すること、学生募集を広報委員会の活動としても行うことなどの補足説明があった。

3 第1回秋学期合否判定について

山本(恒)入学試験委員会委員長から、志願者から提出させる入学志願票及び作文はネットで、調査書や卒業証明書等は郵送で提出させているが、合否判定は、入学資格の確認の後、志願者の将来の希望、作文により総合判定しているとの説明があり、審議の結果6名を合格とした。

4 著作権問題について

ーとくに授業関係実施にともなう料金支払いの問題についてー

資料2により理事長から、DKULが行う講習後6ヶ月間は無料であるが、6ヶ月を超えると有料というもので、公平の観点からの措置と理解して欲しいとの説明の後、意見の開陳があった。出された意見は多様で、

① 有料とすることに否定的意見

② 教員間で情報交換を行い、必要によりメディアセンターに聞く、あるいはFD研修会で検討するという意見

⑤ 送信の安定性の確保を願う意見

④ 安心して授業ができる体制をのぞむ意見に集約できる。この件の取り扱いについては、今後運営委員会で審議していくこととなった。

ーオンデマンド、CD-ROMの著作権と大学との関係についてー

資料3により理事長から、この契約書(案)は、教員が著作権を持つとの前提にたっているものの、大学に有利な形に作られている。契約にあたりライブの配信権、オンデマンド配信権の二つを大学が所有できれば、他のことは教員によって差があっても良いとする旨の説明があった。

審議の結果、授業計画や教育方法の相違により、契約内容に条件を付して承諾する場合もあることが確認された。なお、就任済みの先生は個別に、これから就任される先生はその都度契約書(案)を提示し、契約することが承認された。

- 5 学生の異動について
人間開発教育課程 ****から提出された退学届（資料4）を審議した結果、やむを得ないものとして、受理することとした。
- 6 入学試験委員会規程の制定について
- 7 教務委員会規程の一部を改正する規程の制定について
この二つの議題は、密接な関係にあるため一括審議することとし、資料4, 5により入学試験委員会委員長他から説明の後、審議の結果、承認された。
- 8 紀要投稿規程について
資料7により高鷲紀要委員会委員長から説明の後、審議の結果承認された。
- 9 図書館利用規程について
資料8により高鷲図書館長から説明の後、審議の結果承認された。

（報告事項）

- 1 テキスト履修生への第2回課題について
中田教務委員会委員長から、資料による説明と新しいシラバス作成について協力依頼があった。
- 2 課程会議報告
中田家庭教育課程長から、神奈川県主催の生涯学習プログラム講座に応募したが不採用となった旨、報告があった。
人間開発教育課程の共同研究に関し、石田、秋吉両講師が研究発表を行ったことを浅井教授から、ライブ送信システムの安定性について山本人間開発教育課程長から、それぞれ報告があった。

平成16年度八洲学園大学第5回教授会議事録

日時 平成16年8月18日 14時

場所 8階会議室

出席者 高橋、水野、中田、山本（恒）、福田、渡邊、浅井、石井、巖、
平良、秋吉、石田
(オブザーバー) 高鷲、山本(格)

事務局 吉田、平林

定足数の確認 有議決権者12名全員出席で、教授会が成立。

審議事項

1. 第4回教授会議事録(案)の確認。(資料1)

前回議事録を確認の後これを承認した。

2. 第2回秋学期合否判定について

山本入試委員長から、8月10日まで出願した出願者17名(家庭教育課程3名、人間開発教育課程正科生4名、同科目等履修生10名)について説明があり、うち2重学籍の可能性のある2名については所属大学に確認をとるよう指導した上で全員合格としたい旨の提案があり、これを承認した。

また、前回の合格者とあわせると25名の合格となることが報告された。

3. 著作権にかかわる問題、授業実施に伴う料金支払いの問題について

吉田事務局長より著作権に関するアンケート結果について説明が行われた。承諾25名、条件付4名、承諾しない2名、未回答15名であったこと、及び承認するとした者のうち教授会において理事長説明の後承諾すると回答したものが相当数あり、条件付承諾と考えたほうが自然であるとの説明があった。また今後の予定としては先生方のご意向により、契約書の修正のあと契約をするという運びとなるであろうとの説明があった。

授業実施に伴う料金支払いの件について水野学部長より説明があった。教員に授業に専念してもらうために、大学が授業に助手を手当てすることが運営委員会で検討されたことが報告された。この件については今後理事長と交渉した後教授会に報告することを承認した。

4. シラバスの様式変更について(資料2)

表記について中田教務委員長及び石田講師より、スクーリング履修、テキスト履修、レポートスクーリング履修の見本について説明があった。

論文方式の場合のシラバスの書き方について高橋学長より補足説明があり、学生になるべく課題方式を勧めることを確認した。また、科目履修試験及び最終試験について、試験方式かレポート方式かの実施方法をシラバスに明記することが水野学部長より説明された。

新しいシラバスの様式を承認し、各教員に書き直し作業を依頼することが了承された。

5. 秋学期の教務日程について(資料3)

吉田事務局長より別紙にもとづいて説明があった。通常スクーリングの授業開始を11月1日にとすること、テキスト履修の第1回課題提出締切日を12月10日、第2回課題提出締切日を1月31日、科目修得試験を3月14日～17日とすること等、説明があった。

質疑応答の後、これを承認した。

(報告事項)

1. 課程会議について

人間開発教育課程について

- ① 秋吉講師より第2回人間開発教育課程の共同研究の報告会を実施したことが報告された。

- ② 山本課程長より人間開発教育課程が遠隔教育の安定化について調査を行っており、家庭教育課程の教員の参加をも望んでいることが報告された。あわせて、学生の画面のキャプチャーについて著作権の観点から調査をしたことが報告された。また、システムの安定化と、来年の大学設置審議会への報告や査察に関して説明があった。

家庭教育課程について

中田課程長より、家庭教育学を構築することを目的に、課程会議を行ったこと及び家庭教育アドバイザーの養成を民間でも行っていることについて報告があった。

2. 科目修得試験・最終試験について

水野学部長より、20日に試験問題入力のためのマニュアルが配布されることが報告された。また、試験問題作成のための注意事項の説明があった。

当日試験を受験できない学生が19名いること、その学生にレポートを提出させ単位認定することが説明された。また、受験生の中に視覚障害者があり、試験時間が健常者の1.5倍時間がかかるとの申し出があり、これを認めることが説明された。

3. その他

- ① 神奈川県生涯学習講座について。家庭教育課程から申請をしたが、採用からもれたことが報告された。
- ② HP上でテキストの一部が公開されていることについて山本課程長より説明があった。また、テキストが一般に販売されていることについて説明があった。
- ③ 8月23日海外技術者研修協会から東南アジアの技術者の研修受講者27名が本学に見学に来ることが報告された。

次回開催日： 平成16年9月15日（水）

平成16年度八洲学園大学第6回教授会議事録

日時 平成16年9月29日 14時
場所 8階会議室
出席者 高橋、水野、中田、山本（恒）、福田、渡邊、浅井、石井、
平良、秋吉、石田
欠席者 巖

(オブザーバー) 高鷲、山本（格）、小宮、江田

事務局 吉田、平林、渡邊

定足数の確認 有議決権者11名の出席で、教授会が成立。

(審議事項)

1. 第5回教授会議事録(案)の確認。(資料1)
前回議事録を確認の後これを承認した。
2. 第3回秋学期合否判定について
山本入試委員長から、9月22日までの合格者28名(家庭教育課程8名、人間開発教育課程正科生6名、同科目等履修生13名、同特修正1名)について説明があり、審議の結果これを承認した。また、前回の合格者とあわせると53名の合格となることが報告された。
10月の日程について説明があり、10月4日締切分については、10月5日合否判定案を作成すること。10月19日締め切り分については、10月20日教授会で判定すること。28日判定会議のあと10月29日合格発表を行い、11月の教授会で承諾するスケジュールであることが報告された。
3. 大学水準の確保と本人確認について(資料2)
山本入試委員長より養護学校卒業の志願者1名について、入試委員会で調査の結果、知的障害については軽度であるため入学を許可したい旨説明があり、協議の結果承認された。これに関連して今後大学の水準維持のために資料2のように進めることの提案があり、これを承認した。
4. 八洲学園大学の学外実地研修・調査に関する規程の制定について(資料3)
福田教授より資料3にもとづいて説明があった。審議の結果第3条第3項について「学外実地研修を履修できるものは」と修正する事とし、本規程を承認した。
5. 八洲学園大学の保育実習及び博物館実習に関する規程の制定について(資料4)
福田教授より資料4に基づいて説明があった。
質疑応答の後、これを承認した。
6. 八洲学園大学実習委員会規程の制定について(資料5)
福田教授より資料4に基づいて説明があった。
質疑応答の後、これを承認した。
7. 平成16年度秋学期スクーリング時間割について
吉田事務局長より資料6に基づいて説明があった。資料に記載がない土井講師の「自然体験活動の指導(演習)」が11月5日から6日に「国立吉備少年自然の家」で行われることについて説明があり質疑応答の後、これを承認した。
8. 授業実施に伴う料金支払いの問題について
和田理事長より、支援センターの職員は本来八洲学園大学の職員ではないことから助手の依頼については料金を支払う必要があること、助手を依頼した場合料金をどのように負担するかについては、依頼者の

数によって判断が変わることが説明された。協議の後、依頼者の人数を把握するためのアンケートを実施することが提案され、これを承認した。

9. 著作権実施契約について

吉田事務局長より説明があった。著作権契約の案内を行うこと、条文訂正があったら返答していただくことについて説明があり、これを了承した。

(報告事項)

1. 課程会議について

人間開発教育課程について

- ① 秋吉講師より第3回人間開発教育課程の共同研究の報告会「社会人のための遠隔教育」を実施したことが報告された。また、報告書作成の方向性について話し合いを行ったことが報告された。
- ② 石田講師より教育システム安定化ワーキンググループの第1回ミーティングを9月1日に行ったこと、10月6日に第2回ミーティングを実施することが報告された。
- ③ シラバスの件
水野学部長よりシラバスの記入について、論文方式の欄を無記入にする場合は課題方式を選択するよう、理由とともに助言の文章を書いてほしい旨、説明があった。
- ④ 学生委員会の経過報告
渡邊教授より、学生の悩みに対応するために相談センターを作ること、学生相談のホームページを作成することについて準備を進めている旨、報告された。
- ⑤ その他
高橋学長より大学院設置について報告があった。これに関連して研究成果を上げる必要があることが説明された。

次回開催日： 平成16年10月20日(水)

平成16年度八洲学園大学第7回教授会議事録

日時 平成16年10月20日 14時
場所 8階会議室
出席者 高橋、水野、中田、山本（恒）、福田、渡邊、浅井、石井、巖平良、秋吉、石田
欠席者 なし

(オブザーバー) 山本（格）、小宮

事務局 吉田、平林、朝比奈

定足数の確認 有議決権者12名の出席で、教授会が成立。

審議事項

1. 第6回教授会議事録（案）の確認。（資料1）
前回議事録を確認の後これを承認した。
2. 第3回秋学期合否判定について
山本入試委員長から、合否判定の原案について説明があった。特に、他大学在籍者には二重学籍の問題が起きないように注意を喚起したとの説明があり、審議の結果、これを承認した。その結果10月20日までの合格者151名（家庭教育課程42名、人間開発教育課程正科生42名、同科目等履修生55名、同特修正5名）について説明があり、審議の結果これを承認した。
また、春学期学生で授業料未納のため入学者として扱っていない者の授業料納入により、学生数が確定したこと、春学期の辞退者は、図書館司書資格が1年で取れないことが分かって辞退した人が多かったことが報告された。
3. 外部要因による通信障害の調査について
山本人間開発教育課程長より資料2に基づいて、外部要因によるトラブル数を把握するために、16年度春学期生入学者を対象に調査を行いたい旨説明があり、審議の結果これを承認した。
4. 特修生の課程修了者の認定について
中田教務委員長より、3名の特修生が規程で定める単位数取得者であり、この3名を正科生として入学を許可すること、取得単位を正科生の単位として認定する旨の説明があった。審議の結果これを承認した。
5. 学生の休学について
中田教務委員長より資料3にもとづいて科目等履修生****より休学届けが出ている旨説明があり、審議の結果これを承認した。
6. 17年度学生募集日程について
水野学部長より平成17年度春学期募集日程について説明があった。1月8日から4月20日までを1次募集とし、第2次募集を4月21日より4月30日までとすること。秋学期の第1次募集が7月1日から10月20日、第2次募集が10月21日から10月30日までとすることが説明された。
審議の結果これを承認した。

(報告事項)

1. 課程会議について
人間開発教育課程について
① 秋吉講師より第3回人間開発教育課程の共同研究の報告会「社会人を対象とする遠隔教育の安定

的展開に関する研究」を10月6日に実施したことが報告された。

- ② 石田講師より教育システム安定化ワーキンググループの第2回ミーティングを10月6日に行ったことが報告された。
- ③ 山本課程長より人間開発教育課程の授業評価の取りまとめについて説明があり、今後検討していきたい旨報告された。合わせて水野学部長より自己点検評価委員会開催について報告があった。
- ④ その他
中田教務委員長よりマニュアル集を作成する旨説明があった。なお、テキスト履修の最初の授業時に授業の進め方、自己紹介など授業のガイダンスをメッセージ機能を使って行うこと、メッセージ機能の操作マニュアルを作成すること等、依頼と報告があった。

次回開催日： 平成16年11月17日（水）

平成16年度八洲学園大学第8回教授会議事録

日時 平成16年11月17日 14時
場所 8階会議室
出席者 高橋、水野、中田、山本（恒）、福田、渡邊、浅井、石井、巖
平良、秋吉、石田
欠席者 なし

(オブザーバー) 山本（格）、小宮、大石、関

事務局 吉田、平林、朝比奈

定足数の確認 有議決権者12名の出席で、教授会が成立。

審議事項

1. 第7回教授会議事録（案）の確認。（資料1）
前回議事録を確認の後これを承認した。
2. 第6回秋学期合否判定について
山本入試委員長より説明があった。10月28日願書の締め切ったこと、合格を認定した人のうち書類がそろっていない人については条件付合格としたことが報告された。合格者合計は正科生121名、科目等履修生94名、特修生16名の231名になることが報告された。学生は春秋合わせて453名となる。
審議の後これを承認した。
3. 17年度春学期募集要項について（資料2）
山本入試委員長より資料2に基づいて説明があった。5ページの7項の「・・・取り消す場合があります。」を「・・・取り消すことがあります。」に修正すること。10項「特に国家資格を取得する場合」を「特に学芸員等の国家資格を取得する場合」に変更することとし、これを承認した。
4. 17年度合否判定法について（資料3）
山本入試委員長より資料2及び3に基づいて説明があった。手続きについての説明の後、合格判定予定の説明があり、これを了承した。
5. 17年度学事予定について（資料4）
平林事務局次長より資料4に基づいて説明があった。課題の締め切り等について意見があり、審議の結果、課題提出を2回とすること。課題締め切りの日程については教務委員会に一任し教授会で報告することとした。
科目修得試験は8月26日～28日の1回とする。
6. 非常勤講師の採用について（資料5）
水野学部長より別紙資料に基づき「レファレンスサービス演習」担当の非常勤講師として、川戸理恵子氏の採用について説明があり。審議の結果これを承認した。
7. 学生異動について
中田教務委員長より正科生 ****からの退学届・正科生 ****からの休学届けが出ている旨説明があった。（資料6・7）
これに関連して、学長から学生の利便を図るためオンデマンド授業の導入について意見の開陳があった。この休・退学の件については保留とし、退学希望者・休学希望者に直接事情を聴取した上で対処することとし、12月の教授会に諮ることとした。
8. その他

中田教務委員長より、11月15日まで履修登録を受け付けたので、その間の授業は出席として扱ってほしいとの説明があった。

(報告事項)

1. 学習のしおりについて
石井助教授より資料に基づいて説明があった。11月24日に修正作業をし、11月の末ころに学生閲覧に供する予定であることが報告された。
2. 課程会議について
 - ①. 家庭教育課程共同研究
渡邊教授より報告があった。倫理研究所で共同研究会を実施したことについて報告があった。
 - ②. 第4回人間開発教育課程会議
山本人間開発教育課程長より11月10日実施したことが報告された。
 - ③. 第5回人間開発教育課程共同研究
秋吉講師より報告が行われた。他大学の事例について報告があった。
 - ④. 第3回教育システム安定化ワーキンググループ報告
石田講師より報告があった。

次回開催日： 平成16年12月15日(水)

平成16年度八洲学園大学第9回教授会議事録

日時 平成16年12月15日 14時～16時10分

場所 8階会議室

出席者 高橋、水野、中田、山本（恒）、福田、渡邊、浅井、石井、巖、平良、秋吉、石田

欠席者

（オブザーバー）山本（格）、小宮、大石、関、沼倉、高鷲

事務局 吉田、平林

定足数の確認 有議決権者12名の出席で、教授会が成立。

審議事項

1. 第8回教授会議事録（案）の確認。（資料1）

前回議事録を確認の後これを承認した。

2. 諸委員会委員について

水野学部長より、FD委員会と自己点検・評価委員会を発足すること、学生委員会の委員長を水野学部長から渡邊教授に変更すること及び入試委員会に渡邊教授、平良講師が加わることについて説明がありこれを了承した。

3. 平成16年度秋学期非常勤講師について

水野学部長より、高鷲（忠）講師が講座の早期開講のために負っている多大な負担を軽減するために、桂まに子氏を非常勤講師として採用したい旨提案があり、これを承認した。

4. 17年度学事予定について

水野学部長より、学事予定は非常勤講師、学生から早期決定の要請があること、課題の提出が3回であったものを2回に修正したなどの説明があった後、審議の結果、一部修正の上で本案を了承した。

次いで、中田教務委員長より履修登録が遅い学生については課題提出締切日を弾力的に扱ってほしいとの要望があった。

5. 入学者の確定方法について

山本入試委員長より、春学期の学生数が9月になって確定したこと、秋学期は入学金を先に徴収するようになったところ、6名入学金を支払っていないこと。学生の約35%は授業料を納めていないことが報告された。学長から、この件について教学側の立場を明確にし、授業料の取り扱いを明確にしたいとの意見があった。

6. 退学届（正科生 ****）

中田教務委員長より退学許可の提案がなされたが、学生委員会でも検討をすることとした。

中田教務委員長より前回の教授会で調査を行うこととされた退学1名、休学1名について調査を行った結果、意思が硬く慰留に応じないことが報告され、これを了承した。

（報告事項）

（ア）文部科学省による履行状況調査について

水野学部長より、12月16日に文部科学省の現地調査があることが報告された。当日のスケジュールについての説明があり、授業・施設見学などについて協力要請があった。

（イ）学習のしおりについて

石井助教授より説明があり、18日にホームページへの公開をすることが報告された。

（ウ）テキスト履修第2回課題テーマの告示について

水野学部長より、まだ第2回課題テーマを公開していない科目があるので公開のための日程を定めることが説明された。

中田教務委員長より第1回目課題の提出状況について説明があり、未提出の学生について12月26日まで受け付けていただきたいとの説明があった。

また、第2回の課題について12月26日までに課題の公開をお願いしたいという依頼があった。

(エ) テキスト履修論文方式選択学生の扱いについて

水野学部長より、秋学期に論文方式を選択した学生が2名あったこと、及び論文方式を選択した学生は2回論文を提出して担当教官から指導を受けた後、最終的に論文を提出すること、課程長、学部長など数名の教官が確認することが説明された。

(オ) 平成16年度入学の有無に関する要因分析について

山本入試委員長より、合格して入学しない学生の要因は何かについての分析結果が報告された。

分析項目には願書に記入がある項目によって分類し、これに沿ってデータ分析を行ったものである。

(カ) 諸委員会報告

(ア) 紀要委員会

紀要掲載論文の締め切りが10月末であるが、1月11日まで締め切りを延長するので協力願いたい旨報告された。

(イ) 教務委員会

中田教務委員長より、履修登録が遅れた学生の件が報告され、渡邊教授の協力を得て、11月22日に履修登録が完了したことが報告された。

(キ) 家庭教育課程共同研究報告

11月27日倫理研究所で「家庭教育学構築」の研究会が行われ、福田教授と秋吉講師が研究発表を行った旨の報告があった。

(ク) 第6回人間開発教育課程共同研究報告

アメリカのeラーニングのビデオを見て研究討議を行ったこと及び共同研究の途中経過を分担ごとに発表した旨の報告があった。

(ケ) 第4回教育システム安定化ワーキンググループ報告

12月1日水曜日12名が参加して、以下のことが話し合われた。

- ①紙対応学生で、遠隔にいる学生はすべて郵送によって行っているが、これを改善するために、携帯電話で情報を提供することなどで紙より有効な情報源をつくり、切り替えてもらうようにすることが議論された。
- ②基本的なパソコン操作まで電話対応しているが、学生用のマニュアルや、パソコン操作のオンデマンド画像を作る。
オンデマンド授業の件で検討し、ライブを充実させることで検討した。昼の授業が夜配信できるようにできないかについても合わせて検討。
- ③一部の授業について秋学期から教科書を改訂したが、春学期の教科書が残っていたため秋学期のものと混ざってしまったケースがあった。
- ④教員が参加するタイプのネット上の教室が作られたことが報告された。情報交換スペースとして活用する。

(コ) その他

(ア) 山本入試委員長より、春学期学生が大勢入ると授業がストップする可能性があることから2月3月から合格者に慣れてもらうように準備をすることが報告された。

(イ) 自己点検評価の個別報告について

水野学部長より、前回の教授会で個別報告作成を依頼したが、自己点検・評価委員会が発足するので、今後委員会において3月までに個別報告を含めた自己点検・評価報告書が作成できるよう検討して行きたい旨報告があった。

(ウ) 水野学部長より、学費を納入していない学生について説明があった。

次回開催日： 平成16年1月19日（水）

平成16年度八洲学園大学第10回教授会議事録

日時 平成16年1月20日 14時～15時35分

場所 8階会議室

出席者 高橋、水野、中田、山本（恒）、福田、渡邊（達）、石井、巖、平良、秋吉、石田

欠席者 浅井

（オブザーバー）和田理事長、山本（格）、小宮、大石、望月

事務局 吉田、平林、渡邊（真）

定足数の確認 有議決権者11名の出席で、教授会が成立。

審議事項

1. 第9回教授会議事録（案）の確認。（資料1）

前回議事録を確認の後、報告事項2の「冊子と」を削除することを了承し、これを承認した。

2. 平成17年度非常勤講師の変更について

水野学部長より、平成17年度変更・就任予定非常勤講師の内3名について説明があった。門多講師の後任として後出大講師、菊地講師の後任として鈴木康郎講師及び白石講師の後任として桂聖講師について説明があり、審議の後これを承認した。

続いて、平成18年度就任非常勤について就任予定9名中3名の説明があった。溝口講師の後任として百瀬ユカリ講師、金平講師の後任で池田俊明講師及び椎名講師の後任として鈴木康郎講師について説明があり、審議の後これを承認した。

3. 平成17年度春学期スクーリング授業及び科目習得試験日程について

吉田事務局長より、平成17年度春学期スクーリング時間割の第1次案について説明があった。

水野学部長より、同じ時間帯に集中している専任教員の科目については分散をお願いしたいという意見が運営委員会であり、課程長を通じて、時間移動のお願いをすることが報告された。

続いて、テキスト履修科目習得試験日程について説明があった。

審議の後これを承認した。

4. 平成16年度退学者について

渡邊学生委員長より、退学希望者****氏について説明があった。仕事で多忙であること、インターネットによる学習のすすめ方が理解できないことから退学を希望していることが報告され、審議の後これを承認した。

渡邊学生委員長より、退学者がそのまま退学するのではなく教学組織として確認をしていきたいとの説明があった。

5. その他

- ① 中田教務委員長より、専任・非常勤教員の授業の自己紹介や授業のコメントを5分から10分で収録し、オンデマンドで発信できるようにする旨説明があり、これを了承した。

(イ) 望月キャリアアップ編集委員長より、「キャリアアップ」編集会議の報告と、創刊号についての企画の趣旨・編集内容の説明があった。

若干の質問の後大筋を了承し、細かい点はキャリアアップ編集委員会に委任することでこれを承認した。

（報告事項）

1. 平成17年度春学期開講科目のシラバス記入について

中田教務委員長より、昨年暮れに平成16年度開講科目のシラバスの変更と平成17年度開講科目のシラバスの作成をお願いした旨説明があった。設置審から、シラバスをわかりやすく記入するようにとの指導があったことから、平成16年度のシラバスの変更を依頼したこと、平成17年度の教室が開設されていないため記入できなかったことについて説明があった。再度記入について依頼があった。

2. 入試委員会報告

①平成 16 年度秋学期入学者数

山本入試委員長より、平成 16 年度秋学期入学者が確定したことが報告された。秋学期生の状況についての報告があった。

続いて、入学金を支払わず、学費のみ支払って授業を受けていたが、入学辞退扱いになる連絡をしたところ、期限を過ぎて入学金の入金があったことが説明された。

平成 17 年度は入学金を期限までに支払わない場合は単位取得ができないこと、期限を過ぎての入金は次の学期の入学になるように扱うことが説明された。

梅崎氏の入学について審議の結果これを承認した。

②平成 17 年度春学期募集開始

山本入試委員長より平成 17 年度の募集について説明があった。今回から記入することになった自己活動暦について出願者の記入例が例示された。

3. 紀要委員会報告

水野学部長より紀要発行について説明があり、早急に原稿を提出するよう依頼があった。

4. 第 5 回・6 回人間開発教育課程会議報告

山本課程長より報告があった。平成 18 年度から 3 年次編入がはじまるので、科目等履修生が魅力を感じるようなカリキュラムを作る予定であることが報告された。

続いて、完成年度以降のカリキュラムの再編を計画していることが報告された。

5. 第 7 回人間開発教育課程共同研究報告

1 月 12 日に共同研究会を開催したことが秋吉講師より説明された。

6. 第 4 回教育システム安定化ワーキンググループ報告

石田講師より、ワーキンググループの会議を 2 月 2 日に実施する。中教審の答申の報告と外部要因による通信生涯の調査についての結果について報告をする予定であることが報告された。

山本課程長より、内部要因による通信障害がなくなったこと、外部要因による障害は回線が込み合う土日に多くなることが報告された。

7. 家庭教育課程会議報告

渡邊教授より、家庭教育アドバイザー資格に関して、30 年以上の教員の経験がある教員を対象とした家庭教育アドバイザーについて協議したことが報告された。

8. その他

ア) 人事委員会について

水野学部長より人事委員会立ち上げについて説明があった。人事委員会に当て職以外に 2 名教授が入ることになっていることから、2 名の選出をお願いすることおよび、今後人事委員会において細則を決定し 3 月の教授会に諮りたい旨説明があった。

イ) 自己点検・評価委員会について

水野学部長より、来週から協議をスタートする旨説明があった。

ウ) インターネット研究室便りについて

水野学部長より、インターネットで受講する学生が多いので、インターネット研究室便りを公開することについて説明があった。

2 月 2 日のワーキンググループ会議で話し合いをする旨説明があった。

(ア) 授業科目の充実について

(イ) 水野学部長より、20 年 4 月からのカリキュラムの充実を行っていく必要があるため、早めに着手する旨報告があった。

(ウ) 特修生について

高橋学長より、特修生が正科生になるときに証書を出す必要がある旨説明があった。

次回開催日：平成 16 年 2 月 16 日（水）

平成16年度八洲学園大学第11回教授会議事録

日時 平成16年2月16日(水) 14時10分～16時02分
場所 8階会議室
出席者 高橋、水野、中田、山本(恒)、福田、浅井、渡邊(達)、石井、巖、平良、秋吉、石田
欠席者 なし
オブザーバー 和田理事長、山本(格)、小宮
事務局 吉田、平林、朝比奈、渡邊(真)

定足数の確認 有議決権者12名の出席で、教授会が成立。

審議事項

1. 第10回教授会議事録(案)の確認。(資料1)
前回議事録を確認の後、これを承認した。
2. 平成17年度春学期第1回合格判定について
山本入試委員長より、平成17年度春学期生1次募集第1回合格判定について説明があった。自己活動歴の内容について疑問点があった場合には保留とし、入試委員会に諮って合格とすることが説明された。また、合格者と仮合格者について、シラバスが公開されていないことから今回は仮合格認定をせずに3月に書類がそろった時点で合格とすることの説明があり、以上の件が、審議の結果これを承認した。
3. 入学金・入学者の取り扱いについて
山本入試委員長より、標記の件の概要について説明があり入学に関する判断は教授会決定としたいことが説明された。
詳細について事務局渡邊より、合格者と仮合格者の入学金の納入期限についての説明があった。入学金の最終期限を過ぎて入金が無いものについて今期の入学者として認めず、入試方法の変更が無い限り来期の入学者として認定することが説明された。
審議の後、これを承認した。
4. 非常勤講師の変更について
水野学部長より第10回教授会で認定されていない7名の非常勤講師の就任について資料に基づいて説明があった。
このうち平成17年度就任の非常勤講師3名について審議の結果承認した。つづいて、教科書を依頼する関係から、平成18年度就任予定の非常勤講師4名について審議を行い、これを承認した。
5. 人事委員会委員について
水野学部長より人事委員会委員として、当て職以外に福田博子、浅井経子両教授を選任したことが説明され、浅井教授は平成17年度に高鷲教授に交替することが説明された。審議の後これを承認した。また、人事委員会規程に従って、教員選考手順の規程を作成することが報告された。
6. その他
(報告事項)
 1. 自己点検・評価について
水野学部長より、16年度自己点検・評価報告書作成について説明があり、委員会において11の点検・評価項目について3月中に執筆を終え、4月中に報告書を完成したい旨報告があった。またこれに関連して、各教員に個別報告の提出について、近日中に依頼文書を配布するので協力願いたい旨報告があった。山本課程長より認証評価を受けるにあたって学位授与機構の評価を受けること、評価項目については学位授与機構の評価項目を参考としていることについて説明があった。
 2. 平成17年度春学期スクーリングおよび科目修得試験の日程について
吉田事務局長より、特修生がスクーリング授業を受けやすいように対象となるスクーリング科目の時間割

の移動をお願いしたことが報告された。

3. 課程会議報告

(ア) 家庭教育課程会議

渡邊教授より説明があった。2回会議を持ち、家庭教育アドバイザー資格が家庭教育学会との連携によることから、家庭教育学会員に八洲学園大学のことを知ってもらうために、文書を配布する予定であることが報告された。

(イ) 第7回人間開発教育課程会議報告

山本課程長より報告があった。学生の水準についての文科省からの指示に従って、資格科目について国家資格を出すのがむづかしい学生について協議したことが報告された。

4. 家庭教育課程共同研究報告

平良教授より1月22日開催の研究会について報告があった。

5. 教育システム安定化ワーキンググループ報告

石田講師より、2月2日に実施した第5回のミーティングについて説明があった。インターネット研究室便りについて意見交換を行ったこと、学内向けの練習用の研究室便りを作成したことが報告された。

1月中旬の外部要因による通信障害の調査について報告を行ない、今後障害の状況について特定するための追跡調査を行うことが報告された。

中教審の答申について、また学生の授業出席の判断方法について、およびこれまでのワーキンググループの議事録が教室の掲示板上に公開されていること等が報告された。

6. 通信障害調査結果報告

メディアセンター黒川センター長よりアンケート調査の結果について説明があった。学内での明確なトラブルは発生していないが、学生全体の30パーセントから何らかのトラブルがあったと言う解答があったことが報告された。週末スクーリングのトラブルが通常スクーリングの2倍発生していること、学生の受講環境が不十分であること、教員の板書量の負荷が高くなるとトラブルが発生しやすくなることが報告された。今後は学生個別の追跡調査を行う。

山本課程長より追加説明があり、岐阜市での2003年のNTTの調査結果について説明があった。

調査結果の公表については原因の特定が難しいことから、公表方法を再度検討すること、原因究明をすること、対策を検討してから公表することが報告された。

石井助教授より板書、授業の情報量が多いことがトラブルの原因になっていることから、どのくらいの量であればトラブルを防ぐことができるのかを周知してほしいという意見があった。

7. その他

(ア) シラバスについて

中田教務委員長より、平成17年度のシラバスの記入について説明があり、平成17年度開設科目の教室ができていないことから、新科目についてのシラバスの記入ができなかったこと、訂正、課題の入力ができなかったことから改めて、記入のお願いをする文書を作成することが報告された。

(イ) 科目修得試験について

水野学部長より説明があった。試験問題の入力を2月末日までに入力していただきたいこと、レポート試験の場合は2月15日までにテーマを入力していただきたい旨依頼があった。

また、やむを得ず試験を受けられない学生についてレポートへの切り替えについて学生から問い合わせの連絡があるので、レポートのテーマも2月末日までに入力をお願いしたい。

(ウ) 学長より

①ブログに記入について、学長が記入をしたことが報告された。大学の宣伝にもなり、コミュニケーションのために有効であることから各教員に依頼があった。

②教授会に特別委員会を作ることについて次の提議があった。

授業を受けられない学生、通信障害があった学生がオンデマンドで授業をもう一度受けられるように大学としてできる限りのことをする必要があるため、時限立法として、オンデマンド特別委員会を発足することにしたい。委員長中田課程長、石田講師、秋吉講師、平良講師に依頼することが報告され

た。

また、授業と授業料の関係についてテキストとスクーリングの授業料のバランスを是正するために特別委員会を作る。委員は運営委員会委員と福田教授、浅井教授、石井助教授とし、理事長、事務局長が適宜参加することで、全体的な意見を集約していきたい。

以上について、水野学部長より、平成20年より独自の教育を行うことができるので、それに向けて、本学の授業のあり方を作っていく特別委員会になること、2つの委員会は教授会の諮問委員会であることの補足説明があった。

次回開催日： 平成16年3月16日（水）

平成16年度八洲学園大学第12回教授会議事録

日 時 平成17年3月16日(水) 14時05分～15時53分
場 所 8階会議室
出席者 高橋、水野、中田、山本(恒)、福田、浅井、渡邊(達)、石井、巖、平良、秋吉、石田
欠席者 なし
オブザーバー 和田理事長、山本(格)、小宮、大石、望月
事務局 吉田、平林、渡邊(真)

定足数の確認 有議決権者12名の出席で、教授会が成立。

審議事項

1. 第11回教授会議事録(案)の確認。(資料1)
前回議事録を確認の後、これを承認した。
2. 平成17年度春学期第2回合否判定について
山本入試委員長より、平成17年度春学期生1次募集第2回合否判定について説明があった。77名の合格者について説明があった。審議の後これを承認した。
3. 入学辞退者の取り扱いについて(資料2)
山本入試委員長より、17年春学期志願者で辞退者が昨年に比べて増える傾向にあること、現時点では学生ではないので、入学辞退者として処理する必要があるため制度を作成する予定であることが説明された。平成17年春学期募集から適用することが報告され、審議の結果承認した。
4. 所属課程の変更について(資料3)
中田教務委員長より、人間開発教育課程の****より家庭教育課程への所属課程変更届が提出されたことについて資料にもとづき説明があり、審議の後これを承認した。
5. 科目等履修生の復学について(資料4)
中田教務委員長より、科目等履修生****より提出された復学届について説明があり、審議の後これを承認した。
6. 学生相談センターについて
渡邊学生委員長より、設置認可申請書に記載されている学生相談センターを開設することについて説明があった。学生相談センターという名称の部屋を設置すること、およびホームページを作成すること、相談担当者を決めて学生の相談に応じることが説明された。審議の結果設置を承認した。
7. 学生の課外活動について
渡邊学生委員長より、現在13の学生コミュニティー団体が登録されており、これらをサークルとして全学的に、対外的にアピールできるように仕組みづくりをすること、そのために要項を制定し、顧問の教員を任命すること、課外活動の対策として傷害保険に加入することが説明された。
水野学部長より、本要項が学生規程に沿って作成されていることが追加説明された。また、資金的な援助について追加検討すること、各団体には年度末に実績報告書の提出を義務付けることが報告された。審議の結果これを承認した。
8. 単位認定基準の一部改正について
中田教務委員長から、学則第23条と24条にある編入学、再入学時の単位認定基準についての細目を定めることについて説明があった。続いて、16年度および17年度入学した学生の単位の認定内容を明確にする旨説明があった。審議の結果これを承認した。
9. 大学教員の採用および承認にかかる選考手順の制定について(資料8)

水野学部長より、人事委員会において表記選考手順を作成したことが報告され、その内容について説明があった。また、大学の人事にかかわる全体方針については今後明確にする予定であることが報告された。
審議の結果これを承認した。

10. 非常勤講師の採用について（資料9）

水野学部長より、平成18年度視聴覚教育メディア論の非常勤講師として下川雅人氏を採用することが資料に基づき説明があり、審議の後これを承認した。

11. その他

(ア) 科目修得試験のトラブルについて

山本人間開発課程長より説明があった。浅井教授の科目修得試験を125名が受験し、通信障害のために不成立になったこと。20時の時点で代替試験を実施することとし、現在受験生に連絡を取っていることが報告された。この件について浅井教授より状況報告があった。試験開始後5分後からコンピュータの学生画面のフリーズがはじまり、教員画面もフリーズした。対応をその場で検討し、代替試験を実施するということになり、36時間の時間制限を設け代替試験を実施した。現時点ですべての学生に連絡がついていない状況なので、もう一度代替試験を実施することが報告された。

(イ) 八洲学園個人情報の保護に関する規定について

和田理事長より学校法人八洲学園の個人情報の保護に関する規定について説明があった。個人情報の取り扱いについて、FDなどで教員に周知する取り組みが必要であること、事務局や支援センターでの注意点等について説明があった。

続いて、水野学部長より、大学として確立すべき事項についての申し合わせを作成する必要があることが追加説明された。

高橋学長より情報をなるべく1箇所に集め、個人で取り込みをしないことを徹底することが説明された。

(報告事項)

1. 平成17年度春学期スクーリング日程の変更について（資料10）

水野学部長より最終的なスクーリング日程が決定したことが報告された。
続いて、吉田事務局長より資料に基づいて変更点について説明があった。

2. 個別報告書の提出について

水野学部長より提出依頼があった。

3. 高等学校卒業程度認定試験について

山本人間開発課程長より、大学受験資格を認定する試験として高等学校卒業程度認定試験が行われることが報告された。高等学校在校生が受験することができること、その際18歳になってから合格認定がされることが報告された。8月に当該試験が実施されるため秋学期の出願者から被認定者が受験する可能性があることが報告された。

4. 家庭教育課程共同研究報告

平良講師より報告があった。2月16日金曜日に倫理文化研究所で会議を実施し、家庭教育アドバイザーについて話し合われたことが報告された。

5. 教育システム安定化ワーキンググループ報告

石田講師より3月9日開催のワーキンググループについて報告があった。

13名の参加者があり、教員ブログの利用について検討されたこと、利用の目的・運用についての話し合いを持ったこと、オンデマンド問題、通信障害問題、個人情報保護法問題について協議したことが報告された。

また、授業終了後すぐに授業をオンデマンドすることができるようになったことがデジタルナレッジから報告された。

6. その他

(ア) キャリアアップの編集について

望月キャリアアップ編集委員長から説明があった。現時点で訂正があるため、この後委員会をもち修正点を検討することが報告された。また、キャリアアップの送付先について教職員から候補をいただきたい旨説明があった。

(イ) 教員便覧について

水野学部長より、非常勤講師から年間予定や授業などについて問い合わせがあるので、「教員便覧」を作成したことが報告された。

(ウ) 紀要の件

水野学部長より、6編の原稿が集まっており、4月中に刊行できるのではないかと報告があった。

(エ) 日程の取り扱いについて

中田教務委員長より説明があった。28日に成績の入力が締め切られる。それ以降、4月10日頃までは研修・研究期間になることが報告された。その際、所在を明確にし、事務局に報告をしておいてほしい旨依頼があった。

(オ) 17年度の授業のオンデマンド扱いについて

高橋学長より、来年度はオンデマンドを一般化することの説明があった。授業を24時間以内に学生に届けることで通信障害対策とすること、教務委員長を中心に検討することが報告された。

(エ) FD委員会報告

中田課程長よりFD研修を3月19日としていたが、4月に延期することが報告された。

次回開催日： 平成17年4月20日（水）

平成16年度
八洲学園大学自己点検評価書

2005年6月15日 発行

発行者 八洲学園大学

事務局 〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42

電話 045-313-5454

16年度自己点検評価委員

委員長	高橋進
委員	水野建雄
委員	中田雅敏
委員	山本恒夫
委員	高鷺忠美
委員	渡邊達生
委員	吉田茂